

木簡研窗

第二〇号

木門研磨

第二〇号



木
簡
學
會

題字
藤枝
見刻

目 次

卷頭言——機器の目・人の眼	和田 茅
一九九七年出土の木簡	
概要	渡辺 晃宏 1
奈良・平城宮跡	山下 信一郎 6
奈良・平城京跡(1)	古尾谷 知浩 23
奈良・平城京跡(2)	原田 香織・三好 美徳 43
奈良・吉野遺跡	松浦五輪美 45
奈良・藤原宮跡	安井 宣也・松浦五輪美 45
奈良・酒船石遺跡	寺崎 保広 52
京都・長岡宮跡	相原 嘉之・寺崎 保広 54
中島 信親・山口 均	大阪・細工谷遺跡 56 京都・長岡京跡左京二条四坊三町 京都・平安京跡右京三条二坊六町 京都・平等院庭園 大阪・大坂城跡 大阪・天満本願寺跡 大阪・堺環濠都市遺跡 大阪・東浅香山遺跡 清水 みき
野島 永・堀 大輔 64	
木村 泰彦 67	
伊藤 潤 69	
吹田 直子 71	
古市 晃 74	
平田 洋司 77	
豆谷 浩之・鳥居 信子 79	
十河 良和 81	
池峯 龍彦・鷲谷 和彦 83	

香川・高松城跡	藤好史郎	福岡・香椎B遺跡	福岡・博多遺跡群	福岡・魚屋町遺跡	水原道範	大庭康時	流本正志
徳島・觀音寺遺跡	藤川智之・和田萃	前田義人	214 205 201				
福岡・上長野A遺跡							
奈良・藤原宮跡	和田萃・鶴見泰寿		224				
兵庫・山垣遺跡(第六号)	加古千恵子・平田博幸	兵庫・袴狹遺跡(第一七号)	兵庫・入佐川遺跡(第一八号)	鳥根・出雲國厅跡(第一二号)	藤田淳	藤田淳	藤田淳
古尾谷知浩					平石	平石	平石
兵庫・袴狹遺跡(深田地区)(第一六号)	藤田淳				充淳	充淳	充淳
再び長屋王家木簡と皇親家令について	八木充				236 235 233	227	224
再び長屋王家木簡と皇親家令について	八木充				236 235 233	227	224
信濃の古代と屋代遺跡群	寺内隆夫				220 219 216		
七世紀の屋代木簡	傳田伊史						
七世紀の地方木簡	鍾江宏之						
（長野特別研究集会の記録）							

七世紀の宮都木簡

鶴見泰寿

律令制の成立と木簡——七世紀の木簡をめぐって

館野和己

討論のまとめ

平川南・佐藤信

書評 佐藤信著「日本古代の宮都と木簡」

仁藤敦史

新刊紹介 大庭脩編著「木簡—古代からのメッセージー」

丸山裕美子

業報

鈴木景二

「木簡研究」第一六一—〇号総目次

研究集会（第一〇回—第一九回）・特別研究集会（新潟・長野）報告一覧

編集後記

清水みき

英文目次

コラム

平城京左京二条二坊十一坪出土の墨書き土器

（渡辺
見宏）

藤原宮出土の「大贊」木簡

（寺崎
保広）

会告

「枳文の訂正と追加」欄の新設について

凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び仮文の記載形式などについては編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「一九九七年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「仮文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。
一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、

遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の仮文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、建設省国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を[▲]で示した。（）内は図幅名である。

なお、「仮文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の仮文・内容」において最少限の言及を行なった。

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、調査ごとの通し番号とした。なお、「仮文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、仮文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「畫」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「林」などについてのみ使用した。

一、仮文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。なお、

「仮文の訂正と追加」の欄において仮文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、仮文に加えた符号は次の通りである（p.2頁第1圖参照）。

「[▲]」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

「[●]」 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。
「[○]」 木簡の上端・下端などに抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。
「[△]」 穿孔のあることを示す。

「[■]」 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

019型式

一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式

小形矩形のもの。

022型式

小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式

長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの。方

032型式

頭・圭頭など種々の作り方がある。

033型式

長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

034型式

長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

039型式

長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式

長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

043型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

049型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状にしてあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

055型式

長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

欠損文字のうち字数が推定できないもの。
前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。
異筆、追筆。

合点。

本簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として軸文の右傍に付し、本文に書き換えるべき文字を含む場合。

()

右以外の校訂註および説明註。

〔〕

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上の要領で右傍に示す。

カマ

筆者・編者が加えた註で疑問の残るもの。

マ、

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

…

同一本簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中间の文字が不明なもの。

II

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行初についたもの。
巻頭國版に写真の掲載されているもの。

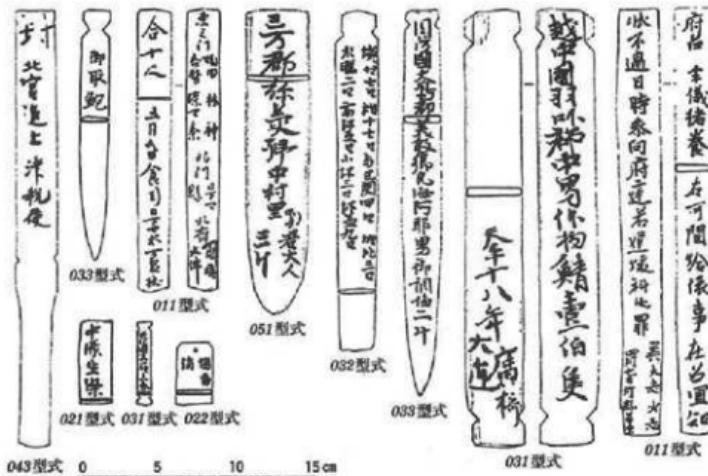
一、組文の最下段に三桁で示した型式番号は、本簡の形態を示す、

つきの一八型式からなる(註第2圖参照)。



第1図 木簡転文の表記法

- 061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
055型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
081型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
091型式 削屑。
- なお、中・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。
- 一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。
- 一、英文目次は天理大学のエドワーズ・ウォルター氏にお願いした。



第2図 木簡の形態分類

奈良・平城宮跡

1 所在地 一 奈良市佐紀町、二・三 奈良市法華寺町
2 調査期間 一 一九九七年（平9）四月～七月、二 一九九七年一〇月～一九九八年一月、三 一九九七年七月

月～一〇月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査会部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡

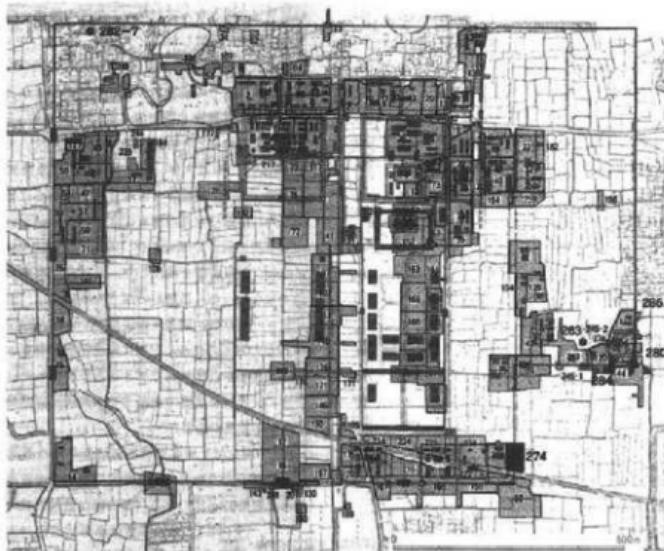
6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 式部省東方・東面大垣（第一七四次調査）

第二七四次調査は、これまで継続して行なってきた壬生門（南面東門）内東方官衙の発掘調査の最終段階として、東面大垣とその周辺約一八〇〇m²を発掘したものである。調査地は奈良時代前半の式部省東官衙、同後半の神祇官の遺構を検出した第一七三次調査区（本誌第一九号参照）の東隣にある宮東南隅である。

調査の結果、奈良時代の主な遺構として、宮東面大垣と造営時の添柱列・堰板溝跡などの関連遺構、溝五条、掘立柱塀二条、掘立柱建物六棟、東一坊大路、暗渠一基、橋状遺構一基などを検出した。



東一坊大路西側溝SD四九五一は、調査区北方にある小子門西脇を経て宮内から南流する排水路で、宮東面外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五一〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切って本溝が改修され、溝最下層に天平宝字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

宮内基幹排水路SD三四一〇は、東面大垣の西側を南流する南北溝で、幅六・〇一七・八m、深さ一・一一・三m。溝の堆積は上下二層に大別でき、奈良時代の堆積土である下層は、幅五・三m、深さ〇・六五一〇・八m。本溝も数度の改修で遷都当初の堆積は残存せず、やはり奈良時代後半の堆積と考えられる。三・四期に区分でき、当初は素掘溝だが、後に溝幅を狭め、石積護岸が施される。

東面大垣SA四三四〇は、宮の東面を画する南北方向の築地堀で、約四八m分を検出した。最大二六〇の掘込地業を施し一層あたり約五〇mの厚さで版築したもので、残存高は最大〇・七m、残存基底幅は最大一・六二mである。下層に掘立柱等はなく、当初から築地堀である。大垣は、奈良時代前半では調査区中央やや北で開口し、そこを東西溝SD一七六五〇が貫流していた。その開口幅は、遷都当初の第Ⅰ期大垣で南北約六・二m、後に狭められ幅約三・六mと

なり、埋立部に難き足しの第Ⅱ期大垣が造営される。最後に開口部を埋めて第Ⅲ期大垣が造られ、大垣は完全に閉塞する。

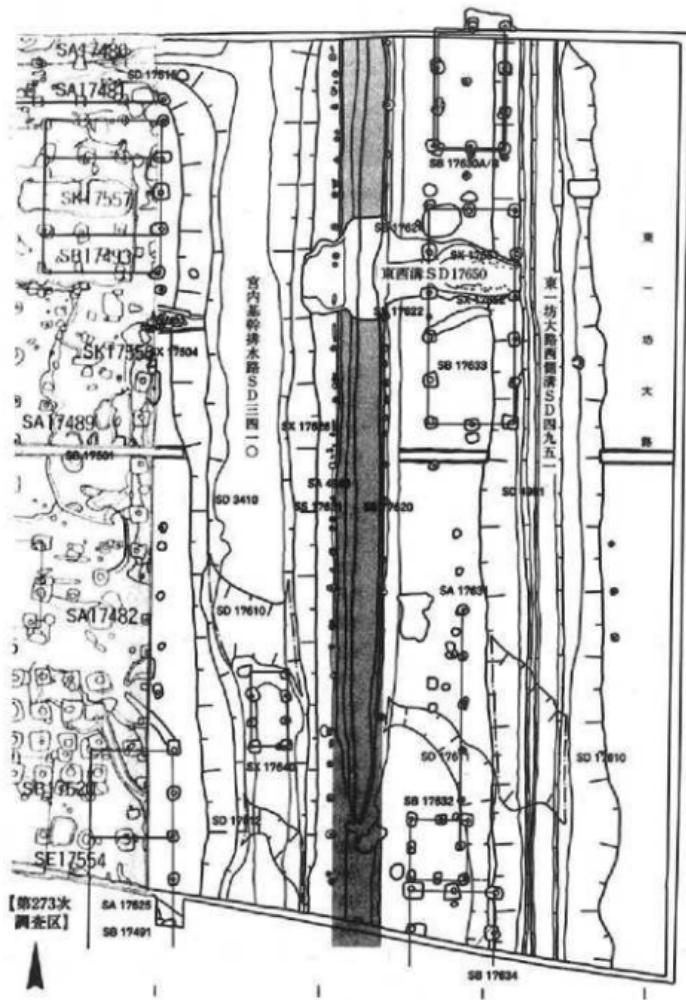
東西溝SD一七六五〇は、東面大垣の開口部分を開渠で抜け、SD三四一〇からSD四九五一に東流する溝。SD三四一〇の水量を軽減し、宮東南隅部分での氾濫を防ぐための分水路と考えられる。

SD一七六五〇Aは遷都当初の素掘溝。幅五・五m、深さ一・五m。大垣造営に先立つもので、第Ⅰ期大垣造営後も機能した。次に、A溝を埋め立て、幅を約二・九mに狭めたSD一七六五〇B、さら

に改修され幅約一・六mのSD一七六五〇Cとなる。B・C溝には大垣横断部分に石の護岸が、大垣からSD四九五一までの間に杭列護岸が設けられた。C溝は、堆積土・埋立土から軒瓦六二・二五A (II-2期-I期)、埋立土から平城宮Ⅲ古段階 (七三〇-七四〇年頃) の土器が出土しており、天平一〇年(七三〇)前後に廢絶、大垣が閉塞する第Ⅲ期の造営もそれ以降と考えられる。

大垣とSD四九五一との間の堀地部分で掘立柱建物五棟、掘立柱堀一条を検出した。このうち、SB一七六三〇A・Bは奈良時代前半、SB一七六三三はSD一七六五〇廃絶後のものである。また、SD三四一〇内で検出した橋状道構SX一七六四〇(術行三回×梁間一間)は溝の水流を利用した便所造構の可能性がある。

遺物は、上記三条の溝から大量に出土した。SD一七六五〇埋立土出土土器は一括性が高く、平城宮Ⅲ土器古段階の好資料である。



第274次調查遺構配置圖 (1:350)

木製品として、加工板、箸状木器、刀装具の様、刀子形、漆器柄、独楽、賽子、算木、すりざさら、琴柱、人形、太刀形、鳥形など、金属製品として、和同開珎・万年通宝・神功開宝・金銅装刀子把口金具、金銅鏡、銅鎧甲金具、鉗具の弓金具、鉗板、丸網、海老簾牡金具、刀子、銅大刀装具、銅製人形などが出土した。瓦類の顯著なものとして、三彩軒丸瓦、綠釉陶木蓋などがある。

木簡は、SD一七六五〇から一〇四六点（うち削層九四四点）、SD三四一〇から八三点（うち削層六五点）、SD四九五一から三〇九五点（うち削層二六六三点）、出土遺構不明一四点、合計四二三八点（うち削層三六七二点）が出土した。SD一七六五〇木簡は、ほとんどB・C溝出土である。SD四九五一木簡は、最下層の木屑混じり暗褐色粘土層とその上のラス混暗灰砂質土・灰褐色砂層を中心に出土した。SD三四一〇木簡は、主に最下層の灰褐色ラス・暗灰粘土層から出土した。いずれも上流の宮内で投棄されて調査地に堆積したもののが多いと考えられ、特定の史料群を形成するものではない多様な内容である。ただ、SD四九五一出土木簡には東坊大路上から投棄されたものが含まれる可能性は皆無でなかろう。

木簡以外の文字資料として、「蘇^{支良女}」「莫取研^{支良女}」「風^{支良女}」「北僧坊」「朝」「支良女」「近衛」「支良女」「西」「泊」「茹」「附名」「朝」「風」などと記した墨書き土器、「修」「理」「中」「真依」「乙万呂」などの刻印瓦が出土した。

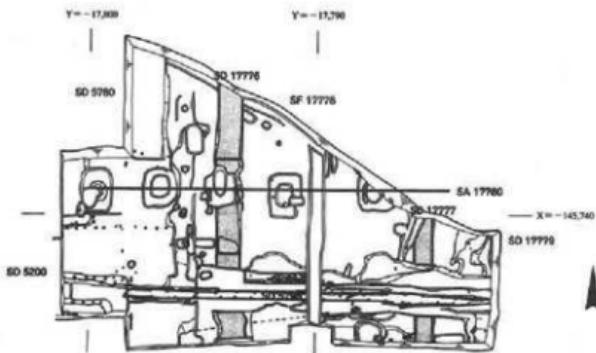
二 東院庭園地区（第二八〇次調査東区）

第二八〇次調査は、東院地区の庭園遺構周辺で南・北・東区の三カ所合計約七〇〇m²を発掘した。南区では、東院東南隅部分を調査し、東面大垣・南面大垣とその雨落溝、二条糸間路北側溝、庭園の池に伴う溝、ラス敷などを検出した。従来「隅櫓」と呼ばれていた櫛閣状建物SB五八八〇の全貌が解明され、二間×二間（八尺等間）の身舎に間口一六尺の庇が西と北につく建物、あるいは三間×二間の東西棟に間口一六尺の北庇が東寄りにつく建物であると想定される。北区では、庭園内の東面大垣西側を調査した。東区では、東二坊坊間路と二条糸間路との交差点北部を調査し、二条糸間路北側溝SD五二〇〇、東二坊坊間路路面とその東西両側溝などを検出した。東二坊坊間路には新旧二時期があつて、当初は坊間路相当の道路として造成され、後に大路と同等の道路上に拡幅されたことが判明した。

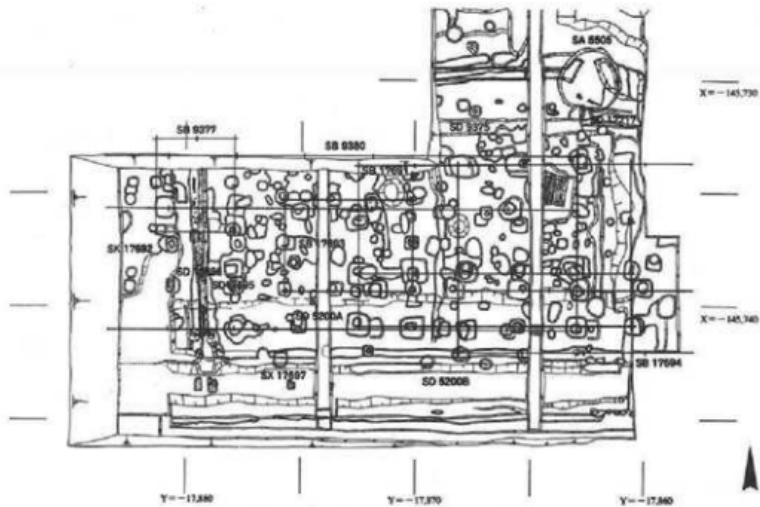
木簡は東区の調査のうち、SD五一〇〇から三点、拡幅後の二条糸間路東側溝SD一七七七九から一点、合計一四点出土した。

三 東院庭園地区（第二八〇次調査南区）

第二八〇次調査は、東院庭園の園池南西部の北区、南面大垣から二条糸間路北側溝までの南区、合計約七五〇m²を発掘した。北区では東院上層園池SG五八〇〇B、奈良時代末期の州浜SX一七七一〇、二期の園池南岸建物SB一七五八二・SB一七七〇〇などを



第280次調査東区遺構平面図 (1:250)



第284次調查南区遺構平面図 (1:250)

検出した。南区では南面大垣SA五〇五・五、大垣南雨落溝SD九三七五とその下層の東西溝SD一七七・一、二条駅間路北側溝SD五二〇〇A・B、壙地上で建物五棟・土坑などを検出した。SD五一〇・Aは、遷都当初開削のAa溝と、北岸で約一・七m南にずらしてAa溝の二時期がある。SD五一〇・Bは、SD五一〇・Aを南

うち、掘立柱東西棟建物SB一七六九四は最も新しく、桁行三間以上（九尺等間）×梁間二間（九・五尺等間）の身舎に南庇（九・五尺）がつく。しかしSD五一〇〇Bbが機能する奈良時代末期には、壇地部分は再び空閑地となつたと考えられる。

8 木簡の积文・内容

に約三田ずらし開削したもので、石組み護岸のないBa溝、改修して石組み護岸を施したBb溝の二時期がある。Ab溝からBb溝への改修時期だが、第一二〇次調査で和銅・養老の年紀木簡が出土した。今回もAa溝から養老六年（七二二）の木簡が出土したが、櫛郷城下の可能性がある荷札木簡（三四）も出土しており、確言できない恭仁遷都前の天平間前半と推測しておく。SD五二〇〇Ba段落では、それまで空閑地であった畠地部分に建物が建てられた。この

一式部省東方・東面大垣（第二七四次調査）

- | (1) | (2) | (3) |
|--|----------------|-------------------------------------|
| 「内藏出絶十四匹 上総布十端 糸卅綱
凡布十端 布四十匹〔段方〕」 | 右依内侍牒進 | □□□六斤養老五年十端〔月方〕
〔162×32×1〕 01* |
| ・「申進殿門 薦草十尺八尺束 又菅十尺八尺束道守□合在之中者八尺束此者
〔臣方〕」 | 362×32×1 01* | □老五年四月辰時付神人安麻呂〔月方〕
〔162×32×4〕 05 |
| ・「養老三年十月八日 知末呂申 | 362×36×4 011 | 〔162×32×4〕 05 |
| (4) | (5) | |
| ・「□内親王宮 □
〔神龜方〕」 | 〔162×32×4〕 088 | |

(6)	中務省解	091
(7)	「召高橋」 <small>〔国カ〕</small> □足	137×34×3 011
(8)	・大倭国進稻六十四□ 「」 □足	137×34×3 011
(9)	「伊豆国那賀郡那賀郷」 □足	137×34×3 011
(10)	・「△美濃国厚見郡大」 <small>〔國カ〕</small> △郷 ・「△米六斗」 「」	137×34×3 011
(11)	「△智夫郡由良里鴨マ」 <small>〔國カ〕</small> △斤	137×34×3 011
(12)	「△伊予国伊予郡古鯛」 <small>〔國カ〕</small> △口	137×34×3 011
(13)	・△塙年魚入一斗七升六合 ・△員一百卅口 「」	137×34×3 011
(14)	「内舍人平」 <small>〔群カ〕</small>	091
(15)	「便カ無位」 <small>〔便カ〕</small> □部 □□□	091
(16)	・高夫」 <small>〔久カ〕</small> □高夫□	091
(17)	・「榎本連少床」 「」 高夫久 穴人	091
(18)	・「△神正月」 <small>〔酒カ〕</small> △得足 右三 物マ	091
(19)	□若桜郡牛養	091
(20)	土師宿林□□	091
(21)	□連山守□	091

(65)×2×6 019*

- | | | | |
|----|--|--|------------------|
| 23 | □三十九升 | 「老々五年」
〔老々五年〕
〔老々五年〕 | (24)×16×1 081 |
| 24 | 造醬 | 「請請食常」
〔請請食常〕
〔請請食常〕 | 208×(6)×3 081 |
| 25 | □ | 「謹啓申請錢」
〔謹啓申請錢〕
〔謹啓申請錢〕 | (115)×58×6 019 |
| 26 | 宮内基幹排水管SD三四一〇 | 「請問食五」
〔請問食五〕
〔請問食五〕 | (25+83)×22×4 019 |
| 27 | ・□上 瓜四丸 茄子六丸 使秋女」
「西大寺元興寺□□供養」
六月八日国麻呂 | 「草湯作料所請如前」
〔草湯作料所請如前〕
〔草湯作料所請如前〕 | 160×29×2 011 |
| 28 | ・「V端多郷戸主葛木
・「V回□麻呂」
同小国 | 「内務所請真魚」
〔内務所請真魚〕
〔内務所請真魚〕 | (72)×(11)×2 081 |
| 29 | 〔裏面二朱貫通ノ小孔ホホ等間隔二一四アリ〕 | 「進酒捌升合」
〔正月一日茨田鶴國〕 | 218×28×5 011 |
| 30 | 〔裏面二朱貫通ノ小孔ホホ等間隔二一四アリ〕 | 「進酒八升一合」
〔正月一日茨田鶴國〕 | 201×23×2 011* |

(37) 進上□□

・宝字五年十一月五日

(130)×(19)×5 081

(38) [質方] □□武口 依政所宣上

(135)×(19)×3 081

[子ガ] □三百卅五枚女瓦 四百五十枚辟瓦
(420)×(27)×4 081

□日料

(59)×22×2 081

□十八日秦一□

(76)×19×2 039

(39) 「諸□□繩一方少進大伴

□

(135)×(19)×3 081

・「諸□□繩一方少進大伴
・「十二月七日私部〔人成ガ〕」

171×35×2 011

「伊豆国田方郡久良鄉物部宿余麻呂調X
(175)×33×3 039

40 「
伊勢部吉成
安倍永年

昌賢達

(122)×29×3 039

・「書生子部人主 大資人紀東人 四月廿六日
合添人

湯坐二□

(85)×(12)×6 081

41 十九日參 内舍人

264×24×2 011

「安房国安房郡□

(97)×15×3 089

42 「
川村各五枚

自員外破板十枚。」

(109)×25×2 081

43 「
・「越前國江□

44 「
若狹國三方〔郡ガ〕

(97)×15×3 089

45 「
・「天平宝字X

46 「
・「天平宝字X

(97)×15×3 089

47 「
・「出雲國仁多郡横田鄉前分一籠

48 「
・「出雲國大原郡来次郷前〔諸ガ〕
天平宝字六六年
〔字ガ〕」

(174)×20×6 031*

129×31×5 032

1997年出土の木簡

63	・「△播磨国美嚢郡平野郷」 ・「△阿波国名方郡」	(75)×17×1.5 039	62	・「従従七位下紀朝臣貞」 ・「△船身道衛衛国益」	(106)×(15)×6 001
64	「△阿波国名方郡」	120×24×3 032	63	□造高「所カ」	141×14×3 011
65	□□仕丁養物陸伯文」	(86)×8×3 019	64	□本監「伊カ」	001
66	「鹿穴未齧」	(111)×19×3 019	65	「女「端カ」」	149×55×6 011
67	「△村社隊尖脛」	(97)×31×3 039	66	（端） □ □	
68	「○五千文重卅六斤」	55×22×4 022*	67	大伴虫麻 ・「△津鶴鳥」	091
69	・「○一千文天平宝字六年十月」 ・「○貴民領木盛進德」	100×17×6 022*	68	・「△曹男足」	144×33×3 011
70	「○貴三野廣足」 ・「△從八「位トキ」」	81×15×3 051	69	佐波臣「△麻加」	(136)×(9)×6 081
	□□□□□	(96)×33×5 081	70	「阿倍「△佐貴」」	127×15×8 011
	□□□□□			上道朝臣	091

71 長谷部□□

□一忌部小龍
(刻様)

(114)×13×4 081

72 ×郡□高郡車[郡々]
□□久[郡合七郡]

(223)×(34)×10 081

73 薦□□□放□

三井郡里人公侯マ□万邑

(15)×(13)×5 081

74 薦□□□放□

「^レ」
「^レ」
「^レ」

(113)×(45)×7 065

75 「歎」具染□
(段方)
□□□

(15)×(13)×5 081

76 麻三斤八兩二分四銖
□麻□五斤十兩鹿角□

(153)×53×3 061

77 □□□

150 5×52×3 061

78 □木綿一枚

160 5×3×3 061

79 天平宝字六年(織木口)

長(84)×1516 061*

80 □大伴部馬[甘カ]
〔山カ〕
〔子カ〕

(刻様)

181×27×3 032

81 「^レ」
「^レ」
「^レ」

(42)×(13)×1 061

82 痘下村主□

(刻様)

160 5×11×3 061

83 □淨足阿瀬□

(43)×(23)×1 061

84 □足走河内国

(65)×(21)×1 061

85 山代国相來□…□
〔泉カ〕

(52+24)×(10)×(2) 061

86 河内国(被服)

(71)×(26)×1 061

67	〔原カ〕 口里糖 (定期)	(71)×(25)×1 061
68	〔国カ〕 山背□ (定期)	(61)×(23)×0.5 061
69	矢田部 (定期)	(62)×(23)×1 061
70	〔主*〕 ○主 化	(65)×24×7 019
71	「。善戊戌 戊」 「。娶善戊」	156×47×1 065
72	□妻善妻娶時來 ・□眼見眼見不如手作	157×47×2 065
73	「。鷗坊北一倉匙」 「。〔不得預〕」	(145)×20×9 019*
74	〔刻印〕 大鑿□	(61)×(14)×2 061
75	「少國麻呂 口間入長一尺□」 ・「V 一寸 □ — □」(削り残り)×(57)×21×2 039	
76	「比者無□」	
77	「前神神□」 「灰灰疣庇」	
78	「甲斐」	
79	〔士 木善佐美 忍 乃止國 人國國〕 未年 (表裏二人物画及び相模絵アリ)	
80	〔午カ〕 □未 申 西 戌 □ 寅 午 □ □ 〔辰巳午カ〕	(200)×47×4 065
81	〔刻印〕 夕タタタタタタ 午未申酉戌亥子 〔丑カ〕	65×(26)×3 061

(1)は、内蔵寮が、施・上絹布・糸・凡布などを「内侍牒」によつて支出、某所に進上した際の送り状である。「内侍牒」とは、天平八年(七三六)の「内侍司牒主新所」「大日本古文書」「編年」以下

「大日吉」と略す「二一四・八月」のように、「内侍司の牒のこと」であろう。内蔵寮は中務省に属し天皇の宝物や日當の物品を掌る官司。内蔵寮が内侍の命で織機製品を支出する例としては、御服料などは、季節毎に内侍の宣に従つて織殿寮に出しあてるという「延喜式」卷

一五内蔵寮の規定が参考になる。本木簡は綾などと高級織物を含まず、御服に關係するかは疑問だが、織殿寮宛の可能性は残る。「内侍牒」により内蔵寮が物品を進上する宛先は自ずと限られよう。

(5)の内義王の候補として、裏面の年号「神龜」を根据にすれば、吉備・阿倍・井上・不破などが挙げられる。(6)は、中務省解と書した削肩。(7)は、高儀国足を召す召文。天平一〇年に遠江少掾であつた人物(「大日吉」一一〇八頁)と同一人が不明。(8)は大儀国(天平九年一二月に大義國と改名する以前の名称)の進補木簡。下端から三分の一あたり、左から右下に抹消の墨線が引かれる。裏面は飲酒に関すると思しき興味深い習書。あるいは書状の草葉か。(9)は荷札。(10)は美濃國の米の荷札。「和名抄」厚見郡条には市侯郷がみえるが、本木簡の署名の第一字めはかすかに残る墨痕による限り「大」と読める。(12)は伊予國の古跡の荷札。これまで類例はない(「平城宮木簡」一、三六一等など)。(13)の高夫久は高句麗系の高氏

の一族か。

SD三四一〇出土木簡は点数が少ない。(14)は瓜・茄子の進上木簡か。(15)は西大寺・元興寺での仏事における「供養」に関わる物品の付札か。南都諸寺のうち西大寺・元興寺の二カ寺で行なう「供養」の実態については不明。上端を圭頭とし、下端を尖らせ、中央や下に切り込みを入れるやや異型の木簡である。(16)は荷札。幡多郷は、河内国茨田郡・揖津国有馬郡・遠江国長下郡・相模国余縫郡・備前国上道郡・淡路国三原郡に所在しており、特定できない。

SD四九一出土木簡は、内容としては、食料・布・錢など物品を請求する木簡、伊勢・伊豆・安房・若狭・越前・出雲・播磨などの荷札、板・瓦など造営に関する木簡、錢の付札などがある。

(18)は布を請求する木簡。表に異筆があり、裏面記載は常支給の請求の習書か。(19)は錢を請求する文書木簡。

(20)は、吉田古麻呂が草湯を作る材料を請求した木簡。草湯は草薑(煎じ薑)と考えられる。請求先は典薑寮か。医薬関係であることから、吉田古麻呂は、吉田宜の子で奈良時代後期から平安時代初めにかけての医家・吉田連古麻呂と同一人と見なせよう。古麻呂は、宝亀七年(七七六)に正六位上から外從五位下になり、延暦三年(七八四)に侍医のまま内薑正に任じられた人物。なお、「延喜式」卷三七典薑寮に「凡五位已上、有須草薑者、就薑請之」とみえ、貴族が草薑を典薑寮に請求できる規定があるが、古麻呂はそもそも医

家であり、本木簡を古麻呂が五位に昇進後のものと見なす必要は必ずしもなかろう。ところで、本木簡には草湯作科の具体的な内容が記されていない。請求の具体的品目は別の木簡に書かれ、複数枚で情報が伝達されたのか、あるいは別紙などに書かれていたのかは不詳。

(4)は内務所の魚請求木簡。「内」は天皇の意味か。(4)は酒の進上木簡。記載内容は同一。同筆と思われ、法量もほぼ同じであるが、函が数字が大字で日付・署名が小書き右寄せであるのに対し、(4)は一行書きで数字も大字を用いず、書風もより大らかである。元日付けで珍しく、正月各官司で儲された製糸に供する酒に関わるものか。

(5)は、政所の宣によって□□を進上した木簡。「政所」の語を記した木簡は、調査区の上流、宮内の第一、第二次調査、第一〇四次調査で出土例があるが(『平城宮木簡』一、二六、二五号、『平城宮発掘調査出土木簡概報』(以下「概」と略記)一一一五頁)、具体的にどこの官衙ないしは貴族家のそれかは不明である。

(6)は親の請求に関する木簡か。「進」は、「職」「坊」の第三等官。(7)は、本調査区南側の第三(次調査)の木簡で、奈良時代末のSD三四〇・SD一二五〇から出土した「^同食式升少進大伴宿祢」^{所持}などとある木簡(『平城宮木簡』三、三五三八号)と書式・記載が類似しており、(6)の「少進大伴」以下欠失部にも「宿祢所持」と書いた可能性が高い。ちなみに、第二五九次調査でも「大伴少進」と書いた木簡が東西溝SD一、一六〇〇(SD三四一〇・四九五)の上流域の宮内道

路南側溝)から出土し、奈良時代末の皇后宮職官人と推定される(本誌第一八号参照)が、これら三者の関係は判然しない。

(8)は、六人の名前を連ねた歴名。召文の類か。左右は二次的削りか。表の上部には現状では墨痕が確認できない。「昌賢達」「子部人

主」「紀東人」は天平勝宝年間の造東大寺司写経所関係文書に散見する人物である。昌賢達は天平勝宝六年(七五四)一月に東大寺写経所の装潢として布施を受け(『大日占』一三一一四月、同七年二月、四月に東大寺の請経使となっている人物(同)一三一三一頁、三一六〇八頁、一三一七四頁)。書生の子部人主も天平勝宝四年

二月にみえる(『同』一一一三六頁)。紀東人は、天平勝宝四年七月、同五年八月に大納言藤原仲麻呂家から東大寺務所へ請経使として赴いた仲麻呂家資人(同)三一五八五頁、四一九七頁)。東人の肩書き

「大資人」は、「オホトネリ」と謂じて大舎人を意味するか。(4)の裏面、日下の「秦一□」は、第二五九次調査でSD一、一六〇〇から出土した春宮坊主膳監修にみえる秦一万か(本誌第一八号参照)。

(9)は安房國の荷札。安房國は天平一二年上総國に併合されており、恐らく、天平宝字元年(七五七)再置後ものであろう。(10)-(12)は出雲國の荷札。(10)に「前分」とみえ、(11)も同じであろう。「前分」は文獻的には貢納物を収納する際の役人の手数料と言われるが(『続日本紀』天平勝宝八年一月丁巳条)、木簡の「前分」の語義は未詳。類例として、奈良県藤原京跡右京五条四坊、兵庫県見藏岡遺跡

で出土している（本誌第一五・一六号参照）が、平城宮で「前分」と記した荷札木簡が出土したのはこれが初めてで、注目に値する。

四四四は錢の付札。額は錢五千文の付札。記載の三六斤四兩は、

「貰」の字と名前しか記載されていないが、⁶⁹と同様に錢の付札とみなせよう。天平勝宝七歳（七五五）の班田司史生の三努（美努）広足（大日古）四一八・八（貰）と同一人か。

一斤＝六〇〇・六七〇gとして計算すると二一・七五・二四・二八kgとなり、一文の重さは四・三五・四・八五gと算出できる。重量的にみて、本木簡が付された錢は天平宝字四年鋳造の万年通宝とみても過不足ない。⁶⁹は、民領の木高進徳が一千文を「貰」した付札。一千文の下、日付は右寄せ小書きを意識して書き出すが、宝字以下は再び大きな字で中央に書す。「貰」は、一千文を単位として差し錢にすることが、「民領」の語は、第三三次補足調査（城）西一五頁）や西隆寺跡出土木簡などにみえ、業務の責任者の意。木

高氏は大化前代に散見する百濟系氏族であるが、八世紀の所見は珍しい。「・。一千文 年月日／・。貫民領某」なる木簡の出土例としては、第一〇四次調査東院西辺の南北溝SD三三三六C（SD四九五）の上流域に相当）から出土した、天平神護二年（七六六）二月の「山口三上」（長さ一〇五・幅一八・厚さ五）、〇二三型式、「城」一

一一一六頁）があり、書式・形態・法量が酷似する。また、第一七二次調査内裏東大溝SD二七〇から出土した「・。一千文」、

○□□□□□（長さ八四・幅二・厚さ四）、〇二二型式、「同」一九

一二七頁）も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貰

・民領惠我馬妻」と軒轅でき、これらと同様の木簡である。⁶⁹は

四四四の「上道朝臣」は、天平宝字元年（七五七）七月、上道臣斐太

都が橘奈良麻呂らを密告した功をもつて朝臣と賜姓されて以降のも

の。国史では他に千若・広成の例が知られるが、平城京時代の者と

しては斐太都のみが文献的に知られるだけである。

四四四の「公僕マ」は、天平宝字元年三月に君子部を吉美侯部と改め、ほどなく吉弥侯部に改められ、また、姓「君」が天平宝字三年一〇月に「公」字に改められているので、それ以後の表記と思われる。

四四四は、槍脣に墨書したもの。同一個体か。⁶⁹は形状類似の

薄いやや幅広の長方形の材（用途未詳）に墨書されたもので、ほぼ

一括して出土した五点の一部である。記載内容に記号もあり、その

意味は不明。⁶⁹は「善妻娶時來」などと書いた書簡木簡。別に類似の表現がみえ、出土地点も近接しており、⁶⁹と⁶⁹は一連のものか。

四四四は、鷲坊の北一倉の匙（海老鏡の牡金具）の所謂キーホルダー木

簡。鷲坊の所在地については確言できないが、「続日本紀」天平勝

宝八歳（七五六）一二月己酉条や「造寺雜物請用帳」（大日古）二五

一三二六頁）にみえる法華寺の外鷲院か。⁶⁹は十二支を記した木

簡。二条大路木簡などに類例がある（城）二二一四頁、二九一四〇

頁、三三二一四頁）。

四四四も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貰

・民領惠我馬妻」と軒轅でき、これらと同様の木簡である。⁶⁹は

- (1) 東院庭園地区（第一八〇次調査東区）
東二坊坊間路東側溝S.D.一七七九
「若狭国遠敷郡〔佐分郷〕」
(260)×25×3 019
- (2) 「く美作国勝田郡川辺郷唐米五斗」
「V□□□□□」
190×21×7 032
- (3) 「V讚岐国寒川郡造太郷□□□唐米五斗」
171×21×5 032
- (4) □天平神護二年
(91)×(36)×3 081
- (5) • □ 口夜〔跡カ〕
・ □ 口夜〔跡カ〕
・ □ 口夜〔跡カ〕
二条金岡路北側溝S.D.五二一〇〇
(150)×(16)×6 081
- (6) 天天（表二花咲鳥ノ絵、裏二花ノ絵アリ）
(140)×(53)×17 065
「V 若狭国遠敷郡野〔鶴田里カ〕」
・「V 穴太子人〔口俄〕」
・「V 穴太子人〔口俄〕」
二条金岡路北側溝S.D.五二一〇〇
(149)×(10)×3 081
- (7) □田朝臣」
- (1) (2)(3)はいずれも荷札。(1)の佐分郷は、天長二年（八一五）七月に遠敷郡から大飯郡が分立して以降は大飯郡に属する。(2)(3)は唐米の荷札。(5)は習書。(6)は用途不明の木製品の破片に墨書きしたもの。表には文字以外に、細長い茎の先につぼみがつく植物と、葉が生い茂る枝をくわえる尾の長い鳥が描かれ、裏には五弁の花を中心とし、周間に三葉一对の葉が数枚生えた植物が描かれている。
- 三 東院庭園地区（第一八四次調査南区）
二条金岡路北側溝S.D.五二一〇〇A
「竹」
・ □山陽道〔駅カ〕
長等□
(142)×(11)×3 081
- (2) 「召」
(42)×(9)×1.5 081
- (3) □万口 壮々三三綱
(128)×23×2 019
- (4) 「V近江国印勘郡〔源佐郷カ〕」
「V穴太子人〔口俄〕」
二条金岡路北側溝S.D.五二一〇〇
(179)×28×4 083
- (5) 「V 若狭国遠敷郡野〔鶴田里カ〕」
・「六々〔ハカ〕」
・「V 穴太子人〔口俄〕」
二条金岡路北側溝S.D.五二一〇〇
(174)×14×3 081

(6) □右美作國英多郡

・秦人マ□万呂三斗 「□□」

(125)×18×3 059

(7) □家家家家家家家家家
・家方家家家家家家家家家
・通字顛□□□尾澤

(272)×23×2 081

二条各間益北側溝SD五〇〇B

(197)×28×7 081

(8) ×郡野田郷謫マ□

二条各間益北側溝SD五〇〇B

(111)×(26)×2 031

(9) 「△貯酢」

(10) □□□□□

(203)×(16)×4 081

・義老四年八月一×

(1) は、山陽道の駅長等に発した符形式の文書木簡の断片で、注目される。ただ、いかなる主体が符を駅長に発給するのか、詳細は検討を要しよう。(2)(3)は一括して出土した材質酷似のもの。直接接続はしないが、一連の可能性がある。(4)(5)(6)は荷札。(4)の「印勘部」は伊香郡のことか。(5)の「野」以下の割書き部分の墨痕は極めて薄

い。左側面は一次的調整を被る。(7)は習書。(8)の「野田郷」は、

【和名抄】では下総国通堀郡・越前国丹生郡・同足羽郡に所在する。

(9)は、貯(イガイ)。駄貝とも)のすしの付札。左側面は割れ。(10)の養

老の年紀木簡は、本来SD五二〇〇Aの遺物であったものが、SD

五一〇〇Bbの裏込めに混入したものか。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八

三」(一九九八年)

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三四(一九九八年)

(山下信一郎)



(奈良)

奈良・平城京跡(1) 奈良・平城京跡(2)

1 所在地

一・二・三 奈良市法華寺町、四 奈良市横瀬町、五 奈良市三条大路二丁目

2 調査期間

一 一九九七年(平成9年)七月一〇月、二 一九九八年一月一月、三 一九九七年一〇月一月、四 一九九七年一月一九九八年三月、五 一九九七年五月

3 発掘機関

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者

代表 町田 章

5 遺跡の種類

都城跡

6 遺跡の年代

八世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

一九九七年度に奈良国立文化財研究所が行なった平城京内の発掘調査では、次の五件(六ヵ所)において計七七一点の木簡が出土した。

一 左京二条二坊十・十一坪、二条三条間路(第二八・一次調査)
この調査は分譲住宅建設に伴うもので、面積八七〇坪の調査区を設けて実施した。主な検出遺構には、二条三条間路SF七〇九五及びその北側溝SD七〇九〇、南側溝SD七一〇〇、門SB七一〇などがある。

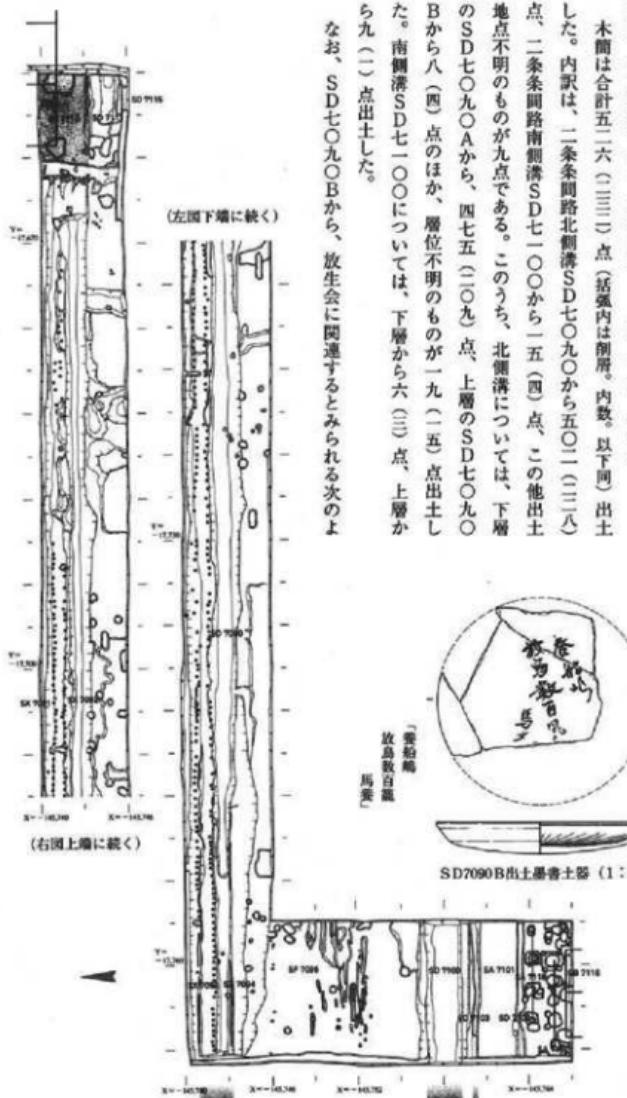
SF七〇九五は路面幅約一二坪、側溝心々間約一六・二坪を測る。SD七〇九〇は長さ約一一〇mにわたり検出した素掘りの東西溝で、奈良時代中頃に改修されている。改修前の溝SD七〇九〇Aは、幅約三・八mで、東流している。改修後の溝SD七〇九〇Bは、幅約二・〇mで西流し、当初の流木方向とは逆転している。この改修は門SB七一〇〇の基壇がSD七〇九〇Aを埋め立てた上に築かれていることから考えて、この門の造営に伴うものとみられる。

SB七一〇〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条三条間路と東二坊坊間東小路が丁字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年(七四八)であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀淨土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

SD七一〇〇は、約二三mにわたって検出した、幅約四・六mの素掘りの東西溝である。堆積は大きく上層、下層に分かれる。

本簡は合計五二六(二三三)点(括弧内は削層。内数。以下同)出土した。内訳は、二条条間路南側溝SD七〇九〇から五〇二(二三八)点、二条条間路南側溝SD七一〇〇から一五(四)点、この他出土地点不明のものが九点である。このうち、北側溝については、下層のSD七〇九〇Aから、四七五(二〇九)点、上層のSD七〇九〇Bから八(四)点のほか、層位不明のものが一九(二五)点出土した。南側溝SD七一〇〇については、下層から六(三)点、上層から九(二)点出土した。

なお、SD七〇九〇Bから、放生会に関連するとみられる次のよ



第281次調査遺構平面図 (1:400)

うな墨書を底部外面にもつ土師器皿が出土した。

「養船嶋」

放鳥数百籠

馬糞」

外面はナデ調整を、内面は一段の放射暗文を施している。

二 左京二条二坊十一坪（第八九次調査）

この調査は分譲住宅建設に伴うものである。第二八一次調査区のすぐ南にあたり、左京二条二坊十一坪を東西に二分する地点を含む。

調査面積は約一八二m²である。

検出した主な遺構は、二条糸間路SF七〇九五及びその南側溝SD七一〇〇、奈良時代前半の東西溝SD七二九〇A・B、同じく奈良時代前半の掘立柱建物SB七二九一・七二九一、奈良時代後半の門SB七三〇〇、同じく奈良時代後半の東西溝SD七二九五A・Bなどである。

SF七〇九五は南端のみ検出した。SD七一〇〇は、幅四・五m、深さ〇・七mの素掘りの溝。土層は大きく上層・下層に分けられる。SD七二九〇Aは、幅〇・四m、深さ〇・五mの素掘りの東西溝である。調査区西端のみで検出し、大部分はSD七二九〇Bと重なっているが、本来は調査区を東西に貫流していたと思われる。

SD七二九〇Bは、幅一・六m、深さ〇・六mの素掘りの東西溝である。SD七二九〇Aと同じく南側溝SD七一〇〇の南肩から約

二・〇mの間隔をおいて流れ。SD七二九〇Aを拡幅して調査区西端で北折させたもの。土層は大きく上層・下層に分けられる。上層は人為的な埋土で、下層は堆積土である。調査区西半では、最下層に木屑を多く含む砂層を検出した。下層から郡里制下の付札が出た。短時間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側層し、最上層から奈良時代初頭の土師器が出土しているので、比較的短期間で埋め戻されていることがわかる。十一坪内の排水を南側



左京二条二坊十一坪調査位置図 (1:3000)

溝に流すために設けられた溝と思われる。

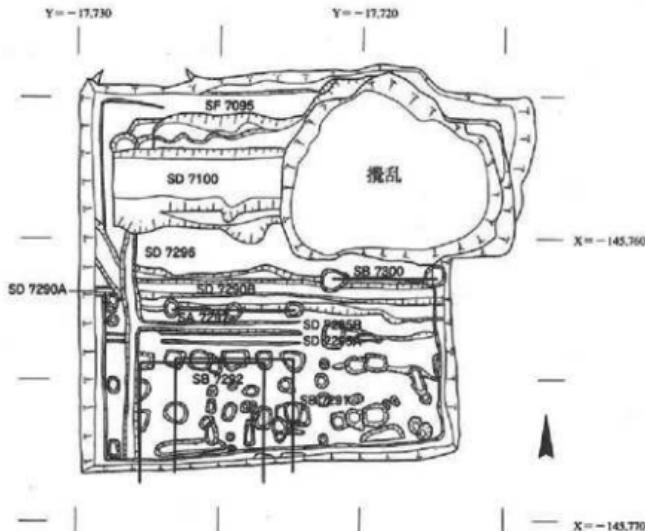
SB七二九一・SB七二九二は、いずれも十一坪内の南北棟建物で、桁行三間以上、梁間一間で、柱間は七尺等間である。東西にわずかにずらして建て替えているが、柱穴の重複ではなく、いずれが古いかは決められない。これらの柱を抜き取った後に、後述するSD七二九五Aの木樋を掘えている。

SB七三〇〇は、左京一条二坊十一坪の北に開く棟門である。柱間約三・九m(一三戸)。東西溝SD七二九〇Bを埋め戻した後に築かれている。この門の存在から、この東西延長上、つまりSD七二九〇Bを埋めた上に十一坪の北面築地が造られたことが想定できるが、築地基底部の積土は削平されていて検出できなかつた。

SD七二九五Aは、門SB七三〇〇に取り付く築地の南雨落溝である。調査区中央部分では幅約四五m、現存長約四・〇mの木樋を設けているが、それ以外は幅約〇・六m、深さ約一五mの素掘溝である。木樋の四隅に沈下防止用の瓦を敷いているが、うち一点は六六三C_b型式の軒平瓦であり、木樋、さらには築地、門SB七三〇〇の造営時期が平城遷都後に降ることが推定できる。

なお、築地北雨落溝は検出しておらず、一条三条間路南側溝SD七一〇〇と兼用していたと考えられる。

SD七二九五Bは、SD七二九五Aを北にずらして付け替えたもの。調査区中央部では幅四〇mの木樋を設けている。北側板は現存



第289次調査遺構平面図 (1:200)

長約〇・八mであり、南側板はSD七二九五Aの木橋北側板をそのまま用いている。木橋以外の部分では幅〇・四m、深さ一五cmの素掘溝である。

木橋は合計三一点出土した。

内訳は、SD七一〇〇から一三点、SD七二九〇Bから一八(一)点、

SB七二九二の柱穴から一点である。

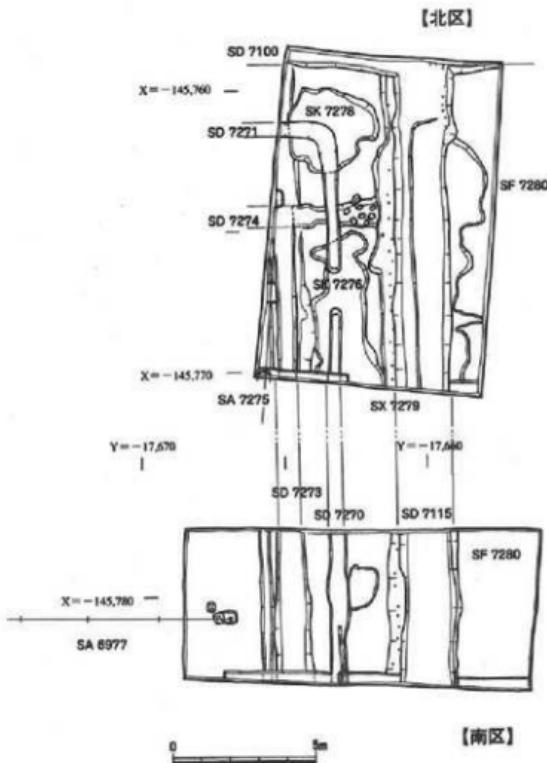
三 左京二条二坊十一坪(第二八二一〇次調査)

この調査は個人住宅建設と駐車場建設に伴うもので、南北に近接した二つの調査区を設定して実施した。調査面積は計五〇m²。遺存地割では左京二条二坊十一坪東西の東二坊坊間東小路と北面の二条小路が交差する地点、及び交差点の西南部分の坪内にあたる。

検出した主な遺構は、東二坊坊間東小路SF七二八〇及びその西側溝SD七一一五、二条条間路南側溝SD七一〇〇、東西溝SD七

二七四、南北溝SD七二七〇、東西溝SD七二七一、南北溝SD七二七三、土坑SK七二七六などがある。

東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五は上端幅一〇m、底部幅一・四m、深さ約〇・七mの南北溝である。



第282-10次調査遺構平面図 (1:200)

SD七二七四は幅〇・八m、深さ一五cmの東西溝で、北区の中程で西側溝SD七一五に流れ込んでいる。底部には直径二〇cm前後の浅いくぼみが連続しており、底石を抜きとった痕跡とも考えられる。西湖溝SD七一五の東側は東二坊坊間東小路の路面敷SF七二八〇にあたる。やや東に向かって高くなっているが、舗装を施していた形跡はない。

二条条間路南側溝SD七一〇〇については溝の南肩を検出したにとどまる。溝の堆積土は西側溝SD七一五と一体となっている。

南北溝SD七二七〇は西側溝の西肩から一九・一・〇mの間隔をおいて西にある、断面が箱形の南北溝で、北端は西に延びる東西溝SD七二七一に接続する。東西溝SD七二七四よりも古い。幅四〇・六〇cm、深さは二五cmほどで、北区の中で一・二mの間隔切れており、この部分に向かって南北から溝底が次第に浅くなっている。溝の中には南区で薄い板材が重なった状態で埋まっており、また平城宮一期ないし二期に属する時期の土器片が多く出土した。

東西溝SD七二七一も二条条間路南側溝SD七一〇〇の南肩から約二mの位置にある。このし字形に続く溝は、道路側溝の内側で十坪を開む施設と推定される。

SD七二七三は西側溝SD七一五の西肩から三・一・三・六mの間隔をおいた位置にある、幅八〇・一・一〇cm、深さ約二〇cmの南北溝である。この溝は小路西側溝との間に想定される築地塀の西側

雨落溝と考えられる。

なお、この築地塀想定位には築地の痕跡はなく、浅い不整形の土坑SK七二七六があり、木簡や木製品などが廃棄質土とともに堆積していた。

木簡は合計五四(一)点が出土した。内訳は、東二坊坊間東小路西溝SD七一五から四一二(一)点、土坑SK七二七六から六点、東

側溝SD七二七四から三点のほか、出土遺構不明のもの四点がある。

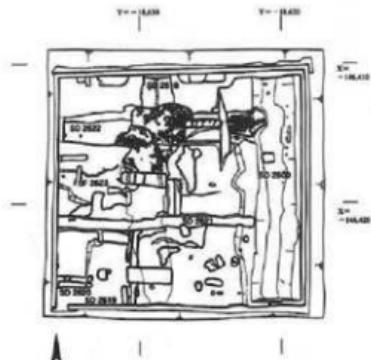
四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

この調査は工場改築に伴い実施したものである。調査地は平城宮の南端から四〇〇m南に位置する。調査は第二八八・二九〇次の二次にわたって行ない、総面積は約二〇〇〇m²である。

第二八八次調査区は北区と南区に分かれれる。

北区(約四〇〇m²)では、朱雀大路と三条条間路の交差点の検出を目的とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇、その西側に想定される三・四坪東辺築地塀西側の南北溝SD二六一八、三条条間路SF二六二三、及びこの南側溝SD二六二一、北側溝SD二六二二のほか、溝三条などを検出した。

このうちSD二六〇〇は奈良時代を通じて機能した。一方、三条条間路小路は当初造られず、三・四坪東辺をSD二六一八が貫流しており、少なくとも三・四坪は一括した占地が行なわれていたらしい。その後、三条条間路小路を設けてこの部分のSD二六一八を埋



第288次調査北区遺構平面図（1:400）

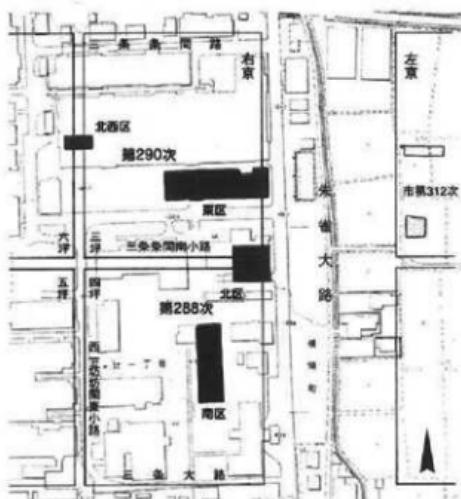
め、三・四坪は分割される。但し、三条東間南小路東端の朱雀大路西側溝SD二六〇〇を渡る部分に橋が設けられたような痕跡はない。南区（約六〇〇坪）は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

第二九〇次調査区は、東区と北西区に分かれる。

東区（約九〇〇坪）は、三坪内の様相を明らかにすることを目的

とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇のほか、堀五条、掘立柱建物四棟、溝一条などを検出した。

北西区（約一〇五坪）は、西一坊坊間東小路の検出を目的とし、同小路SF二六四一、及びその東側溝SD二六四〇、西側溝SD二六四一などを検出した。



右京三条一坊三・四坪調査位置図（1:3000）

このうち、木簡は、第

二八八次北区及び第二九

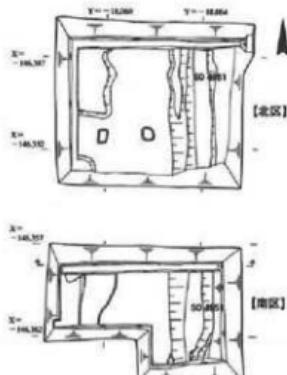
〇次東区の朱雀大路西側
溝SD二六〇〇から合計

二一点出土した。SD二
六〇〇は、幅約三・〇m、

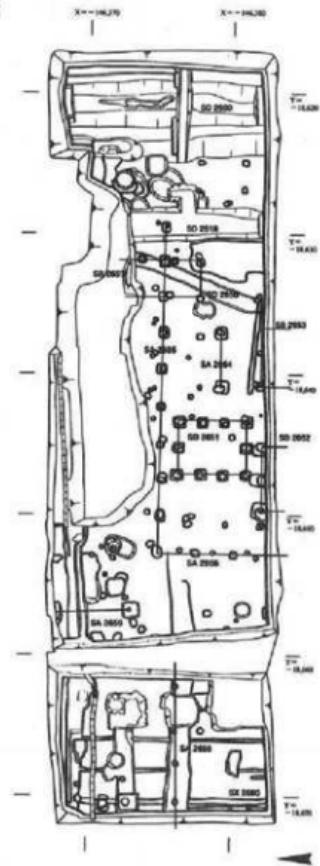
深さ約〇・九mで、両岸
に部分的に護岸の杭が残
つていた。

五 左京三条一坊十四 坪（第二八二—二九〇次調査）

この調査は店舗建設の事前調査である。左京三条一坊十四坪東辺
のほぼ中央部にある位置に、南北二つの調査区を設定した。検出
した主な遺構は、東一坊大路西側溝SD四九五一である。この溝は
一九九七年度の第二七四次調査（平城宮小字門南の東面大垣の調査。本
号六頁、山下信一郎「奈良・平城宮跡」参照）、一九六五年度の第三二
次調査（平城宮東南隅の調査）、一九九二年度の第三三四一九次調査
（左京三条一坊十六坪東辺の調査。本誌第一五号）、一九七九年度の第一
一八一八次調査（左京三条一坊十五坪東辺の調査。本誌第二号）などで
木簡が出土した溝の下層にある。土層は大きく二層に分かれ、
木簡はSD四九五一の下層を中心に一三九（一一二）点が出土した。



第282-3次調査
遺構平面図（1:300）



第290次調査南区
遺構平面図（1:400）

8 木簡の釋文・内容

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路（第二八・一次調査）

二条条間路北側溝SD七〇九〇A

(1) 「符」野守ヶ(2) 「隨到」通々
「□而□」(3) 「宿侍司人」屋方呂火司
「真人」皇方呂
「右三人」六月八日
(177)×(16)×2 081*(4) 「後宮務所」任大見治人水乱
「九月一日」
(177)×(16)×2 081*(5) 「進上。御倉條架八枝又御垣」木二枝合十枝
「六月廿六日本守角万呂」
222×27×4 011(6) 「兵衛少少初位」〔請數〕
「重前」
「子」
「進上」
「兵衛少少初位」
(121)×(12)×3 081(7) 「貴カ」
「子」
「進上」
「兵衛少少初位」
(104)×(18)×2 081(8) 「九月七日角万呂」
(206)×(19)×2 081(9) 「兵衛少少初位」
「請數」
(223)×(33)×2 019(10) 「廣カ」
「滿郡下長倉里梗春俵イシタケ」
156×17×5 032(11) 「尾張国丹羽郡」〔廣カ〕
「里白米五斗」
173×17×3 051(12) 「駿河郡古家里春日マ麻々呂調堅魚十一」
(201)×(22)×2 081(13) 「付カ」
「神人荒尾」
「年三月十七日大生」
(81)×(20)×4 081

04 「近江国浅井郡益」

「近江国」

266×24×3 032

20 「美濃国山県郡出石郷」

「九マ」

「万呂三斗」

」

・「守マ阿止見三斗右六斗」

197×30×5 033

05 「近江国」

「井ガ」

」

182×20×3 033

06 「浅井郡新家」

「里ガ」

」

135×16×2 033

07 「浅井郡新家」

「里ガ」

」

135×16×2 033

08 「近江国伊香郡余須郷戸主粟田臣船麻呂」

「粟田臣」

=

21 「牛麻呂庸米」

」

135×16×2 033

09 「一俵」

天平廿年九月廿六日

」

135×25×3 031*

10 「里勝族百足庸口」

」

135×25×3 031*

11 「十九卅九」

(刻書ニヨル重書)

135×23×4 032

12 「十九卅九」

(刻書ニヨル重書)

135×23×4 032

13 「青海郷」

「川里」

「主カ作カ」

「連豐」

」

135×23×4 019

六斗神

「亀ガ」

」

135×23×4 019

14 「野木本郷栗栖田郷刑マ石寸」

」

135×23×3 033

15 「庸米六斗」

」

135×23×3 033

16 「廣」

」

135×22×4 033

- 27 「 \vee 丹波国何鹿郡文井郷根本里 $\square\Box\Box\Box\Box\Box$ 一人六斗 \vee
〔加乎木本〕」 245×25×5 031
- 28 「 \vee 佐須里伊支須二斗」 156×23×4 032
- 29 「上岡里人 $\square\Box\Box\Box$ 〔廣庭々〕」 (140)×17×3 051
- 30 「 \times 郡法太里 \vee 」 31 「 \Box 人俵 \vee 」 32 「 \vee 美作国真鶴郡 \Box 〔天平 \times 〕」 (89)×(14)×5 039
- 33 「 \vee 備前国乾意毗宅斗伍升 \vee 」 225×23×8 031
- 34 「 \vee 備前国大來郡八浜里御調
・「 \vee 魚腊一斗五升」 35 「 \vee 安芸国佐伯郡中 $\Box\Box\Box$ 〔(143)×21×3 039〕」
- 36 「 \vee 周防国大 \times 」 37 「 \vee 周防國大 \times 」 38 「 \vee 阿波国板野郡 $\Box\Box\Box\Box\Box\Box$ 〔(147)×(19)×5 039〕」
- 39 「 \Box 天平 \times 」 39 「 \vee 阿波カ〔板野カ〕 〔 $\Box\Box\Box\Box\Box$ 〕」 39 「 \vee \Box 〔(84)×(12)×5 039〕」
- 40 「 \Box 郡 $\Box\Box\Box\Box\Box\Box$ 〔高井郷カ〕 〔家里物マカ〕 〔依カ〕」 41 「 \vee 阿波国名方郡佐濃郷 \Box 〔(157)×23×5 019〕」
- 42 「 \vee 刀林 \Box 〔阿兵マ古万呂〕 〔同マ佐婆〕」 43 「 \vee 讀岐国香川郡成 \Box 〔秦公貢 \vee 〕 44 「 \vee 讀岐国多度郡御井郷神奴鳥庸米六斗 \vee 〔(79)×23×3 039〕」 45 「 \vee 神龟五年 〔(74)×17×5 039〕」 46 「 \Box 郡旦地郷川音里 \Box 〔(12)×26×4 069〕」
- 47 「 \Box 麻六斗 \Box 〔(21)×26×4 069〕」

43	「 <u>田比之弘鹿皮一枚</u> 」	132×27×5 032
44	「 <u>四 廉米六斗</u> 」	(131)×22×6 019
45	「 <u>平</u> 」	
46	「 <u>平</u> 」	
47	「 <u>平</u> 」	
48	「 <u>斗</u> 」	
49	「 <u>斗</u> 」	
50	「 <u>斗</u> 」	
51	「 <u>度田里廷一連</u> 」	141×27×5 032
52	「 <u>鷗一俵</u> 」	(89)×29×5 039
53	「 <u>五斗七升</u> 」	(111)×29×5 039
54	「 <u>部</u> 」	
55	「 <u>首鄉</u> 」	(89)×20×5 039
56	「 <u>口</u> 」	
57	「 <u>天平廿年九月</u> 」	189×35×8 051
58	「 <u>五斗和銅八年八月八日</u> 」	(160)×25×5 039
59	「 <u>五斗</u> 」	
60	「 <u>校丸部嶋守二月廿九日</u> 」	(146)×29×5 039
61	「 <u>六百十八文</u> 」	167×25×3 032
62	「 <u>合百十一文</u> 」	119×26×4 032
63	「 <u>市廿三文</u> 」	114×23×3 032
64	「 <u>耕三分</u> 」	70×20×2 032
65	「 <u>左衛士右</u> 」	96×27×4 031
66	「 <u>右大殿</u> 」	115×18×4 032

69	・「△耳中マ百 ・「△右八月□廿九」	(59)×23×4 039
70	「△七氣丸求給遺无難中丸尔在△」	223×23×3 043
71	「△比壳太利 破奈利古 米字□」	(205)×29×4 081
72	「△東十四日不十□□參束廿日□」	183×(11)×5 081
73	・「△子木區〔板釘カ〕六長□○」 ○	
74	○。板附平釘廿八長八分	
75	・「△前勝万呂 物名安万呂 □比萬野連益國」	(173)×55×5 061
76	・「△大原史栗櫻万呂 □□□□□」	(101)×18×2 019
77	・「△□□□□大麻呂」	(303)×(15)×4 061
78	・「△□□□□大麻呂」 從八位上上毛野□牛糞カ」	(287)×(10)×7 081
79	・「△神人部〔神カ〕」 〔表題〕	
80	・「△□□□□大爾波女」	
81	・「△大私」	(47)×(26)×2 081
82	・「△万呂 宇万呂 大食 小熊」	(269)×25×2 081
83	大村 右五人	

84	「丈々足」 〔□□〕(尺地洞)	(40)×(16)×3 081
85	「尾張□」 〔□〕	(84)×(28)×3 081
86	「通一牛」 〔□牛〕	(103)×(15)×3 081
87	「栗二依」 〔□栗〕	(103)×(15)×3 081
88	「以胡光亮井」 〔□以胡光亮井〕	(75)×(23)×3 019
89	「夜夜夜」 〔□□□〕	113×44×3 011
90	「南南道道」 〔□□道道□〕	(106)×(11)×5 011
91	「謹謹謹」 〔□□□〕	(35)×(35)×2 081
92	「日上子」 〔□日上子〕	111×35×3 011
	「日学而時習之」 〔□日学而時習之〕	
	「不我學」 〔□不我學〕	
	「子○子」 〔□子○子〕	
	「識」 〔□識〕	
	「○士」 〔○士〕	(310)×42×4 019
	「○ノ他ニ副リ残リノ趣意アリ」 〔○ノ他ニ副リ残リノ趣意アリ〕	
93	「孔子謂季氏八」 〔□□□□□□□□〕	(106)×15×4 019

1997年出土の木簡

091	□□□「口受×」	二条春闌路北側溝SD七〇九〇m
091	□□□年□□	〔銅カ〕〔九月カ〕
091	出土地点不明	
091	□千磯マ刀良□ 玉作マ五百足	〔口〕 (186)×(11)×7 083
091	「○甲第五應受五□三」	(242)×(6)×5 081
091	二条春闌路南側溝SD七一〇〇上層	
091	「秦足人恐々頬首啓□□□□侍者 右令□須來月望」	
091	〔冀件尊宅カ〕	
091	「□□□□享思沢	
091	神龜元年七月十九 〔口〕 〔口〕 〔口〕	〔日〕 (23)×(10)×6 011
091	□上物マ宮万呂	〔奉カ〕 (177)×(10)×7 081
091	「由加□□御□□男」	〔奥カ〕〔君カ〕
091	「□□□□□□□□」	〔三カ〕
091	廿四日幸行□	(186)×(10)×4 069
091	茶□□	
091	林□林林林	
091	千千千千□	
091	林□林林林	
091	茶□□	

×調締毫×

(32) × 25 × 4 081

「鮓三隻口」

(32) × 20 × 4 019

□古万呂
・上十丈マ尔口

(12) × 20 × 4 019

玉作口
・大伴得口

(12) × 15 × 3 081



「書口」(コノ他、表裏二人面・動物画ナドアリ)
(27) × 15 × 3 081

(20) × 8 × 7 019

SD七〇九〇A (改修前) 出土の木簡では、年紀を記したものと

して、初の和銅八年(七一五)、後の神亀五年(七二八)、24の神「鬼
カ」(七二四一七二九、17259)の天平二〇年(七四八)、4の天平…

(七二九一七六七)がある。これらを含め、郡里制下(大宝元年「七
〇一」～靈龜三年「七一七」)の年紀または地名表記をもつものが九点、

郡里制または郡里制下(大宝元年「七〇一」～天平二一年「七四〇」)
のものが四点、郡里制下(靈龜三年「七一七」～天平二一年「七四
〇」)のものが五点、郡里制または郡里制下(靈龜三年「七一七」)
のものが九点、郡里制下(天平二一年「七四〇」)のものが三
点ある。これらの分布をみると、調査区中央部の約四〇町の範囲で

は郡里制以後(七一七-)のものが集中し、郡里制のものがみられないのでに対し、他の地区はほとんど郡里制のもので占められるという際だった偏りを示す。

内容をみると、後宮所からの文書本簡⁽³⁾が注目される。文意は

不明であるが、「後宮」の語が律令の規定通り用いられていたとす
ると、妃、夫人、嬪を指す。出土したのが現法華寺、つまり藤原不

比等邸のすぐ南であったことを考へると、立后前にここに居住して
いた聖武夫人藤原光明子にあたる可能性が高く、この木簡は光明子

の家政機関から発給された文書ということになる。なお、以上の推
定が正しければ、日付が「閏九月一日」とすると神亀四年(七一七)

以外に可能性はなく、光明子が皇子を出産する(閏九月一日)直
前である。他に光明子に關係する可能性があるものとしては、「右
大臣」と記した付札⁽⁴⁾がある。これが右大臣を指すとすれば、藤原

不比等、長屋王あるいは藤原武智麻呂が候補となろう。

また、付けが多いことが注意される。貢進地別にみると、駿河国
駿河郡古家里(1213)、近江国浅井郡(14159)、丹波国氷上郡(12
99)、阿波國板野郡(12158)に偏りがある。税目をみると、庸米付
札(170809070446切など明記されたもの八点、その可可能性の高いもの
四点)が多い。これには越中國衛士義錢付札⁽²⁾も併せて考えるべきであろう。なお、特にみえる「官作衛士」は、官の造営に携わる
べき衛士が存在したことを示しており、軍防令第一條衛士上下条

の「即非別動、不得雜使」の規定との関わりで注意される。

」の他、宿直を報告する文書木簡⁽²⁾、造営資材に関する木簡⁽⁴⁾⁽⁵⁾

⁽⁶⁾、左衛士府関係の付札⁽⁶⁾、薦の封筒木簡⁽⁷⁾、論語の青書⁽⁸⁾、錢付札など錢に関するもの四箇類が注意される。なお、⁽⁴⁾の錢付札にみえる丸都鷹守は、正倉院文書に天平一年(739)から天平

一二〇年(748)頃にかけて経師などとしてみえる人物と同一人か。⁽⁶⁾にみえる「耳中」は後に「紀」に改められた〔続日本紀〕宝龜四年五月辛巳条⁽⁹⁾が、「續日本紀」以外の史料ではこれが初出であろう。

(6)裏面の「年」は則天文字を用いる。
SD七〇九〇B(改修後)からは和銅□年九月とみられる年紀をもつ鈴が出土した。削屑であり、木簡作成の日付を示すか否かは不詳。SD七一〇〇では、上層から神亀元年(724)の年紀をもつ文書木簡⁽⁴⁾が出土している。

一一 左京二条二坊十一坪(第二八九次調査)
二条南門路南側溝SD七一〇〇

(155)×(15)×6 039

「 国 郡 郡 戸主」

〔尾治^(カ)愛知郡^(カ)〕

〔武義郡^(カ)〕

〔 郡高^(カ)里^(カ)〕

□ 亀元年

「白表マ大麻呂唐米六斗俵」

〔白^(カ)マ^(カ)唐^(カ)米^(カ)六斗^(カ)俵^(カ)〕

〔 麻^(カ)六斗^(カ)〕

〔 麻^(カ)六斗^(カ)〕

〔 麻^(カ)六斗^(カ)〕

〔凡^(カ)人冬之俵^(カ)〕

〔 凡^(カ)人^(カ)冬^(カ)之^(カ)俵^(カ)〕

(155)×(15)×3 061
(80)×17×5 019

217×27×6 011

217×27×6 011

217×27×6 011

「 柄」

「小銭一柄」

〔 小銭^(カ)一^(カ)柄^(カ)〕

217×27×6 011

東西溝SD七一九〇B

「 豆三升 右^(カ)領人等充^(カ)」

〔 豆^(カ)三升^(カ)右^(カ)領^(カ)人^(カ)等^(カ)充^(カ)〕

〔付大伴マ島万呂 廿七日 午時〕

〔付大伴^(カ)島^(カ)万^(カ)呂^(カ) 廿^(カ)七^(カ)日^(カ) 午^(カ)時^(カ)〕

〔 山背国相楽郡^(カ)里^(カ)〕

161×(12)×5 028

(155)×21×3 019

(2) 中上 生マ油^(カ)
・「美濃国片県郡^(カ)」

〔 油^(カ)〕

(1) 「 」
中上 生マ油^(カ)
・「 」

152×(20)×5 081

(10) 「 」
・「 」

〔 〕

(9) 「 」
・「 」
・「付大伴マ島万呂 廿七日 午時」

〔付大伴^(カ)島^(カ)万^(カ)呂^(カ) 廿^(カ)七^(カ)日^(カ) 午^(カ)時^(カ)〕

388×(31)×3 081

388×(31)×3 081

獨立柱建物SB七二九一柱穴

(1) 「丹波国多紀郡宗マ□」

・「戸主和専マ黒麻呂庸×

(120)×27×5 039

SD七一〇〇出土木筒の中には、郷里制下、恐らく神龜元年(七

一四)と見られる年紀を持つもの(4)がある。また、庸米付札も見ら

れ(5)(6)、第一八一次調査の二条条間路北側溝SD七〇九〇出土

木筒と共に通する傾向がうかがえる。

三 左京二条二坊十一坪(第一八)一一〇一次調査)

東二坊塙岡東小路西側溝SD七一五

(1) 「令申

(2) 「当月人 □

(3) 「美濃国安八郡大田郷

・「大□君□米六斗俵」

・「播磨國鴨郡

・「〔猪甘〕六□

(4) 「臨伎国智夫郷由良郷□□

(5) 木本村御賛□

(186)×(19)×4 061

(128)×31×4 019

(186)×(19)×4 061

(6) 「九百 [枝々] 菅作古□□

(7) 「大伴マ田毛流七斗五升

・「〔名々〕人部足□□

・「〔名々〕人部足□□

(156)×(14)×5 051

(8) 「〔名々〕人部足□□

(9) 「參河國宝祇郡度津郷 [海松] 大六斤

117×19×3 032

・「〔名々〕人部足□□

146×21×2 032

・「〔名々〕人部足□□

116×21×1 019

(11) 建建諸諸諸諸諸□

(186)×(16)×6 061

東西溝SD七一七四

(12) 「臨伎国智夫郷由良郷□□

(87)×25×3 039

SD七一五出土のものでは、村を単位に貢納されたと思われる
貢の付札(5)が注目される。そのほか郡郷里制施行(七一七年)以後

の美濃国のおそらく麻糸付札とみられるもの(3)、播磨国の付札(4)がある。SK七二六からは參河国の付札(9)や、習書などが、SD七二七四からは隱岐国の付札(2)などが出土した。付札は両者とも郡郷里制以後のものである。

四 右京三条一坊三・四坪 (第二八八・一九〇次調査)

朱雀大路西側幕SD二六〇〇

(1) 「召 水」

(2) 「内舍人尊」

(3) 「下道」

(4) 「下道臣」

(5) 「下道臣」

(6) 「□□米六斗」

(7) 「□波米五斗」

(8) 「<備後国西良郡>」

(9) 「犬養マ」(10) 「下道臣」(11) 「下道臣」(12) 「下道臣」(13) 「下道臣」(14) 「下道臣」(15) 「下道臣」

129×23×5 032

(1) は、主戦監が所管の春宮坊に対する宿直者の名を報告した文書

(114)×24×5 038

(7) □波米五斗「」

(114)×24×5 038

(1) ~ (4) が第二八八次調査、(5) ~ (7) が第二九〇次調査出土分である。

(1) は、召文である。下端は折れている。(2) は、備中國下道郡の、

(3) は備後国西良(世羅)郡の米の付札である。

(4) は隱岐国周吉郡の軍布(メ)の付札、(5) は阿波国アワビの付

札である。

五 左京三条一坊十四坪 (第二八一~三次調査)

東一坊大路西側幕SD四九五一

(1) 「主戦監」

(2) 「申宿」

(3) 「少録正六位上」(4) 「少録正六位上」(5) 「少録正六位上」(6) 「少録正六位上」(7) 「少録正六位上」(8) 「少録正六位上」(9) 「玉様」(10) 「米七俵」

(11)×(26)×2 061

(11)×11×4 019

(11)×17×5 039

(11)×23×5 032

木簡である。春宮坊関係の木簡は、第三二次調査において検出した、この溝の上流にあるSD四九五一、及びこれに合流する二条大路北側溝SD一二五〇、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇などから奈良時代後半のものが出土している（平城宮木簡三）。また、第三三次調査区の北方にあたる第一〇四次調査でも、SD四九五一の小子門を越えた宮内の上流部にあたると思われる南北溝SD三二三六から、やはり奈良時代後半のものと考えられる春宮坊関係木簡が出土している（平城宮発掘調査出土木簡叢報一二）。さらにその上流、造酒司推定地の南を調査した第二五九次調査でも、宮内道路南側溝SD一一六〇〇から同様の奈良時代後半のものが出土している（本誌第一八号）。今回の第二八一—三次調査出土の（1）は、年代を考える手がかりがなく、以前に出土したものと一連のものか否かは確定できない。どこで廃棄されたものであるかも検討を要する。

(2)に見える少録は、八省または省レベルの官司の第四等官であるが、記載されている正六位上の位階は八省少録の相当位である正八位上より高い。（3）は玉のためし（見本）の付札である。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九八—
III」（一九九八年）

同「平城宮発掘調査出土木簡叢報」三四（一九九八年）

（古尾谷知浩）



(奈良)

本調査は、近鉄西大寺駅
南土地区画整理事業に伴う
もので、調査地は平城京右
京三条三坊七坪の西辺部中

奈良・平城京跡(2)

央付近に位置し、発掘面積は九〇〇坪である。

- 所在地 一 奈良市青野町、二 奈良市宝来町
- 調査期間 一 一九九七年(平9)九月一~二月、二 一九九七年九月一~一月

- 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 調査担当者 一 立石堅志・原田香織
二 三好美穂・大庭淳司

遺跡の種類 都城跡

- 遺跡の年代 一 奈良時代・室町時代、二 調文時代、弥生時代、奈良時代
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要

- 一 右京三条三坊七坪
(第三七八一四次調査)
- 二 右京三条四坊十坪(第三八六次調査)

木簡は、井戸SE五一六から一点出土した。この井戸の掘形は、平面陽丸方形で、東西三・三m、南北三・二m、検出面からの深さ一・六mである。枠の構造は方形板組横棟留めで、内法は〇・九m×〇・九mである。枠内の埋土から木簡とともに奈良時代後半から長岡京期の土器が、掘形の埋土から奈良時代後半の土器が出土した。その他の遺物には、西三坊坊間路東側溝から出土した和同開珎、横柄、三彩小壺蓋、三彩杯か皿の破片、綠釉碗、円面鏡がある。また、これまでのところ墨書き土器四点、質記号のある土器一点を確認している。このうち文字の判読できるものは、須恵器杯底部内面に書かれた「□考所」、須恵器杯蓋頂部外側に書かれた「大」、須恵器甕口縁部外面に線刻された「十」がある。

検出した奈良時代から平安時代の遺構には、西三坊坊間路、同東側溝、西三坊坊間路に面し坪内を南北二分する位置にある西向きの門、掘立柱建物一棟、掘立柱塀一條、井戸二基がある。この他に西三坊坊間路西側溝の位置を踏襲する中世の流路がある。

木簡は、井戸SE五一六から一点出土した。この井戸の掘形は、平面陽丸方形で、東西三・三m、南北三・二m、検出面からの深さ一・六mである。枠の構造は方形板組横棟留めで、内法は〇・九m×〇・九mである。枠内の埋土から木簡とともに奈良時代後半から長岡京期の土器が、掘形の埋土から奈良時代後半の土器が出土した。その他の遺物には、西三坊坊間路東側溝から出土した和同開珎、横柄、三彩小壺蓋、三彩杯か皿の破片、綠釉碗、円面鏡がある。また、これまでのところ墨書き土器四点、質記号のある土器一点を確認している。このうち文字の判読できるものは、須恵器杯底部内面に書かれた「□考所」、須恵器杯蓋頂部外側に書かれた「大」、須恵器甕口縁部外面に線刻された「十」がある。

り、その際に掘立柱列や土坑など数多くの遺構を検出している。今回は十坪内の宅地の様相を把握することを主目的として、約八〇〇坪の調査区を設定し実施した。

調査の結果、縄文時代の土坑一基、弥生時代の自然流路一、奈良時代の掘立柱建物二棟、掘立柱塀二条、井戸三基の他に、時期不明の自然流路二を検出した。

奈良時代の建物は、規模が小さく、建物の主軸が国土方眼方位の北で東に振れているものが多い。掘立柱塀も北で東に振れる傾向が窺われる。発掘区の南端では、三条余間路が近いためか建物などの遺構は検出できなかった。井戸は、三基とも井戸幹は既に抜き取られており残存しない。このうち、一基の井戸の抜取り穴からは今回報告する木簡をはじめ、奈良時代中頃の土器類・須恵器・瓦片・種子・畜糞・著が遺物整理用コンテナで計六箱分が出土した。

弥生時代の自然流路は、一部を検出しだけで、西端と北端は発掘区外へ続いたため全長は不明である。深さは、検出面から〇・二メートルを測る。流路内の堆積土には、弥生土器片、サヌカイトが含まれていた。サヌカイトは小さな剥片が多く認められたため、自然流路の堆積土ごと採取した。現在、土壤を洗浄しながらサヌカイト片を選別している。

縄文時代の土坑は、弥生時代の自然流路の下層で検出した。東西径一・一m、南北径一・三mの平面積円形の掘形で、深さは〇・三

mである。埋土からは、縄文土器破片、石器(叩石、台石)が出土した。奈良市内では縄文時代の遺構が検出された例は少ないが、本調査地から北東七〇〇mの音原町付近に位置する音原東遺跡では、縄文時代後期～晩期の石器や自然流路が検出されている。こうしたことから、本調査地周辺に縄文時代の集落がある可能性も十分に想定されるため、今後は、奈良時代の下層をも含めた綿密な調査が必要であると考えられる。

8 木簡の积文・内容

一 右京二条三坊七坪 (第三七八—四次調査)

(1) 「山背国京都」

83

木簡の上端から刀物を入れて削ぎ取った削屑で、上端は木簡の原形をとどめている。この削屑と同材と思われる削屑の小片三點が同じSE五一六の井戸幹内から出土したが、いずれも墨痕が認められず接合もしなかつた。

「京都」は、都を指す一般名詞と考えられ、「京師」ほど頻度は



—(1)



二(1)

高くないが『続日本紀』にも七例用例がある。このうち天平一二、一三年の記事に恭仁京を指す例が三例まとまっているのが注意されるが、今回の木簡の「山背国京都」は、共伴遺物の年代からみて長岡京を指す可能性がある。

二 右京三条四坊十坪（第三八六次調査）

(1) □其□[麻々]□

(130)×31×4 061

文字は全体に左寄りに書かれている。「麻」は麻と糸がかなりずれているが一文字とみられる。全体の文意は不明であるが、糸は麻糸を意味するものかと考えられる。

なお、両調査出土の木簡の訛説・解釈については、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。

9 関係文献

奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書（第一分冊）平成九年度』（一九九八年）

（一）原田香穂、二 三好美徳・松浦五輪美

奈良・青野遺跡

あおの
奈良・青野遺跡



(奈良)

所在地	奈良市青野町
調査期間	一九九七年(平成9年)七月一~二月
発掘機関	奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
調査担当者	篠方正樹・安井宣也
遺跡の種類	集落跡
遺跡の年代	中世
遺跡及び木簡出土遺構の概要	

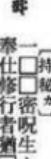
近鉄西大寺駅南方地域では、一九八八年度から土地整理事業に伴い広範囲にわたる発掘調査を実施している。この地域は奈良盆地北西部の西の京丘陵東側に形成された緩傾斜扇状地にある。事業地全体が平城京城で、南半には飛鳥時代から中世の複合遺跡である普原東遺跡が重複して存在する。

今回の調査は、奈良市第
三七八一三次調査として事

業地北寄りで実施した。平城京右京一条三坊七坪北東部の様相確認を主な目的としたが、奈良時代の造構とともに中世の建物・塀・井戸・土坑を検出した。同時期の造構はすぐ南隣の調査地でも確認されており、これらの中世の造構群を大字名をとつて青野遺跡と仮称する。

井戸枠に墨書きが確認された室町時代の井戸SE五二八は、調査区東寄りで検出した。掘形は東西一・三坪、南北一・二坪の平面隅丸方形で、検出面からの深さは一・八mである。井戸枠の構造は一边〇・八mの方形縦板横枝留めである。縦板は一边につき三枚で構成され、横枝は下から二段部分が遺存していた(例えば、東辺の縦板を北から順に「東側北」「東側中」「東側南」、北辺の横枝下段を「北横枝下」とよう示す)。枠内の堆積物中から、一五世紀末から一六世紀初頭の瓦質土器が出土している。

8 木簡の跋文・内容

(1)		(東側北)	1493×282×29 061	(2)		(東側中)	1587×276×27 061
(3)		(東側北)	1570×275×28 061	(4)		(東側南)	1594×273×24 061
(5)		(西側北)	1572×278×28 061	(6)		(西側中)	1594×267×24 061
(7)		(西側南)	1594×267×24 061	(8)		(南側中)	1580×273×20 061

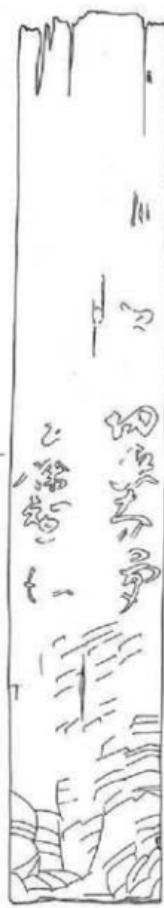
(9)	□□阿弥陀如來	〔南側西〕 165×284×25 061
(10)	相 當良 繼大 五〔廿 五年 〕 為開 彼覺知 一心之悟 奉起立 此三知 耶形 矣 敬白 長祿四年十一月八日乙菊女	〔附カ〕 165×272×28 061
(11)	南無觀自在寺	
(12)	長祿四年五月八日 矣 〔北側中〕 1520×270×30 061	長祿四年五月八日 矣 〔北側東〕 1497×272×30 061
(13)	菩 提 奉 立 供 養 矣 長祿四年十一月八日長壽丸	
(14)	菩 提 奉 立 供 養 矣 〔北側西〕 1520×268×27 061	
(15)	相當□繼□□□□	〔西側下〕 774×499×25 061
(16)	〔南側下〕 819×110×19 061	このうち(2)(3)は忌日が異なっているが、同一人物とみて差し支えないものと思われる。(4)の十七回忌を享徳元年(一四五二)とすれば、
(17)	〔北側下〕 812×100×15 061	(10)の長祿四年(一四六〇)の二十五回忌と整合し、良繼の没年は永享八年(一四六六)となる。また、(4)(10)は上部に梵字が書かれており、(4)は光明真言(左上から横書)、(10)は隨求小観(左上から横書)
(18)	造立□□十	(北側板) 810×115×11 061

これらの資料は全て井戸枠材として転用されていたものであるが、(5)(6)(7)の上端に五大種子の一部とみられる「観(またはまき)」が残っていることから、卒塔婆の水滝以上を切除して利用したものと判断される。(13)～(16)はさらに縦割りにして桟木としたものである。また一定の位置に残る釘孔から、これらはもともと塔婆堂の壁板として貫に打ち付けられていたものと推測される。

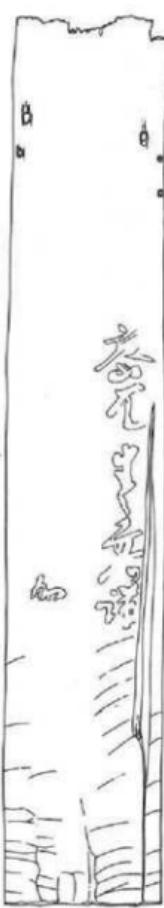
残存状況は良好とはいせず、(3)(7)(11)以外は墨が完全に流れおり、文字は微かな浮き彫り状に残っている程度である。また井戸の内側に向かっていた面は腐蝕が著しく、横枝があてられた部分に両面に墨書きされていた可能性が高い。

内容は大きく三つに分けられ、供養願文(2)(3)(4)000203?06?、儀(5)～(8)、尊仏の名号(9)(10)がある。願文から、僧良繼(生没年不詳)の追善供養のために製作されたものであることがわかる。

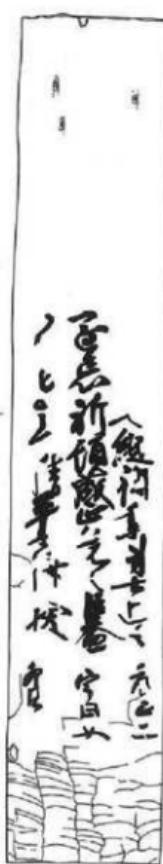
供養願文は七・十七・二十五回忌の銘があり、また十三仏信仰に基づけば、(2)は「大日尊」の文言によって十三回忌とも考えられる。このうち(2)(3)は忌日が異なっているが、同一人物とみて差し支えないものと思われる。(4)の十七回忌を享徳元年(一四五二)とすれば、(10)の長祿四年(一四六〇)の二十五回忌と整合し、良繼の没年は永享八年(一四六六)となる。また、(4)(10)は上部に梵字が書かれており、(4)は光明真言(左上から横書)、(10)は隨求小観(左上から横書)



(6)表



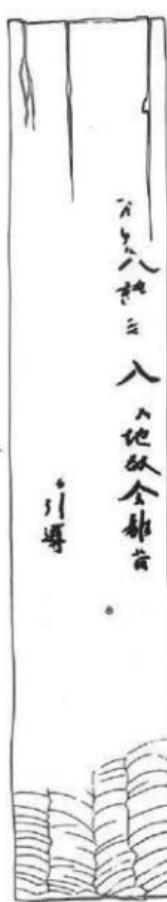
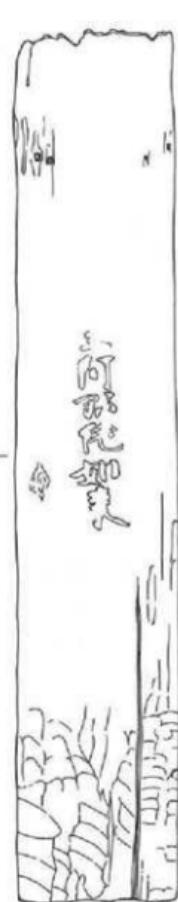
(5)



(3)

0 40cm

1997年出土の木簡



(9)

(8)

(7)

0

40cm



(12) 表



(11) 表



(10)

0 40cm

と思われる。(4)はさらに一字金輪が大きく述べられている。(2)は阿弥陀三尊を表している。

偈文は、(5)が不動經、(6)が大乘大集地藏十輪經、(7)が延命地藏經、(8)が地藏菩薩本願經を出典とする。十三仏に対応させると、(5)は初七日、他三点が五七日となるが、定かではない。それぞれ全文は、「一持秘密観 生生而加護 泰仕修行者 猶如薄伽梵」(5)、「一日称地藏 功德大名聞 殘俱胝劫中 称余智者德」(6)、「毎日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無仏世界度衆生 今世後世能引導」(7)、「現在未來天人衆 吾今懇意付嘱汝 以大神通方便度 勿今墮在諸惡趣」(8)となる。なお、(7)の行間にある一字は、「世」か「龍」の加字と思われる。

名号は十三仏(初七日から三十三回忌のそれぞれに対応する主尊)を表したものと考えられ、(9)は三回忌、(10)は百方日の主尊である。(9)の下部に並ぶ二文字は恐らく「身」「母」であろう。

以上、これらの資料が全て年忌供養に関わるものとすれば、(2)三回忌、(3)七回忌、(4)十七回忌、(5)初七日、(6)五七日、(7)五七日、(8)五七日、(9)三回忌、(10)百方日、(11)二十五回忌と考えられるが、確定的ではない。例えば、(10)と(11)は同じ長様四年であっても主尊が異なり、ともに良縁に因むものであれば(10)は百方日供養ではあり得ない(なお、紀年銘の十一月と五月については再度誤認でないことを確認した)。また、(2)の「造大日尊之形」は絵塔婆が存

在しないことから五輪塔(卒塔婆)製作そのものを指しているとも考えられ、十三回忌ではない可能性がある。(4)の「三昧耶形」はまさに卒塔婆を作ったこと自体を意味するものである。

ところで、「大乘院寺社雜事記」に後円心寺(巖)孝尋の同學として興福寺僧良縁が見え(慶正三年六月八日条など)、応永九年(一四〇二)には權大僧都の地位にあった(長享二年一月二日条)。今回出土した卒塔婆で供養の対象となっている僧良縁と同一人とみて年代的にも矛盾はない。

なお、本資料の根拠、及び内容の解釈については、奈良国立文化財研究所の笛野和己・古尾谷知浩・山下信一郎の諸氏、財元興寺文化財研究所の藤澤典彦氏、奈良大学の本下雷連氏、奈良県立橿原考古学研究所の今尾文昭氏にご教示いただいた。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書(第一分冊)
平成九年度」(一九九八年)

(安井宣也・松浦五輪美)

奈良・藤原宮跡

ふじわらきやう

1 所在地 奈良県橿原市繩手町

2 調査期間 第八五次調査 一九九七年(平9)四月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 猪熊兼勝

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期

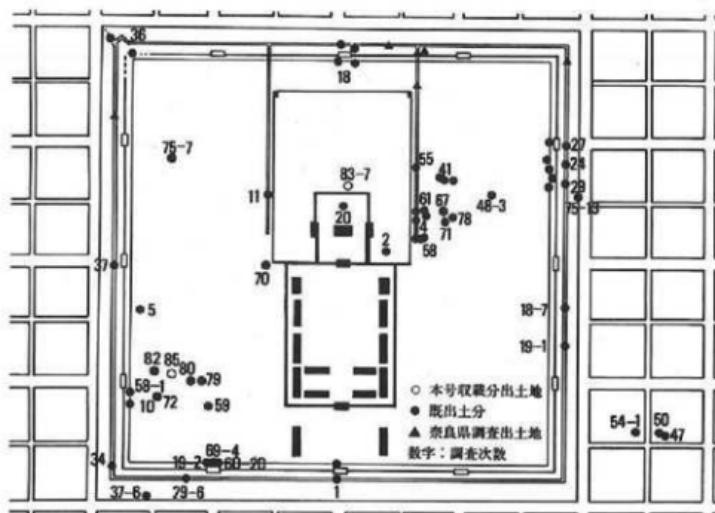
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この調査は集合住宅建設に伴うものである。調査区は藤原宮西方官衙南地区にあたり、前回報告の第八二次調査区の東に位置する。発掘面積は七〇〇m²である。

遺構面は三面あり、上層は藤原宮期及びそれ以降、中層は弥生・古墳時代、下層は弥生時代である。上層の藤原宮期の遺構は比較的疎らであり、調査の重点は、中層で検出した水田遺構や下層の弥生集落である四分遺跡の解明に置かれ、弥生時代の人骨の残る土塙墓などを確認した。

木簡が出土したのは上層で検出した近世の小土坑SK八二二からで、一点が出土した。

この他、大槻殿院と内裏の境界部分にあたる醍醐池南岸の護岸工



藤原宮木簡等出土地点略図

事に伴う事前調査（第八三一七次調査）で、宮中心部を南北に縱貫する南北大溝SD一九〇一Aから木簡一点が出土したが、断片であり収蔵できない。

また、飛鳥池遺跡の一九九七年度の調査（飛鳥藤原第八四次調査）でも多数の木簡が出土したが、同遺跡は一九九八年度も継続して調査中であり、また木簡についても現在整理途中であるため、次号に併せて報告の予定である。

8 木簡の収文・内容

(1)

「
大和國高市 池田武市〔明
カ〕
山中〔出
カ〕」

137×70×13 011

厚みのある板材に墨書きしたもので、四周は原形をとどめているが、墨痕は薄い。荷札であろう。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八一Ⅱ』（一九九八年）
同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一三（一九九八年）
(寺藏保管)

奈良・酒船石遺跡



(吉野山)

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡
- 2 調査期間 第九次調査 一九九七年平9)三月～四月、第一〇次調査 一九九七年四月～八月
- 3 発掘機関 明日香村教育委員会
- 4 調査担当者 相原嘉之(第九・一〇次調査)、清岡廣子(第一〇次調査)
- 5 遺跡の種類 宮殿跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

酒船石遺跡は、飛鳥の小盆地の東にある丘陵に位置する。この丘陵の上には謎の石造物と呼ばれる「酒船石」がある。この丘陵の北斜面で一九九一年に大規模な土地造成痕跡と石垣遺構が発見され、「日本書紀」に記される齊明天皇の「宮

の東の石垣」にあたると考えられた。その後一九九四年度の調査では、さらに下に三重の石垣があることが判明した。一方、飛鳥京跡は一九五九年から継続して調査が実施されており、これまでの調査によって、同一場所に三時期の宮殿遺構が存在することが判明している。このうち最も新しい宮殿遺構は、後飛鳥岡本宮を改造・整備した天武天皇の飛鳥御原宮である可能性が高いと考えられている。

今回の調査地は、酒船石遺跡のある丘陵の西側平坦部に位置するが、飛鳥京跡の東外郭塀の外(東)側であるので、酒船石遺跡の範囲に含めることとする。なお、今回の調査は、執行年度の関係で、一九九六年度に南半を第九次調査として実施し、一九九七年度に引き続き調査区を拡張する形で北半の第一〇次調査を行なった。

検出した遺構は、大きくA・B期の二時期に区分される。A期には、南北棟の大型掘立柱建物やこれに伴う石敷・石組溝などがあり、出土遺物から七世紀後半の天武朝には機能していた遺構群と考えられる。B期には、これらの遺構を埋めて造られた石組溝SD-10や石積遺構・素掘溝などがある。

木簡が出土した遺構は、南北方向の石組溝SD-10である。第九次調査区でSD-10の南半を、第一〇次調査区で北半を調査しており、一連の遺構である。SD-10は、幅2m、深さ1mで側壁に花崗岩を積んでいたが、石材は大小様々で積み方は雜である。埋土は大きく二層に分かれ、上層に黒灰色粘質土、下層に灰色粗砂が堆積

する。遺物は下層に多く、木簡をはじめ土器・木片が多数出土した。土器は現在整理中であるが、飛鳥V（藤原宮の時期）の時代のものである。木簡は、第九次調査で二三点（全て削尾）、第一〇次調査で一五点（うち削尾九点）、計二八点出土した。

8 木簡の积文・内容

(1)	□□マ 安麻呂	〔私カ〕
(2)	田直佐	
(3)	□□□ 家家	〔頭逃カ〕
(4)	・「尾張國中嶋	〔部カ〕 □□□ □□□ □□□ 〔白米カ〕
(5)	牛皮四枚直布	(102)×12×4 81 157×20×5 96 160 101

(1)-(3)は第九次調査出土分、(4)(5)は第一〇次調査出土分である。
(1)と(2)は人名を記す。(1)の私部安麻呂に関しては、正倉院文書に同名の人物が天平宝字年間の造東大寺司画師として登場するが（「大日本古文書」編年文書卷四、「二六頁など」）、溝の年代からみて別人であろう。(3)は習書木簡の一部か。(4)は完形の荷札木簡である。全体に墨痕が薄く、赤外線テレビカメラ装置で観察した。雲龟二年の

紀年からみて、溝の下限が奈良時代に下るとともに、付近にその頃白米の供給を受ける機関があったことを推測させる。(5)は上下が折損している。牛皮の直として布の量を記した木簡であろう。牛皮は主に履物に加工されたもので、令制では、大蔵省と内蔵寮がその加工にあたっていたことが知られる。発掘場所は飛鳥京跡東方に近接しており、この木簡がそうした官衙と関連する可能性もあるが、この木簡の年代とともに、なお今後の検討を要する。

9 関係文献

明日香村教育委員会「明日香村遺跡調査概報 平成八年度」(一九九八年) (1-17・9 相原嘉之、8 寺崎保広) (奈良国立文化財研究所)



京都市埋蔵文化財研究所編集・発行

「長岡京左京出土木簡」（（京都市埋蔵文化財研究所））の刊行

（京都市埋蔵文化財研究所）によると、長岡京跡の調査で出土した木簡の待望の報告書が刊行された。一九八八年から翌年にかけて長岡京左京一条三坊六・十一町で出土した木簡を中心にして、同研究所設立の一九七六年から一九九五年までの間の一地点の調査で出土した木簡七〇二点（うち削削五三九点）を収める。

考察として、「左京第二〇三次調査出土木簡の性格」（橋本義則）、「袖・木材の漕運・京内の津」（百瀬正恒）、「木簡の保存処理の方法と問題点」（西田文男）などを併載する。

A4判 箱入り

本文編 一七〇頁カラー図版二頁

国版編 モノクロ国版六〇頁（厚寸写真、高精細印刷・中性紙使用） 限定五百部（残部僅少）

価格四五〇〇円（送料一三四番五〇〇円、五冊以上一〇〇〇円）

注文先

日本写真印刷株式会社

〒六〇四一八八七三 京都市中京区壬生花井町三

電話 〇七五一人一一人一一一

FAX 〇七五一人二三一五三三三



(京都西南部)

京都・長岡京跡右京六条一坊六町

ながおかきょう
うきょう

- 1 所在地 京都府長岡京市間田四丁目
- 2 調査期間 右京第五六五次調査 一九九七年（平9）五月
- 3 発掘機関 動長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 木村泰彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期（七八四—七九四年）
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査区は、長岡京跡右京六条一坊六町西南部、及びその西南の西二坊間小路と六条条間南小路の交差点にあたる。地表下約一・二mで長岡京期の遺構面に至り、両小路とも道路幅は溝谷々で約九m（三疊）で、長岡京の一般的な小路の規模であることが判明した。

このうち南北道路である西二坊間小路の両側溝は、東西道路の六条条間南小路

は西二坊間小路上の両側溝で途切れており、西二坊間小路が優先されていたことが判明した。今回の調査地では南がかなり低くなっていることから、南側への排水が重要視されたために南北道路が優先されたものと考えられる。また六条条間南小路は、北側溝では北側に、南側溝では南側に、ともに宅地側だけに側板と杭による護岸がなされている。西二坊間小路には明確な護岸施設は見られないが、東側溝の六条条間南小路中心付近に橋状の施設が残されている。これは側板を上下二段に重ねて杭で留めており、幅を狭めて作り替えがなされている。当初に作られたものは東側のみが残り、長辺合わせて八枚の板を使用し、四・五本の杭で留めたもので、全体の長さは二・八m、高さは〇・三mを測る。当初の溝幅は約一・五m程であったと推定される。作り替えられたものは一回り小さく、東西とともに四枚の板をそれぞれ三本の杭で留める。長さ二・二m、高さ〇・三m、溝幅は一・二mである。東西合わせて八枚の側板のうち一枚と一枚がそれぞれ接合関係にある。これらは柱状の木材を折り取ったものである。この他には西二坊間小路の路面上で、鐵・足跡なども検出されている。

遺物は西二坊間小路と六条条間南小路の側溝を中心に大量に出土しており、特に西二坊間小路の東側溝の橋状遺構周辺に多く認められる。最も多いのが土師器・須恵器の食器類で、他には黒色土器・綠釉陶器・灰釉陶器・墨書土器・土縫・羽釜・竈・ミニチュア

竈・土馬・墨書人面土器・瓦・織羽口・炉壁・万年通宝・神功開宝・木簡・人形・童申・曲物・拂・建築部材・加工木・砥石などが出土した。

8 木簡の軽文・内容

(1) □入趣□

(55)×(12)×1.5 081

(2) □□□ 古文孝經□

(246)×(19)×1.5 081

(1)は、上下左右を欠失する小片で、「入趣」の二字が判読できる。さらに上下に一字ずつ確認できるが判読不能である。

(2)は上下端を欠くものの、比較的良好に残っている。上半部に判読できない三文字があり、少し間隔を空けて「古文孝經」を読みとることができる。

「孝經」は孔子が弟子に述べた学道をその門人が記録したものといわれ、「今文孝經」と「古文孝經」の二種が伝わる。今回出土した木簡には「古文孝經」の名が記されていた。養老学令では「孝經」は「論語」とともに学生の必修とされており、天平宝字元年（七五七）には、家臣とに「孝經」一本を藏め、精勤誦習するべき旨の訓が発せられている（『緑日本紀』天平宝字元年四月辛巳条）。従つて当調査地の周辺に「古文孝經」を使用ないし保管する施設が存在した可能性が考えられる。



当調査地一帯は、以前から中山修一氏によって長岡京の西市に推定されている場所であり、これまでの周辺の各調査地において、「金銀帳」、「(表)自司進□」(裏)三年十二」と書かれた木簡や「西」と記された墨書土器などがそれぞれ出土している（本誌第五・一五号）。このことから今回の「古文孝經」木簡については、市との関連も考慮に入れて検討していく必要がある。

なお木簡・墨書土器の軽文に関しては、向日市教育委員会の清水みき氏よりご教示を得た。

（木村泰彦）

木簡研究第一九号

卷頭言

一九九六年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 藤原宮跡 勢仁宮跡 長岡京跡 平安京跡
左京八条三坊十四町(八条院町) 末高跡群 大坂城跡 広島幕大坂城屋
敷跡 摂津野田西道跡 三条九ノ坪道跡 大物道跡 深田道跡 安倉南
道路 明石城跡 坪塚明石城 武家屋敷跡 桥渡道跡 印場城跡 角江道
跡 御殿・二之宮道跡 川合道跡志保田地区 北条小町邸跡 伊興道跡
丸の内三丁目道跡 汐留道跡 江戸城外堀跡 牛込御門外堀跡 尾張藩
上屋敷道跡 青山学院構内道跡 国部余里道跡 上山神社道跡 湯ノ
部道跡 観音寺町下町道跡 小谷城跡 高山城三之丸東跡 松本城三の
九跡十居尻 松本城下町跡伊勢町 前橋城道跡 大旗田道跡 根岸道跡
泉平船跡 山王道跡 舟場道跡 無量光院跡 志羅山道跡 後田道跡
鬼ヶ崎城跡 宮ノ下道跡 上高田道跡 大幡道跡 扎田櫻跡 長田南道
跡 金石木町道跡 田尻道跡 大坪道跡 舞臺道跡 馬寄道跡 下町・
坊城道跡 新発田城跡 目久美道跡 天神道跡 三田谷工道跡 津の果
東道跡 吉川元春道跡 長登御山跡 丹波坂本道跡 博多道跡群 香椎
B道跡 補習城跡 前田道跡 那珂港周辺道跡群旧東村地区

一九七七年以前出土の木簡(一九)

岡山・美作国府跡

韓國出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡二題

書評 山里純一著「沖縄の魔除けとまじない—フーフダ(符札)
の研究」

書評 東野治之著「長屋王家木簡の研究」

彙報

頃備 五五〇〇円 送料六〇〇円

李 成市

山里 純一

高島 英之

鶴見 泰寿

町 田 章

大阪・細工谷遺跡



(大阪東南部)

- | | | |
|---|---------------|------------------------|
| 1 | 所在地 | 大阪市天王寺区細工谷一丁目 |
| 2 | 調査期間 | 一九九六年(平成8年)10月～一九九七年八月 |
| 3 | 発掘機関 | 財大阪市文化財協会 |
| 4 | 調査担当者 | 岡村勝行・古市晃 |
| 5 | 遺跡の種類 | 都城跡・寺院跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 弥生時代～江戸時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

細工谷遺跡は、史跡難波宮跡の南方約一・八km、四天王寺・摂津国分寺など古代の遺跡が集中する上町台地の東斜面上に位置する。

調査地のすぐ西を、岸俊男

氏によつて難波京朱雀大路

の痕跡と推定された道路が

南北に通る。今回の調査は

道路の延長工事に伴うもの

で、調査面積は約二〇〇

〇m²である。

現在は土砂の堆積により埋まっているが、調査地に

は本来、北西から南東部にかけて筋が通つてゐた。調査の結果、その谷の周囲から、飛鳥～平安時代初期を中心とする溝や戸井などの遺構が見つかった。特に奈良時代中期から後半にかけて埋まつた溝からは、多数の瓦・土器の他、和同開珎四〇枚(パリ銭三枚、不隸闕一枚を含む)、帶金具・釘・鋼鉄・金鉗・匙などの金属製品が多数出土した。また、和同開珎の枝錢一点が出土したが、これは発

掘調査では初めての出土であり、和同開珎の製作過程を示すものとして、また難波京における銅貨生産の可能性を検討する資料として、発見の意義は極めて大きい。

墨書き土器は計百点近くが出土した。枝錢が出土した溝からは、底

部に「百尼」「百尼寺」「四月八日」と書かれた土器が出土して

いる。また、溝の南に位置する、奈良時代末葉に埋められたと考えられる井戸からは、側面に「百尼」「百濟尼」と書かれた土器の

毫の他、底部に「尼寺」と書かれた土器が出土しており、調査地に「百濟尼寺」ともいいくべき寺院が存在したことが明らかになった。

調査地の南東約四〇〇mには、百濟王氏の氏寺「百濟寺」とされ

る堂ヶ芝廃寺があるが、今回発見された「百濟尼寺」は、これと一対で百濟王氏により造営されたものであろう。7世紀の段階で僧寺と尼寺がセットで造営された事例としては、飛鳥寺と豐浦寺、法隆寺と中宮寺などが知られている。今回の発見は、7世紀におけるこ

理まつてゐるが、調査地に

うしたセット關係の造営が、より広範な地域・階層で行なわれた可

能性を示す事例として注目される。また、百濟王氏と王權の関係も改めて検討する必要が生じたといえよう。

この他、枝錢が出土した溝に先行する溝の埋土から、富本錢一点が出土した。藤原・平城京に統くものとして五例目であり、大和以外では初めての出土となる。

木簡は、計五点が出土した。四点(1)-(4)、(4)は削屑)は枝錢が出土した溝からである。ただし、この溝は先行する飛鳥時代の溝を切つて作られており、そこからの遺物が新しい溝に入り込んでいる可能性がある。残りの一点(5)は朱雀大路に隣接する、七世紀末葉(八世紀初頭)に作られた井戸の掘形からの出土である。

8 木簡の釁文・内容

- (1) 「<播磨國□郡□□升カ」
 「く里秦人少カ田万口一石」
 「呂カ」

131×19×5 (23)



(5)



(2)



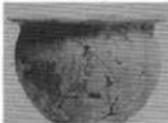
(1)



「尼寺」



「百尼」



「百濟尼」

(2) 「。 □月八日□丁欲□」
「。 □月八日□々□」
田

199×37×2 011*

逐物意

(3) □

(75)×(16.5)×(2) 081
(69)

井戸攝影

(4) 「上和尼父南マ□□王久支」
〔徳了カ〕

181×34×2 011*

(1) は、貢進物付札である。国郡里制下の木簡であり、国・郡・里・人名の表記とともに書風も古様をとどめる。「播磨國」に続く部分は、「竹」あるいは「加」の可能性があるが、判然としない。「竹」の場合、「タカ」と読み、多可郡と考えられる。「加」の場合、賀古郡あるいは賀茂郡が考えられる。池邊彌「和名類聚抄郡郷里釋名考證」によると、□□里はいずれの郡にも見られない。秦人は播磨国では賀茂郡山田郷に見える(「日本古代人名辞典」五)。また、一石という貢進単位は長屋王家木簡において封戸からの米の可能性が指摘されており、注意を要する。

(2) は、月日で始まり、文章を訂正した痕があるが、内容は判然としない。隸書の雰囲気を強くもつて特徴的な書体である。

(3) は、端正な初唐風の書体である。二個体に分離していたものが

接合した。「逐物意」の文言は、「千字文」に「逐物意移」があり、その習書と考えられる。「物を逐えば意移る」と読み、事物の変遷を見て感い動くものは志も常に変わって定まらない、という意味である。「千字文」を写した木簡はすでに藤原・平城京でも出土例があるが、「逐物意移」の部分は初例ではなかろうか。

(4) は削削である。わずかに墨痕があるが、字形をなさない。

(5) は短冊形の木簡である。木簡の大きさに比して小さめの字で書かれている。「上和尼」は尼の名前と思われる所以、尼の父の名を記した木簡と考える。「南部」は攝津國百濟郡に南部郷があり、また百濟・高句麗の五部の制との関連も注目される。「南部」に続く部分はそのままでは読み下せず、渡来系の人名を音で表記した可能性がある。尼寺への一般男性の通行は僧尼令によって規制されているから、この木簡は「百濟尼寺」に出入りする人物が身分証明のため携行したものと考えられる。

木簡の釈説に際して、大阪大学の東野治之氏、大阪市立大学の奈良原永遠氏のご教示を得た。また遺物の赤外線写真撮影などで奈良国立文化財研究所の方々のご配慮をいただいた。

9 関係文献

古市亮「細工谷遺跡出土の木簡」(關大阪市文化財協会「華火」七二)
一九九八年)

1	所在地	大阪府堺市宿院町東三丁
2	調査期間	第428地点 一九九四年(平6) 1月~4月
3	発掘機関	堺市教育委員会
4	調査担当者	十河良和
5	遺跡の種類	都市跡
6	遺跡の年代	室町時代~江戸時代
7	遺跡及び木簡出土遺物の概要	

(大阪西南部)

堺環濠都市は、一四世紀代から都市としての形成が始まり、文明元年(一四六九)以降に遣明船の発着港となつたことが商都としての地位を不動のものとした。また、戦国大名や仏教教団の支配を受けない自治都市として繁栄したが、慶長二〇年(一六一五)、大坂夏の陣の前哨戦による大火で、都市の全城が焼失した。一点の木簡が出土したのは、真東西方向に延びる濠

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

SFO一である。堺の町は二重の環濠で周囲を囲まれ、町中にも濠が縱横にめぐらていたことが発掘調査で明らかになつた。当地のSFO一は町の外郭を問う濠で、二重にめぐるうちの内側にあるものである。その規模は、当初の幅一m以上、深さ約一・九mを測る。掘削の時期は不明だが、一六世紀第IV半期(天正後半から文禄期)に半分以下の幅に狹められるのを嚆矢として、三次にわたる埋め戻しが行なわれ、一七世紀第II四半期までには完全に埋没する。濠の埋め戻しに関しては、天正一四年(一五八六)に豊臣秀吉の命により埋め戻されたとの記述が「貝塚天満移位記」にあり、SFO一の最初の埋め戻しの時期と符合することが注目される。

(1)は、当初のSFO一の滲水層に覆われる、濠底の土坑より出土した。土坑の埋没時期は、共伴して出土した最新相の遺物が一六世紀中頃の土師質土器であることから、その頃と考えられる。(2)は、当初のSFO一を埋め戻した客土層から出土した。埋め戻しの時期は、前後の層位の出土遺物から、前述の通り一六世紀第IV四半期と考えられる。

- (1) 木簡の叢文・内容
- (2) 「ノ 宗三

・「ノ 裁松軒」

- (1) 木簡の叢文・内容
- (2) 「ノ 宗三

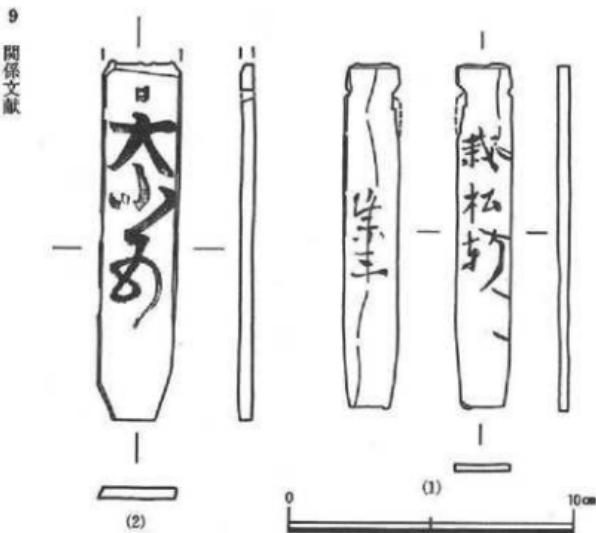
123×19×4
823

(1)は、上端の切り込みの一方が欠失する他は原形を保つが、上下の端部は切断の仕方が荒く、折損に近い。墨書きは両面に行なわれる。

「裁松軒」は、臨済宗大徳寺の第九十世住持をつとめた大林宗套(だいりん・そうとう)が天文一〇年(一五四二)に大徳寺大仙院の西隣に建てた居所とされる(『脊鷹正覚普通園師塔銘』『堺市史』第四卷資料篇)。大林宗套はその後弘治二年(一五五六)に、堺市南旅籠町東に所在する同派南宗寺の開山の第一祖ともなった。一方、裏面の「宗三」については、大徳寺とつながりがあった堺の商人や戦国武将は、法名に「宗」の文字を用いる例が多いので、「宗三」も法名を意味すると考えられる。「宗三」を法名とする人物としては三好政長が知られている。

三好政長は天文一八年(一五四九)に同族の三好長慶に攻められて敗死しているが、三好長慶は大林宗套への帰依が驚かつた。大林宗套が居住したという「裁松軒」と、三好政長を指すと思われる「宗三」が表裏に記されるこの木簡は、三好氏と大徳寺、特に大林宗套との関係を考える上で興味深い資料である。

(2)は上端部が折れているが、穿孔の位置から大きさは欠失していないものであろう。左上部は斜めに切られており、切り込みがある可能性もある。下端部の側面は削られて、幅が狭められる。穿孔は一辺約四mmの方形で、表面から穿孔される。墨書きは何らかの数量を示すものと考えられるが、その意味するところは不明である。



9

関係文献

堺市教育委員会「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告—SKT-42
8地点・堺市宿院町東二丁目」(堺市文化財調査概要報告)六七一九
を示すものと考えられるが、その意味するところは不明である。

九七年)

(十河良和)



(大阪西北部)

兵庫・猪名庄遺跡 いのしょう

して、ある程度遺跡の実態が明らかになってきた。

所在地 兵庫県尼崎市潮江字東大寺

調査期間 第三次調査 一九九七年(平成9) 一月一六月

発掘機関 尼崎市教育委員会

調査担当者 関山真知子・福宜田佳男・大久保浩一・矢口裕之・
氏平昭則・山上真子・渡辺昇

遺跡の種類 集落跡(莊園遺跡)

6 遺跡の年代 古墳時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

猪名庄遺跡は、猪名川下流域の低湿地に広がる初期莊園遺跡である。猪名庄は、東大寺領の

初期莊園として絵図も伝わり、莊園研究史上著名な莊園であるが、今までその遺

跡の実態は不明であった。今回の調査はJR尼崎駅北再開発に伴う発掘調査である。調査面積が五三〇〇m²と広かったことも幸い

SE〇八は、井戸構造が残存しておらず、掘形だけが素掘りの状態で確認されている。木簡は呪符の可能性がある。共伴した須恵器・土師器・瓦器から、SE〇七と同時期の一二期末頃のものと考えられる。

今回の調査では一五基の井戸を検出しているが、大半の井戸はSE〇七・〇八とはほぼ同じ時期のもので、それに伴う掘立柱建物も多数存在することから、当遺跡の遺構のピークになる時期と考えられる。ただ、奈良時代から平安時代前期の猪名庄と直接つながるかどうかは不明である。次に述べる初期莊園の遺構に比較すると、通有の集落の様相を呈する。

奈良時代から平安時代の初期莊園の遺構としては、倉庫などの大型建物を検出した。この時代の木簡は出土しなかつたものの、墨書き

土器が数点出土しており、特にSE一六から一括出土した土器群が注目される。井戸枠内に埋置されていた六点の土師器皿の一点に

「西庄」の墨書きがみられ、他の三点にも記号と思われる墨書きが記されていた。皿のタイプは複数あり、平城京と同じタイプのものと、地元産と思われるタイプが混在している。この他、包含層出土の墨書き器に、「□」、「□私□」がある。

8 木簡の积文・内容

(1) 「蘇民将来子孫宅

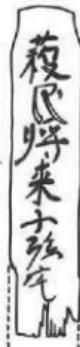
(14)×(14)×3 019

下部は欠損している。上端は両方から削り出し、わずかに圭頭状にしようとした意図が認められるが、丁寧ではない。墨痕の遺存状況はまちまちであるが、ほぼ全文字が判読できる。下端に墨痕が見られないことから、下に紙く文字はないものと思われる。裏面にも文字は認められない。

(2) (符籙カ)

(8)×(14)×3 021

文字は全く確認できないが、符籙の可能性のある三本の線がかすかに認められる。呪符簡の可能性があるが、断定はできない。上



(1)
0
3cm

下左右とも割れた断片である。

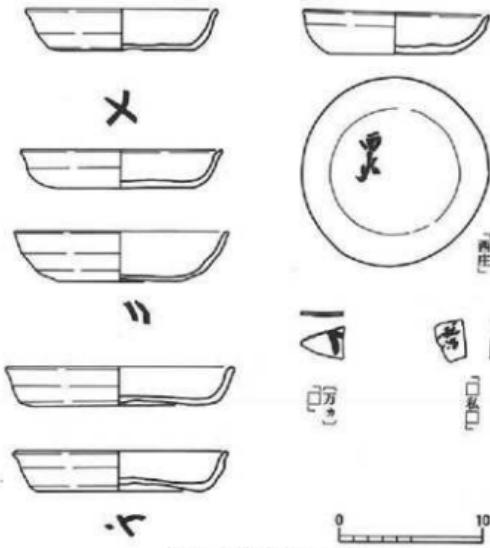
9 関係文献

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」

(一九九七年)

同「平成九年度 年報」(一九九八年)

(渡辺 畏)「兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所」



SE16・包含層出土墨書き土器

兵庫・加都遺跡

かつ
立柱建物が建てられるようになる。

その法面の下方にある。この道路状遺構は近辺に残された条里地割とは方向が異なり、平安時代後半には廃絶して条里地割方向の掘立柱建物が建てられるようになる。

1 所在地

兵庫県朝来郡和田山町加都

2 調査期間

一九九六年(平成8年)一月～一九九七年一月

3 発掘機関

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

4 調査担当者

別府洋二・仁尾一人

5 遺跡の種類

集落跡・道路状遺構・水田跡

6 遺跡の年代

弥生時代～鎌倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

加都遺跡は、周辺では最も広い盆地の中央部にあり、日本海に注ぐ内山川とその支流である黒川に挟まれた平野部に立地する。

今回報告する木簡は、確認調査の際に出土しているが、一九九七年度に同地点の全面調査が実施され、但馬道とも呼ぶべき直線的道路状遺構が検出された。



(丹波竹田)

道路状遺構が湿地にかかる部分では、法面を疊で保護している。木簡出土地点は

8 木簡の叢文・内容

(1) 「山口里依參上數十一石今

(295) × 35 × 6 019

木簡は下端が折損している以外は、原形を保つ。裏面は調整が荒い。「山口里」は「和名類聚抄」にみえる但馬国朝来郡九郷の一つである山口郷と考えられ、ここは当時の但馬国の最南端であった。調査地点からは南に約一kmの地点にある。

なお、木簡の叢文にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃宏氏のご教示を得た。

(別府洋二)



(赤外線テレビカメラ
画像による)

兵庫・明石城武家屋敷跡

の屋敷跡である。

兵庫・明石城武家屋敷跡

戸時代末の廃棄土坑SX-100-14-SX-100-64から一点ずつ、

92



(明石・須磨)

明石城跡は、江戸時代になつて小笠原忠政(眞)によつて築かれ

た明石藩の城郭で、それに伴つて城下町の建設も進められた。

今回の調査は、再開発事業に伴うもので、東仲ノ町地区第四次調査にある。

調査地は、城下町のうち、武家屋敷の南東部分に相当する地域で、中・下級武士

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| 1 | 所在地 | 兵庫県明石市東仲ノ町 |
| 2 | 調査期間 | 第五九次調査 一九九七年(平9) 10月1~19 |
| 3 | 発掘機関 | 明石市教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 船越重伸・渡辺昇 |
| 5 | 遺跡の種類 | 城下町跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 江戸時代 |
| 7 | 道路及び木簡出土遺構の概要 | |

8 木簡の収文・内容

SX-100-14

(1)

「明石人丸山
○大般若經永代講(焼印)
月照寺」

「つる
□次世」

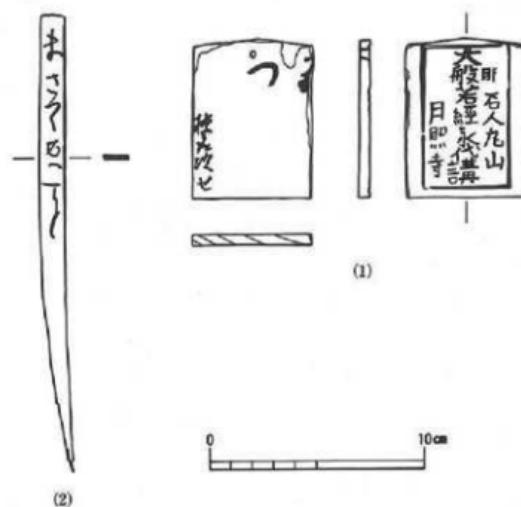
SX-100-64

(2)
「まるて□□□」

83×56×6 (1)

(217)×12×2 (2)

(1)は調査区の北東に所在する月照寺の木札である。大般若經永代



講のもので、表は焼印が捺され、裏面に墨書がみられる。参加者の個人名が記されているものと思われる。

(2)は細長い板に平仮名を墨書したものである。材は下部を欠く。

（渡辺昇（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所））

木簡研究第一八号

卷頭言

永田英正

一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡左京三条一坊十五坪 平城京跡 兴福寺
旧境内 大乘院庭園 藤原宮跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・蓋所・侍従所跡 大坂城
跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡
長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内坂馬遺跡 林布ヶ森遺跡 香住エノ
田遺跡 神戸大学医学部附属病院構内遺跡 大毛池田遺跡 駿府城
三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 茜山反射炉 大膳東丹保遺跡
甲府城関係遺跡 居村B遺跡 北条小町忠跡 宮町遺跡 南賀賀遺
跡 西河原森ノ内遺跡 屋代遺跡群 大曾根遺跡 山王遺跡 市川
橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 碓部カシダ遺跡
横江莊遺跡 加茂遺跡 登田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町
遺跡 佐波金山遺跡 佐波奉行所跡 往見遺跡 岩吉遺跡 末子城跡
八遺跡 山崎一号遺跡 長登錦山跡 小倉城跡 大宰府茶坊跡 向
服町遺跡 松崎遺跡 下林遺跡Ⅳ区 昌明寺遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一八)

ノグロド白樺文書

長慶王家木簡三題

算木と古代実務官人

書評 沖森卓也・佐藤信著「上代木簡資料集成」

彙報

B ノ・ヤニン
森 公章
鈴木 景二
大隅 清陽

価格 五五〇〇円 送料六〇〇円

兵庫・境谷遺跡

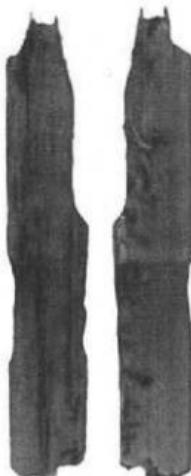


(龍野)

遺跡及び木簡出土遺構の概要
境谷遺跡は姫路市の西端部にあり、南側は揖保郡太子町と接している。古代山陽道の太市駅家の南約一kmの地点にあたり、さらに南北五百〇〇mには、奈良時代から平安時代の掘立柱建物や井戸を検出し、鎧帶や鏡、墨書き土器などが出土した亀田遺跡が所在する。

今回の調査地点は、谷の中を南流する大津茂川の支流である太市川の横であり、

- 1 所在地 兵庫県姫路市太市中字境谷
 - 2 調査期間 一九九五年(平成7年)七月~八月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
 - 4 調査担当者 別府洋二・岡本幾子
 - 5 遺跡の種類 河遺跡
 - 6 遺跡の年代 古墳時代~平安時代
 - 7
 - 8 木簡の軸文・内容
- 右辺がほぼ原形を保つが、上下は折損、左辺も割れている。右辺最下端は斜めに切り込まれた状態になってしまっており、切り込みの痕跡の可能性もある。文字は両面に記されているが、内容は判然としない。
- なお、木簡の軸文にあたっては、奈良国立文化財研究所の古尾谷知浩氏、山下信一郎氏、渡辺晃宏氏のご教示を得た。(別府洋二)
- (1) ■ (船か人等か)
 (2) □ (135) × (22) × 5 (801)
- (赤外線テレビカメラ
画像による)



道である。旧河道は、七世紀頃に杭などで護岸を行なっているが、その後砂やシルトなどによって埋没する。

木簡は、この旧河道の最上層のシルト層から出土した。旧河道埋没後は、河道と直交する方向に数条の溝が設けられており、一〇世紀頃の須恵器碗が出土している。



(生野)

兵庫・茂利宮の西遺跡

- 1 所在地 兵庫県多可郡中町中村町茂利
 - 2 調査期間 一九九七年(平成9年)1月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
 - 4 調査担当者 森内秀造・矢野治巳・高木芳史
 - 5 遺跡の年代 弥生時代～室町時代
 - 6 遺跡の種類 集落跡
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 茂利宮の西遺跡は兵庫県内陸部の中町にあり、加古川の支流である杉原川によって形成された盆地平野の中央に位置する。遺跡は杉原川西岸の段丘上にあり、西から東へ下る扇状地上の緩斜面に立地する。
- 茂利宮の西遺跡は中世の金属関係の生産遺跡として知られる。町教委によつて行なわれた発掘調査では、港による区画とその中に建てられた建物などの遺構が

確認されており、これらの遺構には多量の炭・焼土が堆積していたほか、ピットなどからも、比較的多くのスラッシュが検出されている。また、当調査事務所が一九九七年度を行なった発掘調査では、弥生時代から室町時代にわたる時期の遺構、遺物が出土している。やはり埋土中に炭、焼土、及びスラッシュなどを多量に含む土坑が多く検出されており、精緻あるいは鋳造などに關与した生産遺跡であると考えられる。

本調査地点は、遺跡の東端にあり、扇状地上の緩斜面から平坦地へと変わる地形の変換点にある。調査地点全体を黒色の粘土層が厚くおおつており、同層中からは弥生時代から平安時代の土器が出土しているが、特に平安時代のものが中心をなしている。

木簡は、この黒色粘土層を切つて構築された室町時代の井戸の底から出土している。其伴遺物にはわずかな土器片があるが、いずれも細片で器形を復原できない。井戸は石組みで、自然及び半加工した川原石を用いて作られている。井戸口の直径は七〇cm、底部では九〇cmを測り、袋状の断面形を呈している。深さは現状で二四cmを測るが、削平を受けているため、本来はまだ三〇cm以上の深さがあつたと思われる。井戸の他には、ピット・土坑・溝があるが、炭・焼土・スラッシュなどは検出されておらず、金属生産に関わるような性格のものは全く見られない。

(1)

〔奉納本カ〕

□ 観應 □ 年カ」

(124)×(25)×8 661

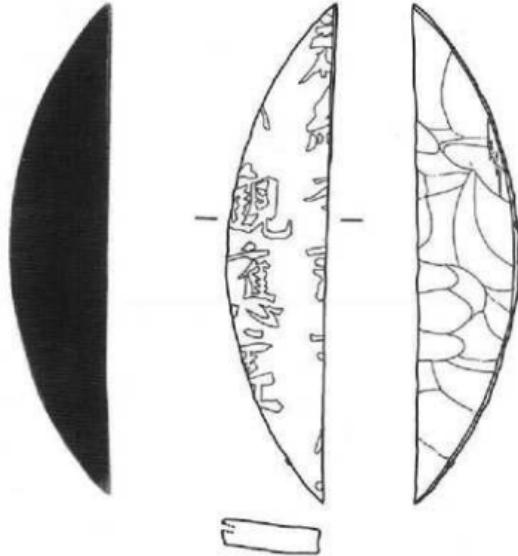
桶の底板に転用されたもので、弧をなす側の側面には二カ所に木釘でとめるための穿孔が見られる。材質はヒノキである。弧度から元来の大きさは直径約一九四■に復原できる。墨痕は完全に流失しているが、墨のあつた部分に残る盛り上がりから、少なくとも一〇字が観察できる。一行めは左半のみ残存する。四文字めは言語を読みとることができる。「一行めは二字めと三字めの「觀應」の二字は明瞭で元号と考えられる。「應」の下は「二年」と判読できる可能性が高いが、全体の字配りからすると一文字分しかなく、觀応元年（一三五〇—一三五二）の干支である「庚寅」「辛卯」「壬辰」のいずれかの頭一文字である可能性も考えられる。

なお、木簡の転説に関しては、兵庫県立歴史博物館小林基伸氏、松井良祐氏よりご教示を得た。材質については、当調査事務所の藤田淳氏の顕微鏡観察結果による。

9 関係文献

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所「平成八年度 年報」
 （一九九七年）

（高木秀史）





(生野)

兵庫・安坂・城の堀遺跡

あさか

じょうのほり

が存在することが推定されていた。

所在地 兵庫県多可郡中町安坂字城の堀

調査期間 第六区調査 一九九七年(平成9)八月

発掘機関 中町教育委員会

調査担当者 宮原文隆

遺跡の種類 集落跡・居館跡

遺跡の年代 弥生時代中期～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

安坂・城の堀遺跡は、中町中央平野のやや北よりの中央部に位置している。調査は農業基盤整備・道路建設に伴り数次にわたりて実

施された。農業基盤整備以前の闊場は、約五〇×九〇mのややいびつな長方形の範囲を一段低い帯状の闊場

が取り廻すような状況を呈

していた。これは堀の存在

を暗示し、また字名にも

「城の堀」が遺存している

ことから、この地に居館跡

奈良時代、平安時代、室町時代の遺構・遺物が非常に多く確認された。しかしながら近現代の瓦粘土探査によつて、多くの遺構が削平され、全体像を把握することを困難にしている。

この遺跡の特徴は非常に多くの溝がみられることである。特に、

弥生時代後半に掘削され、埋没しつつも奈良時代後半頃まで遺存した幅四五を越す大溝は、先の瓦粘土探査を免れており、多くの木製品をはじめとする遺物が出土した。主なものとしては、七世紀の黎

をはじめとする農工具、奈良時代後半の祭祀用具(人形代・馬形代・鉢先形代・壺串など)二〇〇点以上、墨書き土器(「宮田西」「下古川」「古戸廣田」「口依」など)二〇点以上がある。

今回紹介する呪符木簡一点は、東西約五〇m、南北約九〇mの規模の室町時代の居館をめぐる堀から出土した。方形にめぐらす堀の東辺及び西辺の北寄りには、対になるように張り出し部が位置し、ここに居館外部との出入口(虎口)を設けていたことが推定される。特に、東辺の虎口には橋脚が立つまま遺存していた。木簡が出土したのは、この堀東辺の虎口の堀法面である。居館全体でみれば、ここは鬼門の方向となる北東部にあたり、同時に出土した數点の羽子板状木製品との間わりも注目される。

8 木簡の釋文・内容

九、八十一
急々如律令 嘴天足神王 (符篆) 急々如律令
九、八十二
急々如律令

(1)

(符篆) 急々如律令 嘴天足神王 (符篆) 急々如律令
九、八十一
急々如律令

九、八十二

急々如律令

(2)

・「(符篆) 急々如律令」
・「」 □
(180)×(27)×4 (91)



(2) 表



(2)

(1) は、ほぼ完存している。上部二字は墨もよく遺存しているが、それ以下の文字は木質に残る凹凸によって辛うじて判読できる。裏面には墨書は全くみられない。

(2) は、下端及び左側が欠損している。墨は比較的よく遺存するが、調査時の傷によつて損なわれている。表面の字体は(1)に酷似する。

木簡の解説に際しては、奈良国立文化財研究所の渡辺見宏・山下信一郎両氏の教示を得た。

9 関係文献

中町教育委員会『安坂・城の堀遺跡』(中町文化財報告一六 一九九七年)
(宮原文庫)

滋賀・大将軍遺跡 だいしょうぐん



(草津)

- 1 所在地 滋賀県草津市追分町
- 2 調査期間 一九九六年(平成8年)四月~六月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 仲川 靖
- 5 遺跡の種類 官衙跡・河道跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代~平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大将軍遺跡は、草津市南部に位置し、湖南アルプス(金勝山)から伸びる標高100~106mの丘陵部最先端にある。

調査は、現況の草津川を付け替える草津川放水路建設に関連する伯母川改修工事に伴うものである。

大将軍遺跡の主要遺構は、今回の調査地の東に隣接しており、一九九三年から始まつた草津市教育委員会による区画整理事業に伴う発

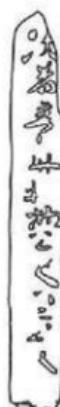
掘調査で、古墳時代から中世にかけての複合遺跡であることが判明している。その中でも奈良時代~平安時代にかけての、北で東に八度振れるほど東西南北に走る正方位地割に則って計画的に配置された掘立柱建物群(三〇棟以上)、井戸跡(一〇基)、区画溝などの溝跡四〇条以上の遺構が注目されている。また、遺物も硯、木柾、木筒(本誌未報告)、「猶長」や「五」と書かれた墨書き土器などが出土しており、官衙的な要素をもつ建物群と考えられている。

今回の調査地は、この建物群内の北西端にあたり、建物群の北側に流れる自然流路の継ぎである。この自然流路は、最深部で深さ四m以上あり、その後三回の乾期、増水期、土石流堆積期が繰り返されて埋没した状況が窺われる。

遺物は、二回めの乾期から三回めの乾期にかけての増水期、土石流堆積期に堆积した砂礫層から出土した。古墳時代から平安時代の土器類が大量に出土しており、中でも奈良時代から平安時代にかけての土師器、綠釉陶器、灰釉陶器が圧倒的な量を占める。木器は河道内の溜り状の箇所から一括して出土した。木筒の他、物差し・曲物・簞串・舟形代などが出土地で出土している。

木筒は計四点で、自然流路内の黒灰色砂質土層から、曲物一点、物差し一点、簞串三点とともにまとめて出土した。

8 木筒の眾文・内容



(3)裏



(2)



(1)

(1) 1:4
 (2)(3) 1:2



「次カ」「舟カ」
 「若善」
 「物」
 「人」
 (140)x27x3 0.09

「つかはしきそりにはいとくてとく□□のし□るまはの
 少し かくにとらいすてらる□□めるにと、まり□□□□□から□
 かせるおは」
 事申

252x40x3 0.09

(1)は、軸用材を用いたものか。上端に鉄条
 綱状の刺突压痕が認められ、何かを縛ったよ
 うである。(2)は上部が焼損。(3)は、下部が欠
 損する。(4)は、短冊状の板の両面に墨書きが明
 瞭に残る木筒で、中央部より下の両側面が欠
 損する。表とみられる面は、上部四行書き、
 下部五分の三を二行書きとする。裏面は上端
 のみ三行書き、以下は二行書きである。表の
 二行書きの部分から書き始め、裏面の二行書
 きを書いてから、表面に戻って上部四行を付
 け加え、最後に裏面の上部三行を書いたとみ
 られる。漢字まじりの仮名書きで、書状と考



(4)



(4)

えられるが、意味は判然としない。
共伴する土器は、一〇世紀から一
一世紀のものと幅が広く、木簡の
時期を限定するには至らない。
木簡の叢談については、奈良國
立文化財研究所の綾村宏・篠野和
己氏、大阪大学の東野治之氏、京
都国立博物館の湯山賢一氏のご教
示を得た。

(仲川
靖)

愛知・大脇城跡

あわきじょう



(名古屋市東部・豊田)

- 1 所在地 愛知県豊明市栄町梶田・元屋敷
 - 2 調査期間 一九九六年(平成8年)八月～一九九七年八月
 - 3 発掘機関 豊橋市立歴史博物館・愛知県埋蔵文化財センター
 - 4 調査担当者 坂倉澄夫・藤井孝之・中野良法・北村和宏
 - 5 遺跡の種類 居館跡
 - 6 遺跡の年代 一五世紀後半～一七世紀後葉
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 大脇城跡は、愛知県のはば中央部、尾張・三河国の旧国境を流れる境川の一支部である正戸川右岸の沖積地に位置する(旧尾張国知多郡大脇村)。遺構検出面の標高は二一三m前後で、周辺に小高い段丘が展開しているにもかかわらず、平坦な場所を占めているのが立地上の特色である。「桶狭間の古戦場」は、大脇城の北西二・五kmにある。
- 大脇城に関する文献史料
- は少なく、いざれも後世の福井物に限られ、初見は「寛文村々覚書」(寛文年間/一六七〇年前後)の「[大脇村]一 古城跡 先年梶川五左衛門居城之由 今ハ烟成」という記事である。また、梶川五左衛門については、当該期の動向からみて、桶狭間の戦いの直後よりその活躍が知られる「秀盛」と考えられる。秀盛は、水野信元、佐久間信盛、織田信長、織田信雄さらには池田輝政に仕え、文禄・慶長の役において湯川(ソウル市近郊)にて戦死したという人物である。ちなみに「織田信雄分限帳」では一四八〇貫文の知行となつている。
- 今回の発掘調査は、伊勢湾岸道・第二東海自動車道の建設に伴う事前調査で、総計一万m²の調査対象地を七つの調査区(九六A～九六E区および九七A～九七B区)に分けて実施した。調査の結果、一五世紀後半～一七世紀後葉にかけての時期の中小の溝によって区画された敷地群を検出したほか、かねてから「大脇城跡」(地元の村民団などでは「梶川五左衛門居城」)とされていた九七B区において、大規模な方形居館跡を検出し、これまでの所伝を裏付けた。この大型の方形居館を囲む溝(堀)九七B区SDO-1からは、一五世紀後半～一七世紀後葉の時期の漆戸・美濃窯産陶器が出土している。最下層(第四層)からは既述の古戸(後期第IV小期～大窯第三段階)のものが出土し、遙くとも一六世紀中葉には居館は成立していたものと考えられる。また一七世紀代の遺物の出土は、その性格はともかく、



江戸時代にも居館が継続して利用されたことを示している。
天正四年（一五七六）銘護摩札が出土したのは、上記九七B区で
検出した方形居館内を東西に分かつ南北溝SD〇七（長さ一m幅
三・二m深さ一・四m）の溝底面近く（第四層）からで、文字面を下
に向かた状況で出土した。このSD〇七の埋土中からは、第三層に
おいて瀬戸・美濃産の擂鉢片（大窯期）が、埋立土かと推察される
第二層からは同じく瀬戸・美濃産の陶器（大窯第二段階および登窯第
一小期～第四小期）などが出土している。

8 木簡の假文・内容

(1)

「金剛藏王 天正四年 尾州智多 大御堂寺

〔通〕
奉修大峯榮燈護摩供武軍長久所

祐成推現 八月廿四日 野間 常樂坊

500×94×8.01

9 関係文献

ほぼ完形で、下端部にわずかな欠損がみられる。表裏面とも損傷
は少ないが、長らく風雨に曝されていたためか、墨痕は殆ど消失し

この他に前記九七B区SD〇一から七点、九六E区SD〇二から
一点の墨書のある付札の断片（？）が出土した。判読を含め、詳細
については現在検討中である。

（北村和宏）

ている。文字部と他の風化の違いによる凹凸により文字が判読で
きる。「金剛藏王」については、朱筆の可能性がある。

判読上で問題となったのが「天正四年」の「四」である。「二」
が認められたことから四の異体字の「二」と判読したが、これには
異論があるかも知れない。「尾州智多」「野間」の「大御堂寺」「常
樂坊」は、現愛知県知多郡美浜町大字野間に所在する大御堂寺（真
言宗。野間大坊と呼ばれる。源義朝の墓所として著名のことと考えら
れる。大御堂寺にはかつて「常樂坊」が塔頭寺院の一つとして存し
たことが知られている。

静岡・瀬名川遺跡

せながわ



(静岡)

1	所在地	静岡市瀬名川
2	調査期間	一九九七年（平成9年）六月～一九九八年五月
3	発掘機関	財・静岡県埋蔵文化財調査研究所
4	調査担当者	中川律子・勝又直人ほか
5	遺跡の種類	集落跡・水田跡
6	造跡の年代	弥生時代中期～後期、中世
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	瀬名川遺跡は静岡平野の北東部、沖積微高地に立地している。

瀬名川遺跡の北〇・五kmのところには、国道一号線バイパス工事に伴って調査が行なわれ木簡が出土した瀬名遺跡が所在する（木簡第一、二、三号）。また、南は鎌倉時代から室町時代にかけての東海道に接し、当時の瀬名川に宿駅が置かれていたといわれている。

木簡は薄い板状の完形品で、下方に向かってやや幅が狭くなる形状を呈する。両面に形成時の削り痕が残っている。墨痕はところどころ薄くなっているが、肉眼でも観察できる。表裏両面に符號が読み取れる。表面は中央の墨痕を中心に、「鬼」が四文字いずれも中

吉田瀬名線の工事に伴うものである。調査の結果、調査区の南側では鎌倉時代から室町時代の集落域の一部を確認した。遺構は東側の杭列で区画された範囲に集中し、二間×三間の柱の掘立柱建物をはじめとする柱穴群や溝、井戸状遺構などを検出した。

遺構周辺で出土した遺物には、青磁器片や陶磁器、古錢、硯石、曲物や柄杓、漆椀、糸巻具、横櫛などがある。

今回報告する呪符木簡は、集落域の北端で検出した井戸状遺構から出土した。この井戸状遺構は、直径一・七mの円形の遺構で、深さは一・〇mを測る。同じ遺構からは、椀・小皿など六点の山茶椀や漆椀、曲物、横櫛、箸状木製品が出土している。

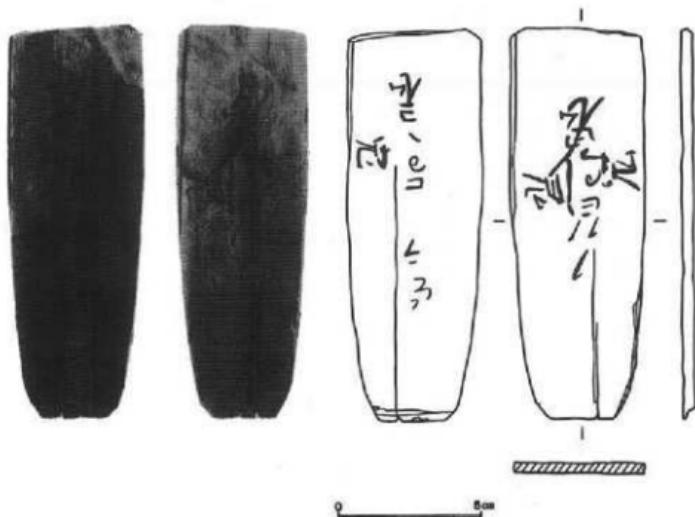
8 木簡の収文・内容

(1)

「鬼
鬼
鬼
鬼」

」

135×45×4
110



央を天にして異なる方向で書かれ、そのすぐ下にも墨痕がある。裏面の符號もほぼ同じスタイルで文字が配されていたと思われるが、「鬼」の下に二文字觀察できる。

9

関係文献

静岡県埋蔵文化財調査研究所『年報XIV』(一九九八年)

(中川律子)

東京・明治大学記念館前遺跡

めいじだいがくのんかんまえ

所在地 東京都千代田区神田駿河台一丁目

調査期間 一九九五年(平成7年)1月~一九九六年三月

発掘機関 明治大学記念館前遺跡調査団

調査担当者 代表 小林三郎

遺跡の種類 武家屋敷跡

遺跡の年代 江戸時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

明治大学のある神田駿河台の地は、その名が示すように駿府の地において徳川家康に仕えた旗本たちが、家康の死後、江戸へ移った際に与えられた土地である。

大学構内の再開発に伴う発

掘調査の対象となつた記念館及び一号館の敷地を、現

存する数枚の絵図と照らし合わせてみると、南側は幕末まで中坊家の屋敷があつたことがわかる。中坊家は



(東京東北部)

室町時代には足利将軍家に、

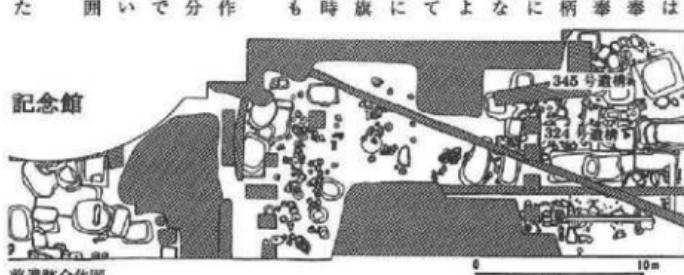
で紹介する。

調査区は屋敷の境をなしていた

大坂夏の陣・冬の陣では家康に仕えた家柄であった。江戸時代には四千石の大身の旗本として奈良奉行をはじめ、駿府町奉行や日光奉行といった遠国奉行を務める家柄であった。中坊家が駿河台の地に行き、開拓幕末に至るまでのおよそ二百年間この地に屋敷を構えていた。一方、北側は土地の傾斜に沿つて雑段状に隣接する三軒の旗本屋敷であった。その拝領者は時代とともに変遷するが、いずれも

石高五百石以下の旗本である。

本遺跡の調査成果は現在整理作業の途中であり、詳細は今後の分析を待たねばならないが、ここでは出土した木簡のうち七点について、現段階において述べ得る範囲



記念館

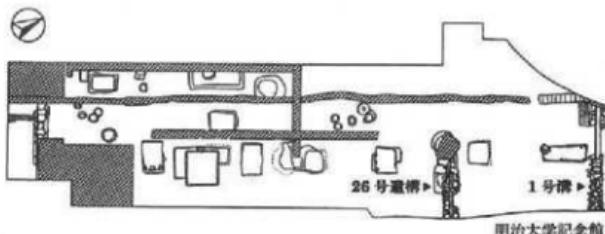
前遺跡全体図

と考えられる溝によって、南側と北側とに分けられる。南側の調査区では、二六号遺構から(1)(2)が出土した。二六号遺構は長軸一・五m、短軸一・一m、深さ一・二mの不定形を呈する土坑である。木簡の他、陶磁器・土器・木製品が出土した。磁器は全て肥前製で一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。陶器は肥前製の他に、瀬戸もしくは美濃製のものが認められる。磁器と同様に一七世紀後半から一八世紀前半の製品である。木製品には曲物や箸、漆器椀、羽子板などがある。

北側の調査区では、三三四号遺構と三四五号遺構から木簡が出土した。(3)(4)が出土した三四四号遺構は、長軸三・〇m、短軸一・八m、深さ〇・六mの不整な長方形を呈する土坑である。出土した陶磁器から、その発掘年代は一八世紀中葉から後半に位置付けられる。木簡は一三点出土した。

(5)~(7)が出土した三四五号遺構は、一边二・一m、深さ一・四mの土坑であり、本遺跡の中でも遺物量が最も多い遺構の一つである。木簡は九点出土した。三四五号遺構から出土した陶磁器はいずれも一八世紀前半の製品である。磁器は全て肥前製、陶器は瀬戸もしくは美濃製のものその他、京焼の製品もみられる。特に京焼の碗の中には、繪付に元文四年(一七三九)の天文暦が施されたものが一点あり、遺構の発掘年代を推定する際の指標となる。また焼塙壺には「サカイ／泉州磨生／御塙所」の刻印を有するものがある。こ

絵図	発行	北側居住者(1)	北側居住者(2)	北側居住者(3)	南側居住者
「萩河合小川町圖」	明和元(1764)	水野清龍	大久保喜右衛門	東條昌兵衛	中坊左近
「新瀬江戸安見図」	弘化5(1848)	水ノ	大タボ	トウテウ	中ノボウ
「萩河合小川町圖」	嘉永3(1850)	照三左衛門	大久保喜右衛門	亀井吉十郎	中坊福之助
「萩河合小川町圖」	慶応元(1865)	溝口五左衛門	大久保喜左衛門	亀井与一郎	中坊福之助



の資料は府内城三の丸遺跡の出土例から、一七四〇年代に位置付けられている。なお、三四五号本遺構からは羅字や曲物、下駄といった木製品が多量に出土している。とりわけ五六点の漆器碗は、該期の什器組成を明らかにする上で注目される。

8 木簡の軽文・内容

二六号遺構

- (1) 「江戸駿河台」
中坊長兵衛荷物 式拾式^{〔箇〕}固之内
「□壺桶貫目式貫式百目^{〔荷物カ〕} 辻七右衛門^{〔左カ〕}
○小橋茂兵衛^{〔外カ〕} 分□^{〔荷物カ〕} 辻理右衛門^{〔左カ〕}
〔260×16×7 019
- (2) 「中坊長兵衛^{〔荷物カ〕}」
・「木^{〔外カ〕}本吉兵衛^{〔内カ〕} 荷物^{〔荷物カ〕}
本下^{〔外カ〕}兵衛^{〔内カ〕} 123×22×4 011
- (3) □^{〔外カ〕}馬下郡如意村 和田甚右衛門^{〔内カ〕}
大坂松^{〔内カ〕} 170×41×9 019
- (4) 「御部や^{〔外カ〕}御茶ノ^{〔内カ〕}同と^{〔外カ〕}かい^{〔内カ〕}」
御部や^{〔外カ〕}御茶之間^{〔内カ〕} 91×49×57 011
- 三四五号遺構
- (5) 「〔延享カ〕^{〔外カ〕}四年^{〔右カ〕}東条平右衛門^{〔左カ〕}組之内^{〔内カ〕}
○官重八郎左衛門^{〔外カ〕}卯六月^{〔内カ〕}
「○東条平右衛門^{〔黒印カ〕}」^{〔内カ〕} 125×74×14 011
- (6) 「本多備前守」
「東條平助」^{〔内カ〕}
(7) 「<東條源五郎様^{〔鳥カ〕}」
「V 中^{〔内カ〕}」^{〔内カ〕} 146×11×7 032

二六号遺構から出土した(1)(2)はともにほぼ完形品で、文字の残りも良好である。前項で指摘したように二六号遺構は調査区の南側にあたり、幕末まで中坊家の屋敷として利用されていた。出土した二点の木簡にも中坊の名が認められる。(1)は表側に「中坊長兵衛荷



物」とあることから、中坊長兵衛の屋敷に持ち込まれた荷物を示している。また裏面の「辻七左衛門二名が、この荷物を駿河台の中坊屋敷に送った送り主であろう。辻七左衛門は中坊家の家老であった。裏面の「□壱桶貰目式貢式百目」が、荷物の内容を示していると思われる。品目名の□は、萬、あるいは草冠に馬と書いて「まぐさ」の意を表わそうとした可能性もある。「二個の荷物のうちの一つである。また「小橋茂兵衛」、「分□」とあるが、小橋茂兵衛は屋敷内の長屋の住人であった可能性もある。(2)も中坊長兵衛駿河の荷物の荷札である。裏面の木口本吉兵衛と木下□兵衛に開帳のあった荷物であろう。その具体的な内容は本資料からは不明である。裏面上部の□は屋号であろう。

(3)(4)は北側の屋敷地にある三・四号遺構からの出土である。前述したように本遺構の廃棄年代は一八世紀中葉から後半にかけてであり、この年代に近い明和元年(一七六四)版の「駿河台小川町図」によると、本調査区にあたる屋敷は東條家のものであったことが窺える。(3)は上部を欠損した状態で出土したが、欠損した部分には国名が記されていたと考えられる。如意村は大和國葛下郡上太田村のこと、東條家の領地であった。現在の奈良県當麻町にある。和田甚右衛門についても詳らかでない。(4)は部屋に関する記述であるが、詳細は不明である。

(5)~(7)が出土した三四五号遺構も北側の屋敷にあたり、いずれの

木簡にも東條という名が認められる。(5)は宮重八郎左衛門の身分を明かす轍札である。内容は宮重八郎左衛門が東条平右衛門の臣下であることを示し、裏面には主人である平右衛門の署名捺印がある。

また表の元号を延享とすると、延享四年は一七四七年にあたり、これは遺構の廃棄年代とも一致する。(6)に認められる本多備前守を名乗る人物は数名知られている。そのうち本多貞尚が備前守に叙任されたのは、享保四年に叙任された志摩守をある時点で解任されて以降、彼が死亡する延享二年までの間であり、遺構の廃棄年代に最も近い。本多貞尚は紀伊で徳川吉宗に仕え、享保元年(一七一六)に江戸へ移った人物である。(7)は東條源五郎に宛てた荷札である。

裏面の「中□」とあるのが送り主であろう。

本遺跡の文献史的見については、明治大学刑事博物館の伊能秀明氏の調査に負うところが大きい。氏には本稿で紹介した木簡の釈読にあたってもご教示をいただいた。また、明治大学記念館前遺跡調査団の島村時子、三谷菊子、小池幸枝、小松政毅の各氏には実測作業のご協力をいただいた。

9 関係文献

明治大学記念館前遺跡調査団「江戸駿河台の旗本屋敷 明治大学記念館前遺跡発掘調査概報」(一九九八年)

伊能秀明「法制史料研究2」(昭和堂書店)

(追川吉生「明治大学博物館」)

木簡研究 第一七号

卷頭言　書は言を尽くさず、言は意を尽くさず――

佐藤宗諱

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡
左京七条一坊十六坪 東大寺 神良女子大学 横内遺跡 高安城関連遺
跡 藤原宮跡 藤原京跡 左京七条一坊東南坪 藤原京跡 左京十二条三
坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡 左京四条一坊一
町 平安京跡 左京八条三坊十四町 平安京跡 右京八条二坊二町 慶照
寺境内 寺坊山遺跡群 大坂城跡 桃井遺跡 見藏山遺跡 有年原・
田中遺跡 挿子北遺跡 曲金北遺跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡
宮町遺跡 前橋城遺跡 芦田目条里遺跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪
遺跡 中尊寺境内金剛院 花立石遺跡 志摩山遺跡 福井城跡 大友
西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 水橋史
町遺跡 山木戸遺跡 上堀遺跡 陰田小犬田遺跡 米子城跡 七道跡
三田谷上遺跡 古川元春館跡 田村遺跡群 鮎川城跡 中西遺跡(3)区
一九七七年以前出土の木簡 (一七)

平城京跡 左京二条二坊六坪

刻畫前歴初探―漢簡形態論のために―

新潟特別研究集会の記録

国史跡指定答申なった八幡林官衙遺跡・小林昌二・八幡林遺跡の時代
的変遷・田中靖・古代越後平野の環境・交通・官衙・坂井秀外・封域本
間考・佐藤信・八幡林遺跡木簡と地方官衙論・平川尚・討論のまとめ
書評 鬼頭清明著「古代木簡の基礎的研究」

会報

頒佈 五五〇〇円 送料六〇〇円

釋山 明

宮城・三輪田遺跡



(古川)

遺跡が隣接する。

- (1) 「〔大庄〕」
□諸万呂

(61)×47×3 05

- 1 所在地 宮城県古川市長岡字三輪田
- 2 調査期間 第二次調査 一九九七年(平成9年)五月~九月
- 3 発掘機関 古川市教育委員会
- 4 調査担当者 鈴木勝彦・佐藤 優・大本麻美
- 5 遺跡の種類 城柵官衙・寺院跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥・奈良・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三輪田遺跡は、大崎平野を南側に望む長岡丘陵の南端部に、丘陵部と沢を取り囲むように立地する。遺跡の東側に隣接する七世紀末より九世紀頃の官衙跡と考えられている権現山遺跡では、権現山遺跡では、九世紀頃の官衙跡と考えられる柱建物・礎などを多数検出している。また、西側には八世紀~十世紀初頭頃の最大級の城柵として知られる、国指定史跡宮沢遺跡が隣接する。

8 木簡の収文・内容

(1) 「〔大庄〕」
□諸万呂

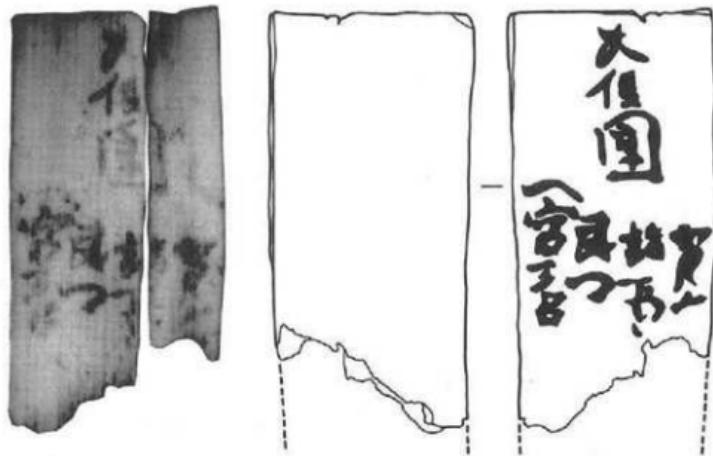
(61)×47×3 05

三輪田遺跡の第一次調査は、一九七八年に実施し、ロクロ挽き重張文軒平瓦や偏行唐草文軒平瓦の古瓦が多量に出土した。この調査では古瓦が伴う遺構は確認されなかつたものの、ロクロ挽き重張文軒平瓦が出土したこと、多賀城創建以前の古瓦を伴う施設の存在が明らかとなり、寺院の存在の可能性が指摘された(古川市教育委員会「三輪田遺跡」一九八〇年)。

今回の第二次調査地点は、第一次調査の北側約100mにあたり、据立柱建物、堀、堅穴住居、溝などを検出した。これらの年代は、七世紀末~九世紀頃である。

木簡は、三号溝から出土した。この溝は上幅約2~5mで東西方向に約四五m分を検出した。最下層には植物遺体を含む黒色粘土層があり、その上を地山ブロックを含む黒色粘土の人为堆積層が覆っている。木簡は人为堆積層から出土しており、其伴する土器から、八世紀前半頃のものと考えられる(問屋文庫参考)。

今回の調査では、古瓦の出土が少なく、検出した遺構の構成や後述する木簡の内容も、寺院というよりは城柵官衙的なものである。



赤外線写真

上端は方頭、下端は折損している。墨痕は不鮮明で、赤外線テレビカメラ装置により一三文字が観察できる。上段に相模國の軍團名「大住団」を記し、その下段に四行書きで人名を記していると考えられる。四人めの「宮万呂」の上には、合点状の墨痕がある。

今回出土した木簡は、当時の大崎地方に他の軍團兵士が駐屯していたことを示し、なおかつ付近に城柵官衛が存在することが推定され、古代の陸奥国經營を知る上で注目される。

9 関係文献

古川市教育委員会「三輪田遺跡—平成九年度発掘調査概要」（第
二回古代城柵官衛検討会資料） 一九九八年）
(鈴木勝彦)

宮城・一本柳遺跡
いっぽんやなき



一本柳遺跡は、宮城県北中央部の大崎低地東縁部に位置し、鳴瀬川左岸に形成された標高約10mの自然堤防上に立地する。奈良・平安時代、中世、近世の複合遺跡で、東西500m以上、南北500m程の広がりをもつ。調査は、鳴瀬川流域開発工事に伴うもので、約60000m²を対象として行なった。

木簡は、中・近世の井戸が集中して検出された調査

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 所在地 | 宮城県遠田郡小牛田町字新一本柳・一本柳・塙釜 |
| 2 調査期間 | 一九九七年(平成9)四月~一九九八年一月 |
| 3 発掘機関 | 宮城県教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 山田晃弘・茂木好光・菅原弘樹 |
| 5 遺跡の種類 | 集落・屋敷跡 |
| 6 遺跡の年代 | 奈良・平安時代・中世・近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要 | |

区東端部の井戸SE五四四から出土した。この井戸は長径約3m、短径2・5mの梢円形の素掘りの井戸で、深さは2・2mを測る。堆積土は未分解の植物遺体や炭化物・灰を多量に含む四枚の廃棄層とブロック混じりの人为堆積層、砂層を中心とした自然堆積層が互層をなしており、廃絶後しばらくの間ゴミ溜めとして利用されていたことが窺われる。遺物には漆器碗・皿、曲物、結桶、箸、折敷、下駄、板草履、櫛、鏡、円盤状木製品、丸太材などの木製品や自然木・植物遺体(クルミ・モモ・ウメ)などがあり、大半のものが木簡と同様に廃棄層から出土した。井戸の廃絶年代は現在整理中であるが確定的なものではないが、戦国時代~近世の初め頃とみられる。

8 木簡の軽文・内容

(1) 「(符)

(75)×35×2.6 0.6



(1-7 菅原弘樹)

山形・上高田遺跡



三四五号改築工事による第
一回調査が、一九九六年に国道

これまでに一九九四年に圍場
整備事業関連による第一次

上高田遺跡の調査は、こ
より形成された冲積平野で、
遺跡は自然堤防上の微高地
に立地している。

1 所在地	山形県鶴岡市遊佐町大字富岡字上家ノ前
2 調査期間	第三次調査 一九九七年(平9)五月~七月
3 発掘機関	山形県埋蔵文化財センター
4 調査担当者	齊藤 健・飯塚 稔
5 遺跡の種類	集落跡・河道跡
6 遺跡の年代	平安時代・中世
7 遺跡及び木簡出土遺物の概要	

上高田遺跡は、山形県の西北部、秋田県境に近い遊佐町に所在し、古代出羽國府擬定地である城輪構跡の北約6kmに位置する。周辺は

月光川、庄内高瀬川などに

より形成された冲積平野で、遺跡は自然堤防上の微高地

に立地している。

二次調査が実施されている。両調査で、幅一三~一五田深さ二田に

及ぶ河川跡が検出され、九~一〇世紀のものとみられる須恵器・赤

焼土器・黒色土器や、木製品が大量に出土した。特に第二次調査で

は木簡五点、人形四点、赤焼土器の壺に四面の人面が描かれた人面

墨描土器一点の他、墨書土器も大量に出土している（本誌第一九号）。

今回の第三次調査では、河川跡が一本検出された。このうちの一

本は、以前の調査で検出した河川跡SG一三〇〇の続き部分でも、も

う一本は短期間の流路変動により形成されたものとみられる河川跡

SG一三〇一である。

木簡は、SG一三〇〇から三点出土した。このうち一二点は卒

塔婆である。（1）は河床から出土した。一方、（2）~（3）の卒塔婆は、堆

積層の最上部、須恵器や赤燒土器の破片によって歯骨とみられる骨

片を覆うように埋納したピットの周辺から、中世陶磁器や水晶球と

ともに出土した。

今回検出したSG一三〇〇河川跡は、中心部が調査区から外れて

いるため、遺物の出土は前回ほどではなかったが、木簡の他に、第

一~二次調査で出土したものと同時期の土器、木製品が出土してい

る。また、「弓削鉗」「弓」「徒積人」などの墨書土器も出土した。

SG一三〇一河川跡は、洪水などによる一時的な流路変動に伴うものとみられ、河床まで浅く、出土遺物も細片のみである。

8 木簡の仮文・内容

×守マ [子カ]
高向長万呂】

「佛」

南無大日如來

（13）×（15）×2 061

（120）×25×2 061

（144）×（15）×2 061

（26）×23×2 061

（34）×23×2 061

（30）×23×2 061

×來】

（80）×25×3 061

（95）×23×3 061

（34）×10×2 061

（85）×20×2 061

（56）×23×2 061

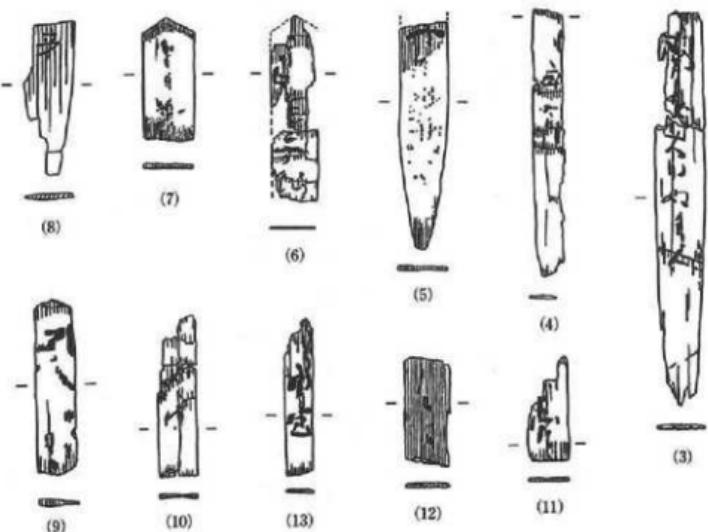
（80）×14×2 061

（80）×14×2 061



9 関係文献
静山形県埋蔵文化財センター「上高田遺跡第一・三次発掘調査報告」(一九九八年)
(塗藤 健)

(1)は上部が欠損し、ほぼ中央で折れている。
(2)~(13)は卒塔婆の断片である。(2)の一字めは梵字の可能性が高い。
(3)は二ヵ所に刀物で切れ目が入れられ、裏側から折られている。上部は欠損。(4)は上部及び右半が欠損。(5)は上部欠損。(6)(7)は下半部が欠損。(8)は上半部が刀物で切斷されている。(9)は下半部が裏側に刃物で切れ目を入れ折られている。(10)(11)は上半部欠損。(12)は上半部と右半が欠損。(13)は上半部が裏側に切れ目を入れ折られている。
なお、木簡の系統については、国立歴史民俗博物館の平川南氏の「教示を得た。」





(黒石)

青森・大光寺新城跡遺跡

- 1 所在地 青森県南津軽郡平賀町大字大光寺字三村井
- 2 調査期間 第四次調査 一九九六年(平成8年)四月~九月
- 3 発掘機関 平賀町教育委員会
- 4 調査担当者 葛西勲
- 5 遺跡の種類 城館跡
- 6 遺跡の年代 繩文時代後期~一七世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大光寺新城跡遺跡は、平賀町中心部から北西約1kmに位置する、中世から近世初頭まで存続した平城である。北側の引連川、西側の六羽川とに挟まれた微高地に築城され、主郭・北郭・南郭・袖郭で構成されていると考えられている。津軽氏が津軽地方を平定するまで南部氏の一拠点となつたところである。現在付近一帯は住宅地となつていて、の、近年の団地造成・町

道拡幅事業などに伴い、これまでに三次にわたる発掘調査を実施している。一九八九年の第一次調査では、主郭の北端を調査し、堅穴造構六棟、溝状造構一条、堀跡一条を検出した。続いて一九九〇年の第二次調査では、主郭の南側を調査し、堅穴造構二二棟、井戸跡三基、溶鉱炉五基、溝状造構五条、集石造構一基、堀跡三条を検出した。さらに一九九五年の第三次調査では、堀跡四条、堅穴造構一棟、溶鉱炉跡及び焼土造構一基を検出している。

木簡(袖郭)は、一九九六年の第四次調査において、北郭東端附近で検出した堀の堆積土から出土した。この堀は大光寺城を取り囲む外堀と考えられ、検出した部分の規模は、幅約二〇m、深さ二一m以上に及ぶ。また、堀内部には土橋と堀の水量を調節するためと思われるしがらみ状の遺構も検出している。堀の年代は、出土陶磁器などから、一六世紀から一七世紀初頭にかけてのものと推察され、出土した袖経もこの時期のものと考えられる。この調査では、この他卒塔婆・碑伝なども検出している。

今回出土した袖経は「妙法蓮華經」八巻を記したもので、計六五点にのぼるが、ここではこのうち巻品が特定できるものなど八点について報告する。袖経は、出土状況からみて、堀に投棄されたものであろう。出典が各品にわたっているので、本来八巻一セツトがまとまっていたものと考えられる。

8 木簡の本文・内容

×華經□

(55)×20 081

却從地獄出當隨畜生

(15下1~2) (142)×20 081

行彼佛世人或皆謂之是實是聞而當樓那

(27下7~8) (208)×18 081

當是人去阿彌多羅三藐三菩提 (31下13~14) (158)×15 081

長舌上_{「至カ」}梵世一切□

(51下13~19) (84)×15 081

□能持是經者則為已見我亦見多

(53中12~13) (165)×18 081

時日月淨明德佛

(53下7~8) (143)×17 081

衆天龍夜叉乾

(57下2~2) (69)×18 081

9 関係文獻

平賀町教育委員会「大光寺新城跡発掘調査報告書・第一次発掘調査」(一九九九年)

同「大光寺新城跡発掘調査報告書・第二次発掘調査」(一九九〇年)

(波部 学)

年



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)

(1)~(8)は「妙法蓮華經」八巻を書写した補綴で、紙文の下に「大正新脩大藏經」第九巻法華部の頁・段・行を示した。このうち(2)は卷第一般譬品第三、(3)は卷第四五百弟子受記品第八、(4)は卷第四法師品第十、(5)(6)は卷第六如來神力品第二十一、(7)は卷第六薦王菩薩本事品第二十三、(8)は卷第七觀世音菩薩門品第二十五の一節である。いずれも上下両端も欠損しているため、全体の形状は不詳である。幅1~2mmの非常に薄く削り出した板に書かれているため、厚さの記載は省略した。

木簡研究第一六号

卷頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京一条三坊四坪 葛飾寺旧境内 大安寺
旧境内 瑞福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 稲原宮跡 稲原京跡
右京九条四坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1)
大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 桃狹遺跡(1) 持
狹遺跡(2) 砂入遺跡 榎布ヶ森遺跡 見藏間遺跡 木梨・北浦遺跡
藤原別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡
長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡 大宮遺跡 三堂遺跡 鴨田遺跡 大曳
支道跡 杉崎廬寺 元経社寺田遺跡 南A遺跡 安子島城跡 山王遺
跡 今坂遺跡 扎井橋跡 榎井城跡 一乘谷朝倉氏遺跡 戸水大西遺
跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ鼻遺跡 タテチヨウ遺
跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 那山城下町遺跡 周防国府跡 初瀬遺
跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の呪符木簡について

いまに気づく呪符・形代の質問

文書木簡はいつ発表されるか

史科紹介 近世の墨の墨の二例

近世の荷札木簡の一例

史科紹介 近世の荷札木簡の一例

吉田 孝

編集 五五〇〇円 送料六〇〇円

発行

山里純一

奥野義雄

今泉俊雄

今津勝紀

鈴木景一

木簡研究第一五号

卷頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条四坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝瀬寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 烏羽離宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 喜連東遺跡 平野環濠都市遺跡 楠附遺跡 桐枝遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六大B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 芦子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田源訪下遺跡 小茶円遺跡 番匠地遺跡 瑞穂寺境内遺跡 八幡林遺跡 織ノ前遺跡 馬場天神 裸遺跡 乾遺跡 宮水ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久木畠森元遺跡 観世音寺跡(南門跡) 脇道遺跡 城原三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一乘谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三三次)

草戸千軒町遺跡(第五・六・八次)

国・都の行政と木簡

「國府跡」出土木簡の検討を中心として

京都府相楽郡木津町鹿背山郭藏の後上札

叢書

価額 四五〇〇円 送料六〇〇円

加藤 友康
田中淳一郎

木簡研究第一四号

卷頭言

八木充

一九九一年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京左京二条一坊坊間路西側溝 平城京東市跡
推定地 府招提寺 那原京跡 飛鳥池遺跡 四条遺跡 長岡京跡(1)

長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 遺所遺跡 木津川河床遺跡 大坂城跡

住友銅吹所跡 桑津遺跡 章草寺跡 高機城跡 墓環濠都市道路

屏風塗跡 長田神社境内遺跡 宅原遺跡 菊狭遺跡(1) 菊狭遺跡(2)

(日坪井遺跡) 光明寺遺跡 西河原森ノ内遺跡 西河原遺跡 湯ノ

部遺跡 石川条里遺跡 内五日向周地遺跡 小茶円遺跡 富沢遺跡

多賀城跡 円福寺遺跡 田道町遺跡 C地點 上荒屋遺跡 山田郷内

遺跡 稲城遺跡 吉野口(舞山小)遺跡 三日市遺跡 長登御山路

空港跡地遺跡(第3工区) 家屋遺跡 美善町遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一四)

平城宮跡(第五〇・五一・五二・六三次) 上田郡遺跡 郡家今城

遺跡 郡家川西遺跡 じょうべのま遺跡 高瀬遺跡

考古資料としての古代木簡

八幡林遺跡等新潟県出土の木簡

木上と片岡 岩本 次郎 鈴木 景一

下總国司の任用と交通—一条大路木簡を手がかりに—
「敦煌漢簡」研究の現状と課題

吉村 昌之

価値 四五〇〇円 二六〇〇円

埋蔵文化財写真技術研究会編

「埋文写真研究」第九号

文化財写真の研究、技術、情報など写真を扱る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人達に必携の雑誌。年刊で現在九号まで刊行されている（三号までは品切れ）。

B5版、一六頁、カラー団版多数、一九九八年七月刊
定価三〇〇〇円
送料四冊まで五〇〇〇円、五冊以上一〇〇〇円

一冊以上は無料

申込先 〒六三〇-八五七七 奈良市二条町二丁目九一一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 倉 瞳翠宛

TEL 〇七四二-一三四一-二九三一
郵便振替 京都〇一〇五〇-九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会

埋蔵文化財写真技術研究会編
『報告書制作ガイド』の刊行

報告書作成マニュアルともいいくべき便利なガイドブックが刊行された。埋蔵文化財写真技術研究会が、設立一〇周年を記念して、これまで機関誌「埋文写真研究」に掲載してきた内容に、新章節を加えて一書に編集したものである。

「原稿の準備」、「制作の知識」、「校正の知識」、「印刷の知識」、「製本の知識」、「社様書の作成と原価計算方法の一例」、「デジタル画像とDTP」の各章で構成され、報告書作成のための基本的な事項を網羅して、わかりやすく解説している。実際に刊行された報告書から悪いレイアウト例と修正例を対比して示すなどの工夫が凝らされ、巻末には用語解説や索引もついて至便。報告書を作る際には必携といえようが、報告書を見る・読む側にも興味の尽きない一冊であろう。

変型A4判 一七八頁 四五〇〇円 一九九八年七月刊

問い合わせ先

埋蔵文化財写真技術研究会

奈良市二条町二一九一 奈良国立文化財研究所内

TEL ○七四二一三四一三九三一

「积文の訂正と追加」欄の新設について

本誌は、これまで①一九〇五年出土の木簡、②一九七七年以前出土の木簡、③論考その他、の三部で構成してきた。

①「一九〇五年出土の木簡」は、当該号発行の前年一二月の研究集会で、「一九〇五年全国出土の木簡」などとして報告したものを中心、一年ごとの全国の木簡出土情報を収集するものである。その際、研究集会以後その年度内に出土した木簡も可能な範囲で収め、また本来本誌の既刊号の①の欄で報告すべきであったその年以前出土の木簡についてもできる限り収集し、この欄に掲載してきた。

②「一九七七年以前出土の木簡」は、一九七九年刊行の本誌創刊号の収録範囲以前の出土にかかる一九七七年以前出土の木簡を、①と同じスタイルで収集するものである。
①②の木簡の积文は、その時点で能う限りの最も良いものを収載するようしているが、木簡の保存処理やその後の研究の進展によって新たに文字が判読できたり、积文に訂正を要するような箇所が生じたりすることが少なくない。また、本誌掲載後に遺物整理の過程で、新たな木簡の存在が明らかになることも多い。
本誌では、同一遺跡の発掘調査については、①②とも調査次数ないし年度ごとに一回の収録を原則としているため、右のような

木簡の积文の訂正や追加の必要がある場合には、随時コラムなどで紹介してきた。しかしながら、収載する木簡の点数が年々増大するのに伴い、このような方法では対応できないような事態も予想される。

本誌掲載の事例報告、ことに木簡の积文については、このような訂正や追加についても、確実に誌面に反映させていくことが本誌の責務であると考える。そこでこのたび、①②の欄で報告した木簡の积文の訂正と追加を必要に応じて収録する「积文の訂正と追加」の欄を、①②の次に新たに設けたこととした。

収録の体裁は基本的に①②に倣うが、凡例に明記したように、若干この欄独自の体裁をとる部分がある。その要点を摘要すると次のようになる。

- (1)既掲載の事例報告を受ける形で掲載するので、対応する報告が①と同じスタイルで収集するものである。
- (2)遺跡位置を示す五万分の一地形図は原則として割愛する。
- (3)「遺跡及び木簡出土遺物の概要」の項は省略し、必要な場合は「木簡の积文・内容」の項で必要最少限の旨及を行なう。
- (4)木簡の掲載順は、积文の訂正、同追加の順とし、通し番号を付す。また、积文を訂正する木簡については、既掲載の事例報告における木簡番号を最下段に付す(例 17(2)、本誌17号掲載の事例報告の木簡②の訂正であることを示す)。

糸文の訂正と追加（一）

糸文の訂正と追加

兵庫・山垣遺跡（第六号）

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 所在地 | 兵庫県氷上郡春日町棚原字山垣 |
| 2 調査期間 | 一九八三年（昭58）四月～九月 |
| 3 発掘機関 | 兵庫県教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 加古千恵子・平田博幸 |
| 5 遺跡の種類 | 官衙跡 |
| 6 遺跡の年代 | 奈良時代 |
| 7 木簡の糸文・内容 | |

山垣遺跡は、近畿自動車道舞鶴線の建設工事に伴い調査された遺跡である。方形に遺跡の範囲を区画する堀のうち、北・東・南の三方の堀（SDO. 一・二・三）を検出するとともに、その区画の南東部に建てられた南北棟の掘立柱建物一棟を確認した。これらの遺構は計画的に配置されおり、区画自体も周辺の參里形地割に即した位置を占めている。

木簡は、大量の土器・木器などの遺物とともに、この堀から発見

された。木簡の内容とともに墨書き器の中に「里長」の文字が認められたことなどから、八世紀初めの地方行政の具体像を示す貴重な資料として注目された。本簡の糸文は、一九八四年に本誌第六号及び『山垣遺跡—近畿自動車道関係考古文化財発掘調査概報』で報告した後、一九九〇年に、補訂を加えた上、写真・実測図を添えて、「山垣遺跡発掘調査報告書」に掲載した。

その後一九八七年に奈良国立文化財研究所において真空凍結乾燥法により保存処理を行なったが、その結果それまでは不明瞭であった墨痕が鮮明になった。また、赤外線テレビカメラ装置の性能が向上したこともあり、糸讀可能な文字の増補や訂正が可能となつた。

一方、近年都符木簡や封緘木簡についての研究が進展し、新たな視点から山垣遺跡出土木簡を観察し直すことができるようになった。こうした状況の下、来るべき発掘調査報告書の「木簡編」の刊行に向けての準備を契機として、一九九五年度に再調査を行なつた。その結果、例えは二号木簡と三号木簡の接合する可能性が考えられることなどをはじめ、ほぼ全ての木簡の糸文・内容について増訂を行なつてある。ここでは、そのうちの主なものを紹介する。

(2)



(385)×27×7 019 6(1) 第一號

6(8) 第四號

(2)

「符春部里長等 竹田里六人部 □ □ □依而□」

「春マ君広橋 □ □ □神直与 □ □ □右三人」

「春マ鷹麻呂 □ □ □里長 □ □ □木參出來四月廿五日」

「今日莫不過急今 □ □ □少領萬倍」

6(7)+6(6) 第二十一號

(61)×23×7 019 6(1) 第一號



(9)

- (4) □□年正月十一日秦人マ新野□□□貸給
- 秦人マ新野百[東]本田五百代 同里秦人マ志比十東
同マ小林廿東[東]墓垣百代 伊千我郡鷲里秦人マ安古十一東
伊千我郡鷲里秦人マ安古十一東 竹田里春マ若万呂十東。
- 〔秦人マ身十束〕
〔問人マ須久奈十束〕
合百九十六東稟[留カ]二百四束 別而代□物八十束[助カ]
并本□四百八十束□新野貸給
- (5) 「△□□神人マ加津良」 (6) 「△戶主神直□」 (7) 「春マ久伎利」
- 191×15×3 033 第六号
(112)×25×5 039 第七号
228×25×4 051 第八号
- (8) 「猪甘マ□井稟□」 (9) 「△丹波国水上郡△」 (10) 「□神人□□万口□」
- 256×24×4 051 第一〇号
265×35×7 043 6(5) 第一一号
〔サカ〕
- 897×57×8 011 6(2) 第五号*
- (139)×32×6 019 第一五号

11

・ □マ名万呂春マ鷦□泰マ三久万呂

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

12

・ 凡人二正丁小林□
又足人小子

□

□

□

□

□

□

□

□

□

13

・ 加津良正丁小林□
波知加祐子正丁

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

14

・ 谷力
五間直日廿五春分七東此□稻四東半
〔半々〕
□并一百十五□百七東半并二日一束□

(33)×12×4

011 6(9)

第一七号

15

・ 「マ連逆參□□□十月四日

(428)×21×5 061 第一〇号

・ 広椅伝往札荒木田分四東多治□大夫
〔等々〕
□里□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□

460×31×5

011 6(9)

第一九号

16

・ 島田稻巳日卅三東午日稻春小田稻廿三東未日卅八東□
〔亥〕
子日二百十八東丑□
〔寅〕
百束□
〔卯〕
日五十二東辰日卅巳日廿束□
小田稻春小田稻卅申日百廿×

(33)×12×4

011 6(9)

第一七号

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

(解説)



(447)×32×5 061 6(3) 第一一号

本簡出土点数は既刊報告書では一二点としたが、今回の再調査で接続が判明したものがあり、都合二〇点となった。この二〇点の全体を概観すると、郡の行政に間わる狹義の文書木簡（2）、（3）？及び封緘木簡（9）、農業経営に関する記録木簡（4）四四、（4）？、付札（5）～（8）、いずれの記載も個人名を中心とする、その他に分類できよう。以下、特に新たなる見出しが得られたものについて述べる。

（2）は、かつて二点の木簡としていたものであるが、今回の再調査で接続が判明し、表一文字め下部の位置で表から刃物で木簡の厚みの半ばまで刻みを入れた上で折っている状況が確認できた。これが接続する可能性についてはかねてから弘前大学の鐘江宏之氏からご教示を受けていたが、現物によりこのことが確かめられた。この接続により、本資料が人の召喚を命じた郡符であることが確実になり、あわせて八幡林遺跡（本誌第一三号〔1〕）、荒田目条里遺跡（同第一七号〔1〕〔2〕）、屋代遺跡群（同第一八号〔4〕）などから出土した他の郡符木簡や、香住エノ田遺跡出土の召喚状（同第一八号）などの類例と同じく、廃棄の際に人為的に切断されていることが明らかとなつた。（9）は、封緘木簡であります。これまで、既刊報告書所載の写真、実測図により、長方形の材を羽子板の柄状に整形したものであることから、封緘木簡であることが指摘されていたが、今回現物を観察した結果、裏面は削ったままで調整していないことがわかった。この点からも本木簡は文書などを挟むために一枚の材

を二枚に割ったもののうちの片方であると判断できる。

（4）は、判読可能な文字が増加したこと、種の貸付關係の記録木簡であることが明らかとなつた。冒頭に、日付・差出しと思われる記載があり、もともとは文書木簡であった可能性もあるが、受け取り側では帳簿として利用したとも思われる。下部の孔はその際に整理の便宜のために穿たれたのかも知れない。内容をみると、冒頭に一行書きで日付、人名「泰人マ新野」、「貸給」などとあり、次いで三行書きで人名の後に束數、一部には田積を付記したものを列記し、最後にその束數の合計と、さらに「核□福」^{（音ナカハシ）}「別而代□物」を合わせた束数を記している。細の束數記載と「貸給」の文字が判読できることにより、出舉、あるいは借貸に関する帳簿であると判断できる。なお、冒頭の二文字は從來半支の可能性が指摘されているが、現状では判断できない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会「山垣遺跡—近畿自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報」（一九八四年）

同「山垣遺跡発掘調査報告書」（一九九〇年）

（加古千恵子・平田博幸・古尾谷知浩（奈良國立文化財研究所）

兵庫・袴狭遺跡（深田地区）（第一六号）

(1)

「咄天道皇（符舞）」

羽子板状を呈する大型の呪符木簡である。板目取りした板状材の下方側を両側から把手状に細く削り、そこに左右一対の「く」形の抉りを上下に削り出している。抉りは杭などに縛りつけるためのものかもしれないが、紐で縛ったような圧痕は認められない。

（463）×96×12 91

聖道
○○○
○○○
○○○
○○○
○○○
○○○

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字深田
2 調査期間 第七次調査 一九九三（平5）年六月～二月
3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
4 調査担当者 大平茂・西口圭介・藤田淳・鈴木敬一
5 遺跡の種類 水田跡
岡昌秀
6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
7 木簡の軸文・内容

袴狭遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、袴狭川流域で確認された遺跡で、九世紀代においては出石郡衙の存在が想定されている。深田地区は、官衙に関連する倉庫群・居館・池状遺構などの遺構群が検出されている上流部の内田地区から約二km下流にあたり、古墳時代～平安時代の水田及びこれに伴う畦畔や水路が確認されている。出土遺物の大半は木製品で、中でも田下駄の占める割合が最も高いが、木製祭祀具・曲物・木皿・下駄なども伴出している。

今回報告する木簡は、整理作業中に新たに発見されたものである。奈良～平安時代の水田土壌層の掘り下げ時に排水溝から出土したため、明確な出土層位は不明である。



（藤田淳）

兵庫・袴狭遺跡（第一七号） はかさ

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字内田・字谷外
 2 調査期間 第九次調査a 一九九四年（平6）六月～二月
 第九次調査b 一九九五年一月～二月
 3 発掘機関 兵庫県教育委員会理藏文化財調査事務所
 4 調査担当者 大平茂・鈴木敬二・中村弘・岡昌秀
 服部寛
 5 遺跡の種類 官衙跡・祭祀跡・水田跡
 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代・中世
 7 木簡の訳文・内容
 補狭遺跡は兵庫県の北緯を流れる出石川の支流、袴狭川流域で確認された遺跡である。過去の一連の調査により、奈良時代から平安時代の官衙跡及び水田跡が検出されており、九世紀代においては出土物の存在が想定されている。

このうち第九次調査は此隔山北麓に接した水田部の二地点を調査している。本誌第一七号では第八次調査、第九次調査として報告しているが、いずれも第九次調査に該当し、前者をa（B8地点）、後者をb（B10地点）として訂正する。
 a（B8地点）では、四時期の遺構面を調査し、第一面では

(1)
 •
 出石郷秦部牛万呂戸口秦部旅人己口分桑口口四口
 (2)
 17 (4)

中世（室町時代）の溝を、第一～四面では奈良～平安時代の建物群と溝を検出している。b（B10地点）では、水田跡三面（平安時代～中世）と、その下層（奈良～平安時代）の河道を検出している。

木簡は本誌第一七号で二三点について報告したが、第九次調査の(4)として掲げたものについて、その後の検討で訳文に訂正すべき部分が見つかったので再掲する。

また、遺物整理の過程で新たにa（B8地点）から四点の木簡の出土が確認され、出土木簡の点数は第九次調査で合計一七点となり、袴狭遺跡のうち兵庫県教育委員会理藏文化財調査事務所担当分の調査全体では四一点となつた。また、墨書きはないが木簡状の形態を有する木製品（○三三型式）は、九点を確認している。

(2)は第一～三面の建物群に伴う溝から、(3)(4)は排水溝からの出土で、層位的には第二面より下層にあたる。(5)は第二面の上位の遺物で、包含層からの出土である。

(2) □日大□
 □論語序何晏集□
 □西二行一倉□
 □取納日下部乙訓
 □南无□大□經□

・□論語序何晏集□
 □西二行一倉□
 □取納日下部乙訓
 □南无□大□經□

1日下部
 部酒經
 当女

安方水
 中当
 女

(332)×(32)×5 081

静成女

(3) □西二行一倉□
 □取納日下部乙訓
 □南无□大□經□

(221)×28×3 019



(4) □辺乙豊日已今交易并□

(187)×16×11 081



(5) □南无□大□經□

(163)×23×4 019



(2) の表は人名を現存三行三段にわたって列記し、合点を付したるものであるが、その上段の記載が不明瞭であるため、どのような内容の帳簿であるかは不詳。裏には「論語序何晏集」の記載がある。

同じ第九次調査aにおいて「論語」公治長篇の文言を記した木簡が出土しており（本誌第一七号（2））、関係が注目される。

(3) は、倉の収納に關わるもの、(4)は交易系に關わるものであるが、いずれも断片のため内容は不詳。(3)に關連したものとしては、同じ第九次調査bにおいて、宝龜九年（七七八）の年紀をもつ、西七倉の稻の出納に關わる木簡が出土している（本誌第一七号（1））。（藤田 淳）



(2)



(3)



(4)



(5)

兵庫・入佐川遺跡（第一八号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内
 - 2 調査期間 第一次調査 一九九二年（平成4年）五月～一二月
 - 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
 - 4 調査担当者 大平茂・村上泰樹・柏原正民
 - 5 遺跡の種類 水田跡・河道跡
 - 6 遺跡の年代 古墳時代～近世
 - 7 木簡の祝文・内容
 - 8 木簡の祝文・内容
- 入佐川遺跡は兵庫県の北部を流れる出石川の支流、入佐川流域で確認された遺跡で、すでに本誌第一八号で第一次調査、及び第四次調査（一九九五年度調査）で出土した木簡を紹介している。
- 今回報告する木簡は、一九九二年度調査資料の整理作業中に新たに発見されたものである。既報告のようすに当調査では弥生時代～古墳時代の河道や水田、奈良時代～近世までの河道や溝などが検出されている。木簡は近世の溝および河道から出土しており、陶磁器や漆桶などが伴出している。

(130)×24×4 081



(藤田淳)

(1)は、下端に向かって細く削った板状材である。上半は欠損し亀裂が生じ、下端側も失われている。上端近くの一文字はやや墨も残っているが、その下は痕跡程度である。近世の溝より出土した。(2)は、薄い短冊形の板状材の長辺に抉りを入れたもので、両端中央に各一カ所の目釘孔があり、箱物の一部と推定される。両面に墨書が認められるが、文字は判読できない。近世の河道より出土した。なお、木簡の祝文については奈良国立文化財研究所の方々のご教示を得た。

180×40×3 061



木蘭学会会則

の他前条の事業に参加することができる。

第一条 本会は木蘭学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木蘭に関する情報蒐集・整理し、木蘭そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及

をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1 木蘭に関する情報の蒐集および整理

2 研究集会の開催

3 会誌「木蘭研究」その他の刊行

4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木蘭の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。

二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

1 会長一名

2 副会長二名

3 委員若干名

4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。

二 委員は再任はさまたげない。

三 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

五 本会は毎年一回総会を開く。

六 本会の経費は会費および寄付金等をもっており、総会において会計報告を行うものとする。

七 第九条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

八 第十条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十一月一日改正)

木簡研究 第9号

1987年11月刊

卷頭言

1986年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(9)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

敦煌凌胡降址出土墨書の復原

漆紙文書集成

正倉院木簡の用途 一藤秀三郎氏の所説に接して一

岸俊男会長の思い出

田中 稔

稻岡 耕二

大庭 帆

佐藤宗諱・橋本義則

東野 治之

平野 邦雄

木簡研究 第10号

1988年11月刊

卷頭言 一木簡学会の十年一

原秀三郎

1987年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(10)

中世木簡の一形態 一山札・手札についての覚書一

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

木簡の保存処理

石井 進

工藤 元男

沢田 正昭

木簡研究 第11号

1989年11月刊

卷頭言

狩野 久

1988年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(11)

中国出土簡牘の保護研究

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

胡繼高

(訳)佐川正敏

小池伸彦

木箱と木簡

犬飼一隆

所謂「長屋王家木簡」の再検討

有韻尾字による固有名詞の表記

木簡研究 第12号

1990年11月刊

卷頭言

田中 琢

1989年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(12)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

山尾幸久

木簡類による和名抄地名の考察 一日本語学のたちばから一

工藤力男

内資人考

春名宏昭

木簡研究 第13号

1991年11月刊

卷頭言

笠山晴生

1990年出土の木簡

1977年以前出土の木簡(13)

下曾我遺跡と出土木簡

鈴木靖民

香川県長福寺出土の木簡 一蓄蔵錢に伴って出土した木簡一

館野和己

「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

樋口知志

中国簡牘学国際學術研討会参加記

佐藤信

創刊号～4号 品切れ、9号～12号 3800円 13号 4300円

送料 1冊 600円、2冊 800円、3冊 1000円、4冊 1200円、5～10冊 1500円

彙報

ポジウムの開催、③木簡の図録の刊行などを予定しているとの報告があり、①については同研究集会の実行委員長である平川南委員から追加説明が行なわれた（同実行委員会については、長野特別研究集会の項参照）。

編集報告（鎌田元一委員）

第一回総会及び研究集会
木簡学会第一回総会及び研究集会は、一九九七年一二月六・七

日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一八五名の参加者を得て開催された。会場には、平城宮跡・平城京跡・飛鳥池遺跡（以上、奈良国立文化財研究所）、長登銅山跡（山口県美東町教育委員会）、山垣遺跡（長東町教育委員会理観文化財調査事務所）の木簡が展示された。

◇一九九八年一二月六日（土）（午後一時～五時）

第一回総会（議長 福岡猛氏）

狩野久会長の挨拶で開会後、以下の報告が行なわれた。

会務報告（館野和巳委員）

会員の状況（新入会員八名・二団体）、幹事の交替（大隅清陽氏・吉川敏子氏退任、増田徹氏・吉川聯氏新任）、会員サービスの概要、常任委員会の設置についての報告があった。

一〇周年記念事業についての報告（和田翠委員）

①長野特別研究集会の開催、②長屋王家木簡をテーマとするシン

「木簡研究」第一九号の編集経過、及び価格を前号と同じ五五〇円に決定したことが報告された。

会計・監査報告（山中敏史委員・八木充監事）

山中委員から一九九六年度の会計決算報告が行なわれ、八木監事から会計が正確かつ適切に行なわれている旨の監査報告がなされた。ついで、山中委員から、一九九八年度の予算案の説明が行なわれた。以上の案件については、異議なく承認された。

研究集会（司会 寺崎保広氏）

門勝制と木簡

長登銅山跡出土木簡

今泉 隆雄氏

池田 善文氏

八木 充氏

今泉氏は、門勝制の概要とそれに関係する木簡についての研究成果の報告、池田氏は長登銅山跡の調査成果をスライドを併用して説明、八木氏は同遺跡出土木簡の検討成果についての報告を行なった。

◇一九九八年一二月七日（日）午前九時～午後三時

研究集会（司会 清水みき氏・石上英一氏）

一九九七年全国出土の木簡

山垣遺跡出土木簡の再検討

渡辺 春宏氏

下ノ西遺跡の調査成果
加古千恵子氏・平田博幸氏・古尾谷知浩氏
田中 靖氏

渡辺氏の報告は、例年通り全国の出土木簡とその遺跡について概観したもので、その多くは本号に収録することができた。加古・平田・古尾谷三氏の報告は、以前に出土し報告されていた山垣遺跡出土木簡について、保存処理後の再調査の成果を発表し、新たな接続による知見が呈示された。田中氏の報告は、下ノ西遺跡の概要と木簡の説明で、出典や国司借貸に関する木簡などが取り上げられた。

午後からは、二日間の報告をめぐって活発な議論が行なわれ、最後に町田章副会長の挨拶をもつて研究集会を終了した。なお、本年度は、適当な現場がないため発掘現場見学は行なれなかつた。

長野特別研究集会

一九九八年六月五日（金）・六日（土）の両日、木簡学会二〇周年記念事業の一環として、更埴市において、長野特別研究集会が開催された。木簡出土の現地における研究集会の試みとしては、一九四九年九月の新潟特別研究集会に続くものである。木簡学会の主催、長野県立歴史館と長野県埋蔵文化財センターの共催として実施し、実務は別に組織した実行委員会（会員 小林秀夫・佐藤信・鈴木京一、猪野和己・傳田伊史・早川万年・平川南・福島正樹・山口英男の各氏。委

員長平川氏、事務局長福島氏）と運営委員会（委員 小林秀夫・土屋積・傳田伊史・平川南・広瀬昭広・福島正樹・百瀬長秀の各氏、ほか歴史館、埋文センターの方々。委員長小林氏）が担当した。開催にあつては、各教育委員会をはじめ地元の方々には多大のご協力をいただいた。

また、長野県教育委員会・長野市教育委員会・上田市教育委員会・更埴市教育委員会・信濃史学会・長野県考古学会・信濃毎日新聞社・財團毎文化事業財団のご後援をいただいた。なお、通常の研究集会では参加者を会員に限っているが、新潟特別研究集会と同様に今回も地元の研究者や大学院生にも参加を呼びかけ、多数の参加を得た。

◇一九九八年六月五日（金）（午前九時～午後五時半）

現地見学会

長野駅東口に集合し、バス三台に分乗して見学会に出発した。午前中は上田市立信濃國分寺資料館と国分寺跡の見学、昼食を挟んで午後は屋代遺跡群・更埴条里遺跡を車中から望み、森村軍塚古墳・古墳館へ向かいこれを見学し、さらに長野県立歴史館で屋代遺跡群出土木簡の観察、常設展示の見学を行なつた。その後長野市に戻り、引き続いて懇親会を開いた。見学会の参加者は、会員八八名・非会員二四名、計一二二名であった。

◇一九九八年六月六日（土）（午前九時～午後四時）

研究集会（司会 福島正樹氏・平川南氏・佐藤信氏）

「七世紀の社会と木簡—屋代木簡をめぐって—」と題して、長野

県立歴史館講堂において、研究集会を開催した。佐藤宗諱副会長の開会挨拶、長野県立歴史館の市川健史館長の歓迎挨拶の後、実行委員の福島正樹氏の司会によって、次の五本の基調報告が行なわれた。

信濃の古代と屋代遺跡群

七世紀の屋代木簡

寺内 隆夫氏

傳田 伊史氏

鶴見 宏之氏

篠野 和己氏

鶴見 泰寿氏

律令制の成立と木簡

基調報告の後、平川・佐藤両氏の司会によって討論が行なわれ、和田萃氏の挨拶によつて閉会した。参加者は、会員二三名、非会員九〇名、計一二三名であった。なお、別室では、屋代遺跡群出土木簡、徳島市觀音寺遺跡出土木簡（写真）の展示を行なった。

以上の報告及び討論については、本号に掲載した。

なお、翌六月七日（日）の午前九時半から午後四時まで、「屋代

木簡公開シンポジウム今よみがえる信濃の古代」が二二一名の参加者を得て長野県立歴史館講堂において開催された。主催は同シンポジウム実行委員会、共催は木簡学会・長野県立歴史館・長野県理文文化財センターなどである。内容は、小林・福島・山口・平川各氏の基調報告、早川・鈴木両氏のコメント、及び佐藤・篠野両氏の司会によるディスカッションで構成されるものであった。

委員会報告

◇一九九七年二月六日（土）午前一〇時三〇分～午後〇時

於奈良国立文化財研究所

総会に先立ち、会務・総会と研究集会の運営・「木簡研究」第一九号の編集経過と価格決定・二〇周年記念事業の計画・長野特別研究集会の準備状況・会計事務について報告がなされ、審議の上承認された。

◇一九九八年六月一二日（金）午後二時～午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として、一名の退会、及び幹事の交替（今津勝紀氏から山本崇氏）が提示され、承認された。続いて入会審査、長野特別研究集会の結果・会計事務・「木簡研究」第二〇号の編集状況（担当は清水みき委員と渡辺晃宏幹事）・総会と研究集会及び二〇周年記念事業の準備状況について報告が行なわれ、審議の上承認された。

◇一九九八年一月六日（金）午後二時～午後五時

於奈良国立文化財研究所

会務報告として二名の退会（董夫）が報告された後、入会審査が行なわれ、九名の入会が承認された。続いて会計事務・長野特別研究集会の会計・「木簡研究」第二〇号の編集・二〇周年記念事業の進行状況の報告があり、審議の上承認された。また、委員の改選についても話し合った。

木簡学会役員(一九九七・九八年度)

幹監	事事	委員
吉川 増潤	土橋 鶯森	佐藤 宗詮
吉川 徹	浩幸	石上 英一
吉川 聰	次郎	櫻木 謙周
吉川 真司	和田 萃	清水 みき
渡辺 晃宏	西村さとみ	東野 治之
吉川 山下信一郎	山本崇	岩本 光
吉川 山本崇	古尾谷知浩	鈴木 景二
吉川 泰寿	鶴見 泰寿	西木 充
吉川 良平	寺崎 保広	西山 良平
吉川 敏史	佐藤 信	山中 敏史
吉川 元一	鎌田 元一	鎌田 元一
吉川 真紹	町田 章	町田 章
吉川 和己	榮原水造男	榮原水造男
吉川 和己	館野 和己	館野 和己
吉川 正二	佐藤 信	佐藤 信
吉川 正二	鎌田 元一	鎌田 元一

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 20 1998

Contents

Foreword	WADA Atsumu	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1997	1	
Outline	1	
Explanatory Notes	6	
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Nara Capital Site (1), Nara Prefecture ; Nara Capital Site (2), Nara Prefecture ; Aono Site, Nara Prefecture ; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture ; Sakafuneishi Site, Nara Prefecture ; Nagaoka Palace Site, Kyoto Prefecture ; Site in Block 3 of East 4th Ward on 2nd Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture ; Site in West 2nd Ward on 6th Street, Nagaoka Capital Site, Kyoto Prefecture ; Site in Block 3 of West 1st Ward on the 3rd Street, Heian Capital Site, Kyoto Prefecture ; Garden of Byodo-in Temple, Kyoto Prefecture ; Saikudani Site, Osaka Prefecture ; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture ; Tenma-Honganji Temple Site, Osaka Prefecture ; Moat enclosed Site, Sakai City, Osaka Prefecture ; Higashi Asakayama Site, Osaka Prefecture ; Ina no sho Site, Hyogo Prefecture ; Yashiki-machi Site, Hyogo Prefecture ; Katsu Site, Hyogo Prefecture ; Samurai House Site in Akashi Castle, Hyogo Prefecture ; Sakaidani Site, Hyogo Prefecture ; Shigeri-Miya no nishi Site, Hyogo Prefecture ; Asaka-Jo no hori Site, Hyogo		

Prefecture ; Daishogun Site, Shiga Prefecture ; Owaki Castle Site, Aichi Prefecture ; Senagawa Site, Shizuoka Prefecture ; Site in front of Meiji University Memorial Hall, Tokyo ; Sendagaya 5-Chome Site, Tokyo ; Yamazaki-Kami no minami Site, Saitama Prefecture ; Saibara Site, Chiba Prefecture ; Koyanagi-machi Site, Matsumoto Castle Site (Third Keep), Nagano Prefecture ; Ise-machi Site, Matsumoto Castle Town Site, Nagano Prefecture ; Miwada Site, Miyagi Prefecture ; Ippon'yanagi Site, Miyagi Prefecture ; Shirayama Site, Iwate Prefecture ; Sanjo Site, Yamagata Prefecture ; Kamitakada Site, Yamagata Prefecture ; Yamada Site, Yamagata Prefecture ; Hotta Fort Site, Akita Prefecture ; Daikojishinjo Castle Site ; Aomori Prefecture ; Fukui Castle Site ; Fukui Prefecture ; Kanaiwa honmachi Site, Ishikawa Prefecture ; Tomizu-Onishi Site, Ishikawa Prefecture ; Katada-B Site, Ishikawa Prefecture ; Nanao Castle Town Site, Ishikawa Prefecture ; Jahami-A Site, Toyama Prefecture ; Futakuchi-Gotanda Site, Toyama Prefecture ; Shimizudo-F Site, Toyama Prefecture ; Shimo no nishi Site, Niigata Prefecture ; Nakakura Site, Niigata Prefecture ; Omido Temple Site, Tottori Prefecture ; Santadan-I Site, Shimane Prefecture ; Obukui Site, Shimane Prefecture ; Takata Site, Shimane Prefecture ; Hyakkengawa-Yoneda Site, Okayama Prefecture ; Tsudera Site, Okayama Prefecture ; Sueharakama Site, Yamaguchi Prefecture ; Hagi Castle Site, Yamaguchi Prefecture ; Takamatsu Castle Site, Kagawa Prefecture ; Kannonji Site, Tokushima Prefecture ; Kaminagano-A Site, Fukuoka Prefecture ; Kashii-B Site, Fukuoka Prefecture ; Hakata Site, Fukuoka Prefecture ; Uoyamachi Site, Fukuoka Prefecture	224
Wooden Writing Tablets Recovered Before 1977 (20)	224
Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture	224
Amendments and Additions (1)	227
Yamagaki Site (6), Hyogo Prefecture ; Hakaza Site (16-17), Hyogo Prefecture ; Irusagawa Site (18), Hyogo Prefecture ; Izumo-kokuchō Site, Shimane Prefecture	
Article	
A Second Study of the Wooden Tablets Found at Prince Nagaya's Mansion and in his Steward's Office	YAGI Atsuru..... 241
Record of the Congress in Nagano	
Ancient Shinano and Yashiro Sites.....	TERAUCHI Takao..... 266
7th Century Wooden Tablets Found in Yashiro Sites	DENDA Ifumi..... 276
7th Century Wooden Tablets Found in Local Government Offices	KANEGAE Hiroyuki..... 287

7th Century Wooden Tablets Found in Palace and Capital Sites	TSURUMI Yasutoshi	303
Wooden Tablets and the Establishment of the Ritsuryo Order	TATENO Kazumi	320
Points of Debate at the Congress in Nagano	HIRAKAWA Minami and SATO Makoto	334
Book Review		
SATO Makoto, <i>Nihon kodai no kyoto to mokkan</i> [Palaces-Capitals and Wooden Tablets in Ancient Japan]	NITO Atushi	338
New Publication		
OBA Osamu, <i>Mokhan: Kodai kara no messeji</i> [Wooden Tablets: Messages from Ancient Times]	MARUYAMA Yumiko	345
Bulletins	SUZUKI Keiji	347
Contents of Volumes 16-20		350
List of Reports at the Regular Congresses (10th—19th) and Special Congresses (Niigata, Nagano) of Our Society		366
Editor's Notes	SHIMIZU Miki	368
Columns:		
Ink-inscribed Pottery Unearthed from Block 11, East 2nd Ward on 2nd Street, Heijo Capital Site	WATANABE Akihiro	42
"O-nie" Inscribed Wooden Tablet Unearthed at the Fujiwara Palace Site	TERASAKI Yasuhiro	53
Announcements		
On the Creation of an "Amendments and Additions" Column		226
Regulations of the Society		240

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二〇号

一九九八年十一月二十日 印刷
一九九八年十一月二十五日 発行

〒630-8577 奈良市一条町二丁目九番一號
奈良国立文化財研究所

編集発行
木簡学
会長 沢野久
平城・史料調査室 気付

TEL (0743) 341-3931
振替口座 01000-61-1517
E-mail mokkai@nabunken.go.jp

印 刷 真 阳 社
TEL (0743) 351-16034
京都府下京区油小路仏光寺上ル

ISSN 0912-2060

